秋田県ひとり親家庭等自立促進計画 (平成26年度~平成30年度)



目次

1. 2. 3. 4.	計画策定の趣旨 計画策定の背景 計画の目的 計画の位置付け 計画の期間 計画の対象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1 1 1 2
1. (1 (2	ひとり親家庭等の実施 ひとり親家庭数等)離婚件数の推移)ひとり親家庭数の持 ひとり親家庭等の現場	• • É 移	•			•	•			•								•		•	3 3 4 5
(1 (2 (3 (4 (5)世帯の状況)世帯の状況)住まいの状況)就業の状況)収入の状況 う)投入の状況 う)養育費の取得状況 う)子どもの状況)ン公的制度等の利用に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· · · · 1	5668900
(9 (10	3) 面会交流の取り決め 3) 困っていること・ネ 3) 意見・要望等 第1期計画の評価 第1期計画に定めたが	希望 •	す •	る・	•	•	• 制 •	• 度 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
1. (1 (2	施策の基本的事項 施策の基本的方向性)母子家庭 ②)父子家庭 ③)寡 婦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1	5 5 5

2.	重点的に取	り組む施策	į	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	15
(1)ひとり親	家庭就業•	自立	支	援も	2ン	タ・	一事	業	の挑	太充			•	•	•	15
(2	2) 市町村に	おける取り	組み	γD	促進	É			•	•	•	•	•	•	•	•	16
(3	3) 父子家庭	に対する支	援σ)充:	実		•		•	•	•	•	•	•	•	•	16
3.	施策の基本	目標		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	16
(1)子育て・	生活支援策	の弁	実		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	16
(2	2)就業支援	策の推進	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	16
(3	3) 経済的支	援策の実施	<u></u>	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	17
(∠	L)養育費確	保の支援	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	17
(5	5) 相談体制	の充実	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	17
第5	具体的施策	の展開															
1.	子育で・生)夲重	≘			•		•	•		•	•	•	•	•	18
2.	就業支援策		• •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	- 0 2 1
3.	経済的支援		•	•			•		•			•	•	•	•		23
4.	養育費確保			•			•		•	•		•	•	•	•		25 25
5.	相談体制の		• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		26
第6	計画の推進	休制															
1.	県の取り組			•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	28
2.	関係機関と	-		•			•		•	•		•	•	•	•		28 28
•	計画の評価		• •	•	•	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•		28
【資料	以編】																
	秋田県ひと	り親家庭等	白寸	(保)	進計	一画	策	宁季		会讀	置	要	綱			•	29
2.	秋田県ひと													•	•		_ 3
•	自立促進計					• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•			31
_ •	秋田県ひと			調	查(D概	要		•	•		•	•	•	•	•	32
-	秋田県ひと									•		•	•	•			33
	秋田県ひと															1	22

第1 計画策定の趣旨

- 1. 計画策定の背景
- 2. 計画の目的
- 3. 計画の位置付け
- 4. 計画の期間
- 5. 計画の対象



第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

ひとり親家庭の世帯数については、本県は近年横ばいですが、全国的には増加傾向にあります。

こうした社会情勢の変化に対応するため、国においては、これまでの児童扶養手当の給付を中心としていた施策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとし、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正し、平成15年4月から施行されたところです。

この法改正に対応して、国では施策の基本方針を策定し、都道府県や市においても、地域の実情に応じた自立促進計画を策定してきました。

県では、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、平成 26 年度以降を計画期間とする「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

2. 計画の目的

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。そのため、支援策を総合的かつきめ細かく展開していくことが重要です。

この計画においては、ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的とします。

3. 計画の位置付け

「母子及び寡婦福祉法」第12条の規定に基づく秋田県における「母子家庭及び 寡婦自立促進計画」です。

「秋田県次世代育成支援行動計画」の個別計画としての性格を有します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。ただし、特別な事情がある場合には、この限りではありません。

5. 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。なお、本計画における用語の定義は次のとおりです。

母子家庭:配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20歳未満の児

童からなる世帯

父子家庭:配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20歳未満の児

童からなる世帯

寡 婦:配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭として20歳未満の

児童を扶養していたことのある人

ひとり親家庭:母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等:母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等

- (1) 離婚件数の推移
- (2)ひとり親家庭数の推移

2. ひとり親家庭等の現状

- (1)世帯の状況
- (2) 住まいの状況
- (3) 就業の状況
- (4) 収入の状況
- (5)養育費の取得状況
- (6) 子どもの状況
- (7) 公的制度等の利用状況
- (8) 面会交流の取り決め状況
- (9) 困っていること・希望する福祉制度
- (10) 意見•要望等



第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等

(1) 離婚件数の推移

離婚率(人口千対)は、全国より低く推移しながら現在に至っています。

秋田県の離婚件数は、平成24年1,495件で、10年前の平成14年と比較して719件減少しています。

離婚件数の年次推移をみると、平成元年から平成14年まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向となり現在に至っています。

離婚率(人口千対)は、平成24年1.41で、平成14年の1.89をピークに漸減傾向にあります。



◆資料:「秋田県衛生統計年鑑」

(2) ひとり親家庭数の推移

【母子世帯は横ばいです】

母子世帯数は、平成17年まで増加傾向にありましたが、その後は若干の増減はあるものの概ね横ばいの状態です。

【父子世帯も横ばいです】

父子世帯数は、年により若干の増減はあるものの、概ね横ばいの状態です。



◆資料:「秋田県母子父子世帯実態調査」

2. ひとり親家庭等の現状

県が、ひとり親家庭等の生活の実態とニーズを把握するため、平成25年8月1日現在で実施した「秋田県ひとり親家庭実態調査」(アンケート調査)によると、現状は次のようになっています。(調査結果の詳細については、資料編に掲載します。)

(1)世帯の状況

ア 母及び父の年齢

【年齢は30代と40代が多くなっています】

年齢は、母子世帯では40代と30代がほぼ同数で、それぞれ40.0%、39.6%を占めており、父子世帯では40代が最も多く44.9%となっています。

寡婦世帯では70代が多く、32.2%となっています。

イ 子どもの状況

【母子、父子世帯ともに子どもが 1 人の世帯が多くなっています】

養育している子どもの数は、母子、父子世帯ともに「1 人」が最も多く、それ ぞれ59.9%、56.0%となっています。

また、子どもの状況は、母子、父子世帯ともに「小学生」が最も多く、それぞれ32.9%、35.7%となっています。

ウ家族の状況

【同居家族の人数は、母子世帯は母子のみ、寡婦世帯は一人暮らしが多くなっています】

本人と子ども(20歳未満)だけの世帯は、母子世帯が49.3%、父子世帯は27.9%となっています。

また、寡婦世帯は33.6%の方が一人暮らしとなっています。

エ 同居家族の内訳

【母子、父子世帯ともに父母と同居が多くなっています】

子ども以外の同居家族では、母子、父子世帯ともに「父母」が最も多く、それぞれ51、2%、58、4%となっています。

また、寡婦世帯は「子ども」が最も多く、51.7%となっています。

オーひとり親になった年齢

【30代、40代が多くなっています】

ひとり親になった年齢は、母、父ともに「30代」が最も多く、それぞれ46. 7%、49.0%となっています。

カ ひとり親になった時の末子の年齢

【末子が5歳以下の時が多くなっています】

末子の年齢が5歳以下の時にひとり親になった世帯が最も多く、母子世帯は6 6.1%、父子世帯は53.3%となっています。

キ ひとり親等となった理由

【母子世帯、父子世帯ともに、離婚が多くなっています】

ひとり親となった理由は、母子世帯は85.8%、父子世帯は80.9%が離婚となっており、病死等死別は母子世帯は5.7%、父子世帯は17.9%となっています。

寡婦世帯は病死等、配偶者の死亡による者が61.7%となっています。

ク 寡婦の扶養関係

【「扶養関係なし」が多くなっています】

寡婦の扶養関係については、「扶養関係なし」が52. 4%となっています。

(2) 住まいの状況

ア 現在の住居

【持家の世帯が多くなっています】

持家率(親の持家も含める)は、母子世帯は54.2%、父子世帯は84.8%、 寡婦世帯は80.5%となっています。

また、母子世帯では、17.1%が公営住宅に入居しています。

イ 公営住宅の入居希望

【全ての世帯で「希望しない」が多くなっています】

公営住宅の入居を「希望しない」は、母子世帯が57.6%、父子世帯が60. 9%、寡婦世帯が59.3%となっています。

(3) 就業の状況

ア ひとり親になる前の就業状況

【母子、父子世帯ともに「就業していた」が多くなっています】

ひとり親になる前に「就業していた」方は、母子世帯が67.3%、父子世帯が96.5%となっています。

イ 就業状況の変化

【母子世帯の半数以上が、ひとり親になった際に仕事に就いた等、就業状況の変化がありました】

ひとり親になった際の就業状況の変化について、母子世帯は、「仕事に就いた」「転職した」等、変化があった方が、60.2%でした。

父子世帯で就業状況に変化があった方は、34.9%となっています。

ウ 就業形態

【母子、父子世帯では9割以上の方が就業しています】

母子世帯では、90.4%の母親が働いています。常用雇用者が45.7%ですが、臨時・パートも35.8%を占めています。

父子世帯では、95.3%の父親が働いています。常用雇用者が73.0%、 自営業が11.1%となっています。

寡婦世帯では、就業していない方が37.6%となっています。

エー社会保険の加入状況

【父子世帯のほとんどが厚生年金等に加入していますが、就業形態でパート等が 多い母子世帯、寡婦世帯は父子世帯に比べ少なくなっています】

厚生年金等の加入状況は、母子世帯が71.9%、父子世帯が83.6%、寡婦世帯が66.7%となっています。

雇用保険の加入状況は、母子世帯が79.7%、父子世帯が84.3%、寡婦世帯が66.7%となっています。

才 職種

【母子、寡婦世帯は同じ職種の傾向があります】

母子世帯は「サービス業」が最も多く27.5%、父子世帯は「技能・製造・ 労務」が最も多く40.6%、寡婦世帯は「専門的・技術的職業」及び「サービ ス業」が最も多く18.8%となっています。

カー仕事を探した方法

【母子、父子世帯は公共職業安定所、寡婦世帯は友人・知人の紹介が多くなっています】

仕事を探した方法について、母子、父子世帯はともに「公共職業安定所の紹介」 が最も多く、それぞれ41.1%、30.2%となっています。

一方、寡婦世帯は「友人・知人などの紹介」が最も多く、36.5%となっています。

キ 帰宅時間

【午後7時前に自宅へ帰る世帯が多くなっています】

帰宅時間については、「午後7時」までに帰る世帯が多く、母子世帯は62.3%、父子世帯は60.9%、寡婦世帯は71.8%となっています。

ク 現在持っている資格

【全ての世帯で自動車運転免許が上位を占めています】

現在持っている資格について、母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の全ての世帯において、「自動車運転免許」が最も多く、それぞれ58.1%、70.1%、56.4%となっています。

ケ 今後取りたい資格

【全ての世帯で「特にない」が多くなっています】

今後取りたい資格について最も多かったのは「特にない」でしたが、取りたい 資格は、母子世帯及び寡婦世帯は「パソコン」でそれぞれ12.7%、8.7%、 父子世帯は「技術系」で9.4%となっています。

コ 就職していない方の就職の希望状況

【就業していない方のほとんどが働くことを希望しています】

「就業していない」と答えた人のうち、母子世帯の89.1%、 父子世帯の66.7%、寡婦世帯の12.5%が「就職したい」と回答しています。

サ 就職していない理由

【各世帯で就職していない理由が異なっています】

それぞれの世帯の就業していない理由で最も多いのは、母子世帯が「求職中である」で47.5%、父子世帯が「自分が病気(病弱)で働けない」で37.5%、 寡婦世帯が「年齢制限のため適当な仕事がない」で42.8%となっています。

シ 要望する就業支援策

【全ての世帯が技能訓練等の就業支援を要望しています。】

母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の全ての世帯において、「技能訓練受講などの経済的援助が受けられること」が最も多く、それぞれ39.7%、32.0%、31.5%となっています。

(4) 収入の状況

ア 年間総収入

【母子、寡婦世帯の総収入は200万円未満が半数を占めています】

年間総収入が200万円未満の世帯は、母子世帯が51.1%、父子世帯が23.1%、寡婦世帯が57.1%となっており低所得者層が多いことが特徴となっています。

父子世帯の年間総収入は、200~250万が16.4%と最も多く、次いで250~300万の15.5%、300~350万の13.2%となっています。

イ 年間就労収入

【母子、寡婦世帯の就労収入は50~150万円未満が多数を占めています】 年間就労収入が200万円未満の世帯は、母子世帯が56.9%、父子世帯が 27.1%、寡婦世帯が65.6%となっています。

(5)養育費の取得状況

ア 養育費の取り決め状況

【母子、父子ともに半数以上が養育費の取り決めをしていません】

離婚母子世帯のうち、養育費の取り決めをしている世帯は42.5%となっています。

また、離婚父子世帯では、19.9%となっています。

イ 養育費の取り決め方法

【取り決めをしている世帯の約2/3は文書で取り決めをしています】

取り決めの方法について、取り決めをしている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は69.9%、離婚父子世帯が63.6%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに半数以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した世帯のうち、裁判所の「関与あり」と答えた方は、離婚母子世帯が59.4%、離婚父子世帯が65.7%となっています。

エ 取り決めをしていない理由

【「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多い理由となっています】

離婚母子、離婚父子世帯ともに「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く、離婚母子世帯が42.4%、離婚父子世帯が35.6%となっています。

オ 養育費の受給状況

【現在、離婚母子の6割以上、離婚父子世帯の 9 割以上が養育費を受給していません】

現在、養育費を受給している方は、離婚母子世帯が26.6%、離婚父子世帯は5.4%にとどまっており、文書で取り決めしても実行されないことが多い実態にあります。

カ 養育費の額

【養育費の受給額平均は、離婚母子が35,000円、離婚父子が21,500円となっています】

養育費の受給額について、離婚母子世帯は「3~5万円未満」が最も多く34.3%、離婚父子世帯は「1~3万円未満」が最も多く36.8%となっています。

(6) 子どもの状況

ア 未就学児の状況

【小学校入学前の子供の養育については、主に保育所、幼稚園を利用しています】 母子、父子世帯ともに主に養育している方は、保育所、幼稚園となっており、 母子世帯は58.5%、父子世帯が47.7%となっています。

イ 児童の放課後の過ごし方

【小学校低学年の放課後については、主に「大人と一緒にいる」が多くなっています】

小学校低学年(1~3年)の放課後の過ごし方は、自宅で祖父母等と過ごしている児童が多く、母子世帯は32.5%、父子世帯が41.5%となっています。

ウ 子どもの進学に対する希望

【約半数の世帯が高校卒業後の進学を希望しています】

子どもの進学の希望について、母子世帯は「大学」が最も多く34.9%、父子世帯は「高校」が最も多く36.4%となっています。

(7) 公的制度等の利用状況

ア 要望する福祉制度

【各種手当・年金・給付金などの充実希望が多くなっています】

要望する福祉制度では、母子、父子世帯が「各種手当・年金・給付金などの充実」が最も多く、それぞれ61.6%、57.8%となっています。

寡婦世帯については、「病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活 支援制度の充実」が最も多く、42.3%となっています。

イ 福祉制度の利用状況

【主に子どもに対する福祉医療費の補助、公共職業安定所の利用状況が多くなっています】

全ての世帯において、「公共職業安定所」の利用率が高く、母子世帯は71.1%、父子世帯が51.9%、寡婦世帯が47.4%となっています。

また、母子、父子世帯では子どもに対する「福祉医療費の補助」も利用率が高く、母子世帯は71.3%、父子世帯が67.1%となっています。

一方、半数以上の方が知らなかったと回答した制度もありました。

ウ 制度を知った方法

【市町村の広報誌、市町村・県機関等の窓口で知った方が多くなっています】 制度を知った方法は、自治体からの情報提供が多く、母子世帯は58.2%、 父子世帯が60.7%、寡婦世帯が55.8%となっています。

(8) 面会交流の取り決め状況

ア 面会交流の取り決め状況

【母子、父子ともに約7割の方が面会交流の取り決めをしていません】 離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は22.5%となっています。

また、離婚父子世帯は、20.3%となっています。

イ 面会交流の取り決め方法

【取り決めをしている世帯の約2/3は文書で取り決めをしています】

取り決めの方法について、取り決めをしている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は62.1%、離婚父子世帯が62.5%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに6割以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した離婚母子世帯のうち、裁判所の「関与あり」と答えた方は、離婚母子世帯が65.2%、離婚父子世帯が60.0%となっています。

エ 取り決めをしていない理由

【「相手と関わりたくないから」が最も多い理由となっています】

離婚母子、離婚父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」が最も多く、離婚母子世帯が36.2%、離婚父子世帯が36.5%となっています。

オ 面会交流の状況

【現在、離婚母子の 7 割以上、離婚父子世帯の6割以上が面会交流を行っていません】

現在、面会交流を行っている方は、離婚母子世帯が19.0%、離婚父子世帯は28.6%となっています。

(9) 困っていること・希望する福祉制度

ア 子どもに関する悩み

【教育・進学を挙げた方が半数以上となっています】

子どもに関する悩みとして「教育・進学」と回答した方が、母子世帯は58. 4%、父子世帯は52.8%と半数以上となっています。

イ ひとり親世帯になった当時困ったこと

【母子世帯は生活費・仕事、父子世帯は生活費・子どもの世話が多くなっています】

母子世帯になった当時困ったことは、「生活費」が最も多く、66.7%で次

いで「仕事」34.8%となっています。

一方、父子世帯は、母子世帯と同様に「生活費」が39.6%と最も多く、次いで「子どもの世話」39.3%となっています。

ウ 現在困っていること

【母子、父子世帯は「生活費」、寡婦世帯は「特にない」が多くなっています】 現在困っていることでは、母子、父子世帯が「生活費」と回答した方が最も多 く、それぞれ55、9%、48、7%となっています。

一方、寡婦世帯は「特にない」と回答した方が最も多く、33.6%となっています。

工 相談相手

【父子世帯の約半数が「欲しい」・「いない」と回答しています】

困った時の相談相手が「いる」と回答した方が、母子世帯は65.0%、父子世帯が45.4%、寡婦世帯が78.5%となっています。

一方、「欲しい」、「いない」と回答した方が、母子世帯は24.5%、父子世帯が42.8%、寡婦世帯が10.1%となっており、父子世帯の相談相手が少なくなっています。

オ 相談相手の内訳

【相談相手については、ほとんどが「親族」、「友人」・「知人」となっています】 相談相手については、全ての世帯で「親族」が最も多く、母子世帯は79.5%、 父子世帯が75.5%、 寡婦世帯が74.4%となっています。

カ 希望する施策

【母子、父子世帯は「児童扶養手当制度の充実」、寡婦世帯は「医療費制度の充実」となっています】

希望する施策については、母子、父子世帯が「児童扶養手当制度の充実」が最も多く、それぞれ46.7%、61.3%となっています。

一方、寡婦世帯は「医療費制度の充実」が最も多く42.3%となっています。

(10) 意見・要望等

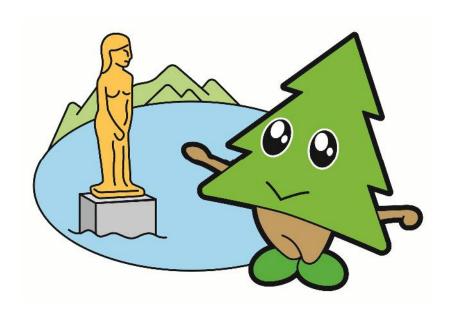
アー自由記述

【母子世帯からは 193件、父子世帯からは 35件、寡婦世帯からは 35件の意見・要望がありました】

最も多かった意見・要望等は、母子世帯が「各種手当・貸付金」に関することで36件、父子世帯が「福祉制度・事業全般について」に関することで8件、 寡婦世帯が「その他」10件となっています。

第3 第1期計画に定めた施策の評価

1. 第1期計画に定めた施策の評価



第3 第1期計画に定めた施策の評価

1. 第1期計画に定めた施策の評価

平成17年度から平成25年度(計画期間を4年延長)を計画期間とする秋田県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、5つの基本目標に取り組んできました。評価については、次のとおりです。

(1)子育て・生活支援策の充実について

評価できる点は、日常生活支援事業の実施主体を県母子寡婦福祉連合会から市福祉事務所に移すことにより、迅速にサービスを受けられるようになったことです。また、放課後児童クラブのクラブ数は、平成16年度131クラブから225クラブまで増加しました。

一方、保育所・公営住宅への優先入所・優先入居を実施していますが、各種施 策の周知が十分ではなく、優先されているとの実感がない状況にあるため、周知 方法を再検討する必要があります。

(2) 就業支援策の推進について

評価できる点は、自立支援給付金の支給について、前回の計画では未実施であった市が実施することになったことです。また、ひとり親家庭就業・自立支援センターの就業支援講習会を秋田市以外の県北・県南でも受講できるようにしたことです。

一方、就業支援策等について、国、県、母子寡婦福祉団体等が相互の情報共有、 連携を行っていますが、情報提供不足等、効果的な支援となっていない状況にあ るため、連携機能の充実を図っていく必要があります。

(3)経済的支援策の実施について

評価できる点は、保育料等の援助や医療費の助成の受給者数が大幅に増加し、 ひとり親家庭の生活費の負担を軽減できたことです。

一方、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定を図る制度である母子寡婦福祉資金の貸付は、平成15年度413件から平成24年度343件に減少しました。県のホームページ等で周知を図っていますが、今後も制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務の実施が必要です。

(4)養育費確保の支援について

評価できる点は、県内の母子自立支援員等による養育費に関する研修を開催 し、相談員の資質向上を図ったことです。

一方、子どもの養育の責任は父母にあり、子どもの健やかな成長のために養育費の確保は重要であるにもかかわらず、養育費の取り決めがされていない場合が多く、パンフレットを相談窓口等に配置し、周知を図っていく必要があります。

(5) 相談体制の充実について

評価できる点は、母子自立支援員、家庭相談員及びひとり親福祉施策担当者に対し、相談に十分な対応ができるように研修会を実施し、資質の向上が図られたことです。相談は多種多様であることから、支援員等は相談者一人一人がどのような支援を求めているかを的確に判断するために、今後も、研修会等を通じて支援員の更なる資質向上を目指す必要があります。

このような状況を踏まえ、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を 図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自 立に努めていく必要があります。

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性

- (1)母子家庭
- (2) 父子家庭
- (3) 寡婦

2. 重点的に取り組む施策

- (1) ひとり親家庭就業・自立支援センター事業の拡充
- (2) 市町村における取り組みの促進
- (3) 父子家庭に対する支援の充実

3. 施策の基本目標

- (1) 子育て・生活支援策の充実
- (2) 就業支援策の推進
- (3)経済的支援策の実施
- (4) 養育費確保の支援
- (5) 相談体制の充実



第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性

(1)母子家庭

母子家庭については、小さな子どもを抱えながら臨時・パートで就業している 人も少なくなく、収入もかなり低い状況にあるとともに、未就業の人も1割程度お り、その多くが就業したいと考えています。また、養育費については、大半の方が 受けられずにいます。

このため、母子家庭に対しては、これまでの児童扶養手当等の経済的支援に加えて、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援を重点的に推進します。

(2) 父子家庭

父子家庭については、父子家庭になる以前から就業していた人がほとんどで、その大部分が常用雇用者であり、収入も母子家庭に比べると高くなっています。しかし、母子家庭に比べて、家事や子どもの世話に不安を抱えている人が多く、また、相談相手がいない人の割合が高くなっています。

このため、父子家庭に対しては、子育てと仕事の両立、家事など日常生活の支援、 相談機能の充実を重点的に推進します。

(3) 寡婦

寡婦については、未就業者が多く収入も低い状況にあり、生活や健康面での不安を抱えている人が多くなっています。また、親の介護や医療費の負担にも不安を抱えています。

このため、寡婦に対しては、年代に応じて就業の支援、日常生活面の支援を重点的に推進します。

2. 重点的に取り組む施策

(1)ひとり親家庭就業・自立支援センター事業の拡充

ひとり親家庭等が自立していくためには、就業して安定的な収入を得ることが第 ーに重要であるため、県では、ひとり親家庭就業・自立支援センター事業を行って います。

この事業は、ひとり親家庭等に対し、

- ① 就業支援事業(就業相談、就業促進活動、相談者の活動支援)
- ② 就業支援講習会(介護職員初任者研修、パソコン講習、調理師試験対応講習、経理事務講習)
- ③ 就業情報提供事業
- ④ ひとり親家庭地域生活支援事業(子育て・生活相談、養育費の法律相談)を 実施し、就業等の支援を行っています。

しかし、依然としてセンターの存在を知らないひとり親家庭等がいることから、 情報提供のしかたを工夫することにより支援体制を強化し、サービスの充実を図り ます。

(2) 市町村における取り組みの促進

ひとり親家庭等の自立支援は、県のみの施策で達成できるものではなく、保育サービスの提供をはじめ、市町村が主体となって実施すべき事業が数多くあり、市町村の取り組みの充実が不可欠です。

このため、県では、市町村の事業が円滑に進むよう、相談担当職員に対する研修の実施や各種情報の提供など様々な支援を行います。

また、市町村のひとり親家庭等支援施策の実施状況などの情報を広く提供し、市町村における取り組みの促進を図ります。

(3) 父子家庭に対する支援の充実

これまでひとり親家庭等に対する支援は、法律上の規定も含め母子家庭や寡婦に対するものが中心となってきましたが、平成22年度に児童扶養手当が、平成25年度には就業支援策が、それぞれ父子家庭も対象となるなど支援制度も充実してきました。

しかし、父子家庭に対する支援制度を知らない人も多く、母子家庭と比べて利用率が低いのが現状です。

このため、父子家庭に対しても、制度が有効に活用できるように適切な情報提供に努めます。

3. 施策の基本目標

前記1の基本的方向性に基づき、2の重点的に取り組む施策とともに、次の5つの柱でひとり親家庭等の自立を図るための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1)子育て・生活支援策の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供、公営住宅など生活の場の確保を推進します。

また、家事や育児などに困った場合など、必要なとき、迅速に対応できる子育て 支援サービスの充実を図ります。

(2) 就業支援策の推進

就業し安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援を推進します。

また、就業機会を創出するため事業主に対する啓発を行うとともに、県内全域で就業支援サービスが等しく受けられるような体制の整備に務めます。

労働局等、就労支援を行っている機関と連携し、就労支援における役割分担を明確にし、効果的・効率的な就労支援サービスの充実を図ります。

(3)経済的支援策の実施

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行い、制度の活用を図るとともに、適正な貸付・給付事務を実施します。

(4) 養育費確保の支援

子どもの養育に対する責務は両親にあり、それは離婚によって変わるものではなく、子どもを監護しない親がその責務を果たし、子どもが養育費を取得して安定した生活ができるよう、広報・啓発の促進や相談・情報提供体制の充実を図ります。

(5) 相談体制の充実

福祉事務所や市町村の相談担当者などを対象に資質向上のための研修等を実施し、相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、ひとり親になる前やなった直後などの相談・情報提供を充実させるととも に、ひとり親等が利用しやすい相談の実施に努めます。

第5 具体的施策の展開

- 1. 子育て・生活支援策の充実
- 2. 就業支援策の推進
- 3. 経済的支援策の実施
- 4. 養育費確保の支援
- 5. 相談体制の充実



第5 具体的施策の展開

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、平成25年度の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には()で表示しています。

1. 子育て・生活支援策の充実

	工心又汲來0万亿天			Ż	过 复	桑
事業等	 事業等の概要		現状と計画期間中の目標	母	父	寡
(実施主体)		(1	十画期間:平成26~30年度)			
				子	子	婦
保育所の優先	母子及び寡婦福祉法第 28 条の		各市町村において、優先的			
入所の推進等	趣旨を踏まえ、保育所に入所する	現	な選考基準を設けるなどして			
(市町村)	児童を選考する場合には、ひとり	状	対応			
	親家庭は入所の必要性が高いもの			0	0	
	として優先的に取り扱います。		引き続き機会を捉えて、市			
			町村(中核市を除く)に対し			
		標	て、制度の趣旨徹底を促して			
			いきます。			
多様な保育サ	○休日保育事業		30カ所で実施			
ービスの充実	就労形態の多様化などに対応す	現	(平成 24 年度)			
(県、市町村)	るため、保育所において日曜・祝	状				
	祭日等の休日保育を実施し、保育					
	に欠ける児童のお世話をします。		市町村におけるニーズを踏	0	0	
	県は、市町村(中核市を除く)		まえ、制度の利用拡大を図り			
	が実施する事業費に対して補助し	標	ます。			
	ます。		30年度:40力所予定			
	〇延長保育事業	現	221カ所で実施			
	就労形態の多様化などに対応す	状	(平成 24 年度)			
	るため、保育所において11時間					
	を超えて開所し、保育に欠ける児		市町村における実施を促進	0	0	
	童のお世話をします。		 し制度の利用拡大を図りま			
		標	す。			
			 30年度:235力所予定			
	〇病児•病後児保育事業		69カ所で実施			
	保育所の通園児等が病気回復期	現	(平成 24 年度)			
	等で集団保育の困難な期間、一時	状				
	的にその児童を保育所や病院等で			0	0	
	お世話をします。		市町村における実施を促進			
		Ħ	し制度の利用拡大を図りま			
		標	す。			
			30年度:75カ所予定			

				Ż	过 ≸	桑
事業等	 事業等の概要		現状と計画期間中の目標	母	父	寡
(実施主体)	3 212 3 -2 1202	(≣	十画期間:平成26~30年度)			
				子	子	婦
放課後児童ク	保護者が就労等により日中家庭		24市町村、225クラブ			
ラブの優先的	にいない小学生に対し、授業の終	現	で実施			
利用の推進	了後に児童館等を利用して適切な	15	小学校区の設置率:75.6%			
(県、市町村)	遊びや生活の場を与え、健全な育 成を図ります。	状		0	0	
	风を図りよす。 - 県は、市町村が実施する事業費		 目標指標			
	一	目	ロ1571日155 小学校区の放課後児童クラブ			
			の設置率			
		標	(平成 26 年度:80%)			
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
公営住宅の優	県は、県営住宅の入居者を決定		すべての県営住宅において			
遇入居の実施	するための抽選において、母子家	現	優遇抽選制度を実施していま			
(県、市町村)	庭及び寡婦に対し当選確率を2倍		す。			
	にする優遇抽選制度を実施します。	状				
			入居希望の該当者に対して	0		0
			制度の周知が図られるよう、			
			適切な窓口対応に努めるとと			
		標	もに、公営住宅を管理する市 町村に対しても、県の取り組			
		尓	みを紹介し、情報共有に努め			
			ます。			
日常生活支援	 就職活動や病気等で一時的に家		県が市町村に補助して実施			
事業の実施	事や育児に困ったとき、家庭生活	現	4市で実施			
(県、市町村)	支援員を派遣して、日常生活の世		(平成 24 年度)			
	話や保育などのサービスを行いま	状				
	す 。			0	0	0
			事業の周知を図るとともに、			
			未実施の市町村に対し事業の			
			実施を働きかけます。			
		標				

				Ż	(† ≸	桑
事業等	事業等の概要	(≣	現状と計画期間中の目標 十画期間:平成26~30年度)	3	父	寡
(実施主体)		(-	回朔间・平成と0/30年度/	子	子	婦
子育て短期支 援事業の実施 (市町村)	〇短期入所生活援助事業 (ショートステイ) 保護者の疾病や仕事等の理由に より子どもの養育が一時的に困難	現 状	5市で実施 (平成 24 年度)	3	3	XII
	になった場合などに、子どもを施 設などで短期間預かります。	目標	市町村における実施を促進 し制度の利用拡大を図りま す。	0	0	
	○夜間養護等事業 (トワイライトステイ) 保護者の仕事が恒常的に夜間に わたる場合や休日の勤務などの場	現状	4市で実施 (平成 24 年度)	0	0	
	合に、施設などで子どもに生活指 導や食事の提供などを行います。	目標	市町村における実施を促進 し制度の利用拡大を図りま す。			
母子生活支援 施設の機能の 充実 (県、市)	母子家庭の母が、様々な理由に より子どもの養育が十分にできな い場合、希望により母子生活支援 施設に保護し、生活の場を提供す るとともに、自立に向けた支援を	現状	母子生活支援施設 9施設定 員:135世帯 入所世帯数:110世帯	0		
	行います。 また、施設の機能を活用し、保 育等の地域の子育て支援ニーズに 対応します。	目標	早期に自立が見込まれる世帯を重点的に支援します。 また、施設の機能を活用し、 保育機能の充実を図ります。			
NPO等の育成 (県、市町村)	ひとり親等相互の情報交換や交流の場を提供するなどグループづくりを支援するとともに、ひとり親家庭等の支援活動を行うNPO等の育成に努めます。	現状	母子寡婦福祉団体の協力を 得て母子部のグループ育成を 行っています。 ただし、一部実施していな いグループもあります。	0	0	0
		目標	実施していないグループに 対し協力を要請するほか、ひ とり親家庭等のグループづく りを支援します。			

2. 就業支援策の推進

				Ż	(ग ≨	·····································
事業等	 事業等の概要		現状と計画期間中の目標	母	父	寡
(実施主体)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(≣	十画期間:平成26~30年度)			
				子	子	婦
ひとり親家庭 就業・自立支 援センター事 業の実施 (県、市)	〇就業相談及び就業情報の提供 センターに就業相談員を配置し、 ひとり親家庭の就業に関する様々 な相談に応じるほか、就業支援バ ンクに登録した人に対し、個別に 求人情報を提供します。	現状目標	就業相談員 2人 ハローワーク等の求人情報 を提供。就業相談222人、 就職者数102人 (平成24年度) 無料職業紹介事業の許可を 取得し、利用者の利便性の向 上を図ります。また、県北や 県南における支援体制を強化	0	0	0
	〇就業支援講習会の開催 より良い就業に結びつくよう介 護職員初任者研修、調理師、パソ コン等の講習会を実施します。	現状	します。 介護職員初任者研修 18人パソコン講習会 34人調理師試験対応講習 16人経理事務講習会 12人(平成24年度) 講習会の実施場所・内容等	0	0	0
		標	をより受講しやすく工夫する ほか、要望の多い他の講習に ついても検討します。			
	○関係機関との連携 ハローワークや福祉事務所等の 関係機関との連携を図るとともに、 地域の相談窓口となる母子自立支 援員等に対し就業支援に関する研 修を実施します。	現状目標	県連絡会議1回 地区別合同検討会議 県北・ 中央・県南の3地区で各1回 母子自立支援員会議等年2回 より効果的で緊密な連携を 進めるとともに、相談員の資 質向上に効果的な研修を実施 します。	0	0	0
事業主に対す	事業主に対してひとり親家庭の		事業にはあるが実績なし			
る啓発の推進 (県、市町村)	親及び寡婦の雇用について理解を 深めてもらい、就業の場の確保に 努めます。	現 状	企業・団体等へひとり親家	0	0	0
		標	庭の親及び寡婦の雇用につい て理解を求めるよう働きかけ ます。			

				×	₫	桑
事業等	事業等の概要	/=	現状と計画期間中の目標	3	父	寡
(実施主体)		(=	十画期間:平成26~30年度)	_	_	4=
白古士授於什			市:8市で実施	子	子	婦
自立支援給付	〇自立支援教育訓練給付金	те				
金の支給	ひとり親家庭の親が自主的に行	現	県:実施			
(県、市)	う能力開発の取り組みを支援する	状	(平成 24 年度)			
	ため、県及び市が指定した職業能力問発のための教育制体給付護原		 事業の周知を図り、より良			
	カ開発のための教育訓練給付講座 を受講した場合、受講料の一部を		い就業に向けた能力開発の取	0	0	
	支給します。		り組みを支援します。			
	父和しより。	標	う幅のと文張しなす。 また、市に対し、制度の実			
		135	施を働きかけます。			
	 ○高等技能訓練促進給付金		市:4市で実施			
	就職の際に有利であり、かつ生	現	県:実施			
	活の安定に資する資格の取得を促	状	(平成 24 年度)			
	進するため、当該資格に係る養成	-1/ (
	訓練の受講期間のうち一定期間に		事業の周知を図り、より良	0	0	
	ついて、給付金を支給することに		 い就業に向けた能力開発の取			
	より生活の負担の軽減を図ります。		 り組みを支援します。			
		標	また、市に対し、制度の実			
			施を働きかけます。			
公共的施設に	県においては、非常勤職員等の		庁内各課・地方機関及び各			
おける雇用の	募集に当たって、求人情報をひと	現	市町村等に協力依頼を実施			
促進	り親家庭就業・自立支援センター	状				
(県、市町村)	に提供し、ひとり親家庭の親及び					
	寡婦の雇用の促進を図ります。		引き続き機会を捉えて協力	0	0	0
	また、市町村や社会福祉施設に		要請を行います。			
	対しても、雇用の促進を働きかけ	標				
	ます。					
母子寡婦福祉	庁舎の清掃等の業務を母子寡婦		庁舎の清掃業務を委託			
団体への事業	福祉団体へ優先的に発注し、母子	現				
発注の推進	家庭の母及び寡婦の雇用の促進を	状				
(県)	図ります。		引き続き契約の透明性を確			
			保しながら業務を委託し、母	0		0
		標	子寡婦の雇用促進を図りま			
			す。			

3. 経済的支援策の実施

	は反中の天心			+		<u></u>
事業等			現状と計画期間中の目標			-
	事業等の概要	(≣	計画期間:平成26~30年度)	母	父	寡
(実施主体)		(-	回朔側・平成とり、。30年度)	_	_	
			<u> </u>	子	子	婦
児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母		県:延べ 10,179人			
の支給	と生計をともにしていない児童の	現	市:延べ109,946人			
(県、市)	父又は母、または、父又は母に代	状	(平成 24 年度)			
	わってその児童を養育している方			0	0	
	に対し、児童の健やかな成長を願		制度に関する広報を積極的			
	って支給される手当です。		に実施し、情報提供を推進す			
		標	るほか、適正な給付業務を実			
			施します。			
母子寡婦福祉	母子家庭及び寡婦の経済的自立		貸付実績			
資金の貸付	と生活の安定、児童の福祉の向上	現	県:343人			
(県、中核市)	を図るために、各種資金の貸付を	状	秋田市:84人			
	行います。		(平成 24 年度)	0		0
			制度に関する情報提供を積			
		目	極的に推進し、適正な貸付業			
		標	務を実施します。			
住宅整備資金	ひとり親家庭等の住宅の補修や		貸付限度額150万円			
の貸付	増改築等に必要な資金の貸付を行	現	金利は所得税非課税世帯が			
(県、市町村)	います。	状	無利子、その他は3%以内			
	 県は、市町村に対し、対象世帯					
	 に貸し付けるために必要な資金を		制度に関する情報提供を積		0	0
	 貸付します。		 極的に推進し、適正な貸付業			
			 務を実施します。			
		標				
 保育料等の援	 子どもを保育所や幼稚園等に入		 保育料等の5割を補助			
助	所させて働いている場合に、保育	現	該当児童数 1,331人			
(県、市町村)	州等の援助を行います。		(平成 24 年度)			
()((, (, (, (, (, (, (, (, (, (, (, (, (,	411 G 421/200 C 13 V 100 D 0	状				
		1/\			0	
			マ奈てと 仕車の悪立のた	-		
			子育てと仕事の両立のた			
			め、現状の制度を継続して実			
		標	施します。 			

				対 象		
事業等	 事業等の概要		現状と計画期間中の目標	母	父	寡
(実施主体)	FA GOLDING	(≣	(計画期間:平成26~30年度)			
				子	子	婦
医療費の助成	経済的負担に起因するひとり親		県内全市町村で実施			
(県、市町村)	家庭の児童の受診抑制を解消する	現	25年3月末現在受給者数			
	とともに、経済的・精神的負担の		母子:13,434人			
	軽減を図ります。	状	父子: 1,908人			
	県は、市町村が実施した事業費		(平成 24 年度)			
	に対し補助します。		該当者がもれなく受給でき	0	0	
		Ħ	るよう、広報活動等で事業の			
			周知徹底を図ります。			
		標				

4. 養育費確保の支援

				Ż	ij §	·····································
事業等	事業等の概要		現状と計画期間中の目標	<u> </u>	父	寡
(実施主体)		(計画期間:平成26~30年度)				
				子	子	婦
広報•啓発及	子どもの養育費を負担するのは		養育費相談支援センターの			
び情報提供の	親の当然の義務であることを啓発	現	パンフレットにより広報・啓			
推進	し、養育費に関する正しい知識や		発を行っています。			
(県、市町村)	取得手続、相談窓口などについて、	状	また、母子自立支援員の研			
	パンフレットやホームページなど		修で問題を取り上げていま			
	を利用して広報及び情報提供を行		す。	0	0	
	います。		今後も制度に関する広報を			
			積極的に実施します。			
		標				
特別相談事業	弁護士による法律相談を実施し、		ひとり親家庭就業・自立支			
の実施	養育費等に関する専門的な相談に	現	援センターで事業を行ってい			
(県)	応じます。		ます。			
		状	相談申込数:3件			
			(平成 24 年度)			
			相談需用に応じて実施回数	0	0	0
			の拡充を図ります。			
		標				
相談員に対す	母子自立支援員などの相談員に		年2回程度県内母子自立支			
る研修の実施	対し養育費及び面会交流に関する	現	援員の研修等を行っていま			
(県)	相談に十分な対応ができるように		す。			
	研修を実施します。	状				
			相談需用に応じて開催日数	0	0	0
			を増やし、相談員の資質向上			
			を図ります。			
		標				

5. 相談体制の充実

				5	(† ≸	·····································
事業等	 事業等の概要	/ -	現状と計画期間中の目標	母	父	寡
(実施主体)			十画期間:平成26~30年度)			4=
母子自立支援 員による相談	県及び市の福祉事務所に配置されている母子自立支援員が、母子	現	県(4事務所) 4人 市(13市) 17人	子	子	婦
の実施 (県、市)	家庭及び寡婦に対する総合的な相 談窓口として、様々な相談への対 応や自立に必要な情報提供を行い	状	計 21人 相談延べ件数 5,765件 (平成24年度)			
	ます。	目標	就業支援や養育費の確保を 含め、自立のための総合的な 相談や情報提供を行います。	0		0
家庭相談員による相談の実施	県及び市の福祉事務所に配置されている家庭相談員が、父子家庭 に対する様々な相談に応じます。	現状	県(4事務所) 5人 市(13市) 29人 計 34人			
(県、市)			相談窓口としての広報に努め父子家庭の抱える問題の解決を支援します。	_	0	
ひとり親家庭 就業・自立支 援センターに よる相談の実	センターに配置された地域生活 支援員が、ひとり親家庭等の子育 てや生活相談などに応じるほか、 各種福祉制度等の情報提供を行い	現状	地域生活支援員 1人 相談延べ件数 26件 (平成24年度)			
施(県)	ます。	目標	弁護士による法律相談の実施(4の再掲)など、より専門的な相談事業の充実を図り、福祉事務所等の相談機能を補完します。	0	0	0
相談員に対する研修の実施(県)	母子自立支援員、家庭相談員等 関係者に対し、各種相談に十分な 対応ができるように研修を実施し ます。	現状	母子自立支援員会議及び研修 各1回 家庭相談員(父子)会議 年1回 その他地区ごとに研修を開催			
		目標	相談員の資質向上に効果的 な研修を行うとともに、町村の 担当に対しても研修を行いま す。	0	0	0

				×	寸 复	Ř
事業等	 事業等の概要		現状と計画期間中の目標			寡
(実施主体)	3 21 3 3 11/02	(≣	十画期間:平成26~30年度)			
				子	子	婦
情報提供の推	ひとり親家庭等に対する支援制		「ひとり親家庭のしおり」			
進	度を分かり易く紹介したパンフレ	現	を作成し、市町村等に配付し			
(県、市町村)	ットを作成し、市町村等の関係機		たほか、県のホームページ等			
	関に配付するほか、ホームページ	状	にも掲載し、紹介しています。			
	などを利用した情報提供を行いま					
	ਰ 。		制度の認知度を高め、必要	0	0	0
			な人に必要な情報が行き渡る			
			よう、パンフレットやホーム			
		標	ページ等を利用した情報提供			
			を行います。			
休日・夜間の	就業している人でも相談がしや		ひとり親家庭就業・自立支			
相談体制の充	すいように、休日や夜間における相		援センター及び県のホームペ			
実	談体制について、効果的な実施方法		ージにおいてメールで相談を			
(県)	を検討します。	現	受付しています。			
			また、秋田市では子ども未			
		状	来センターで土曜日に相談窓	0	0	0
			口(母子家庭及び寡婦)を開		(県)	
			設しています。			
			メールの活用に加え、相談			
		Ħ	窓口の時間延長などを検討し			
			ます。			
		標				

第6 計画の推進体制

- 1. 県の取り組み
- 2. 関係機関との連携
- 3. 計画の評価



第6 計画の推進体制

1. 県の取り組み

県は、ひとり親家庭就業・自立支援センター事業等を推進するとともに、広域的な観点から、市における自立促進計画の策定や市町村が実施する施策が円滑に進むよう支援します。

また、広く制度の周知や情報提供に努めるとともに、地域の相談窓口となる県や関係機関の担当者に対して研修を行い、相談機能の強化を図ります。

2. 関係機関との連携

経済的自立のために必要な就業機会を確保するとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、雇用する側の企業に対して理解と協力を求めるとともに、母子 寡婦福祉団体や市町村、ハローワーク等の関係機関と連携して対策に取り組みます。

3. 計画の評価

計画の期間満了前に、実態調査の実施や関係者からの意見聴取等を行い、計画に定めた施策についての評価を行います。

この評価の結果は公表するものとし、次期計画策定の参考とします。

【資料編】

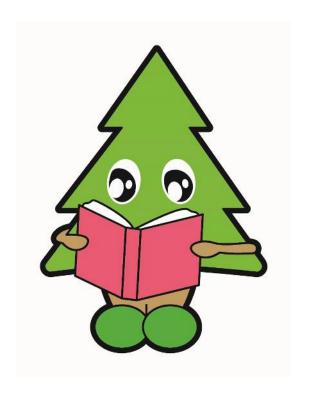
- 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱
- 〇 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿
- 〇 自立促進計画策定の経過
- 秋田県ひとり親家庭実態調査の概要

【集計結果】

- 1. 母子世帯集計結果
- 2. 父子世帯集計結果
- 3. 寡婦世帯集計結果

【調査票】

- 母子世帯用
- 父子世帯用
- 寡婦世帯用



秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づき、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) ひとり親家庭の実態調査に関すること。
 - (2) ひとり親家庭の支援ニーズの把握に関すること。
 - (3) ひとり親家庭の自立促進計画の策定に関すること。

(組 織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部子育て支援課に置く。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。
 - 附 則 この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

氏	名	所 属	職名	備 考
蛭 田	一美	聖園学園短期大学	講師	学識者(委員長)
中野谷	綾 子	大仙市健康福祉部児童家庭課	課長	秋田県市長会推薦(副委員長)
富田	大	第一合同法律事務所	弁護士	秋田弁護士会推薦
花田	幸隆	秋田労働局職業安定部職業対策課	課長	秋田労働局職業安定部推薦
草彅	由美子	東成瀬村民生課	課長	秋田県町村会推薦
原田	弘美	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター	就業相談員	秋田県母子寡婦福祉連合会推薦
佐々木	ケイ子	秋田県母子福祉協議会	副会長	秋田県母子福祉協議会推薦
藤田	実	秋田県中小企業団体中央会総務企画部企画広報課	課長補佐	秋田県中小企業団体中央会推薦
津谷	美 紀	東北電力労働組合秋田支部	組合員	連合秋田推薦
金子	賢 男			秋田県社会福祉審議会公募委員
佐藤	智 子	潟上市福祉保健部社会福祉課	母子自立支援員	秋田県母子自立支援員連絡協議会推薦

【事務局】

区分	課名
家庭福祉部門	子育て支援課
労働政策部門	雇用労働政策課
公営住宅部門	建築住宅課
保育所部門	幼保推進課

自立促進計画策定の経過

年	月	事項	備 考
平成25年	6月	「秋田県ひとり親家庭等自立促進 計画策定委員会」設置	• 委員11名
	7月	第1回策定委員会開催	・計画策定の概要確認・策定スケジュールの確認・調査項目・方法の検討
	8月	ひとり親家庭実態調査(アンケート)の実施	• 調査対象
	10月	関係団体等のヒアリングの実施	
	12月	第2回策定委員会開催	・調査結果の評価・分析 ・計画案(骨子)の検討
	12月	パブリックコメントの実施	
平成26年	1月	第3回策定委員会開催	・計画最終案の検討
	3月	計画の決定	

秋田県ひとり親家庭実態調査の概要

1. 調查目的

秋田県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の生活の実態とニーズを把握し、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施した。

2. 調査対象

世帯区分ごとに、世帯総数の1割程度の調査票回収を目標に、概ね2~3割程度の世帯を対象とした。

3. 調查事項

世帯の状況、住居の状況、仕事の状況、家計の状況、子どもの状況、公的制度の利用状況等

4. 調査基準日

平成25年8月1日

5. 調査期間

平成25年8月1日~9月10日

6. 調査方法

世帯区分ごとに、市等関係機関に対して、児童扶養手当現況調査時や郵送等により調査票を配布するよう依頼し、無記名・料金受取人払郵便にて回収した。

7. 配布 • 回収状况

世帯区分	配布数	有効回答数	回収率
母子世帯	2, 354	1, 650	70. 1%
父子世帯	586	341	58. 2%
寡婦世帯	250	149	59. 6%
計	3, 190	2, 140	67. 1%

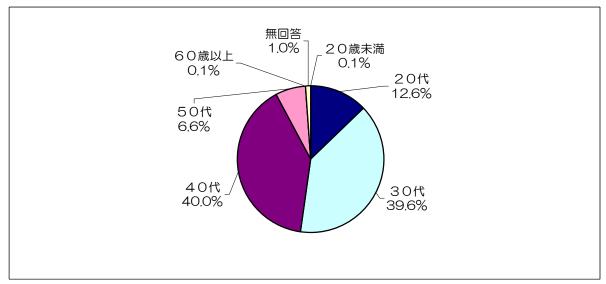
1. 母子世帯集計結果

◆母子世帯集計結果◆

【世帯の状況】

1. 母の年齢

母子世帯の母の年齢は、「40代」、「30代」の順に多く、全体の約8割を占めており、 平均年齢は39.1歳となっています。

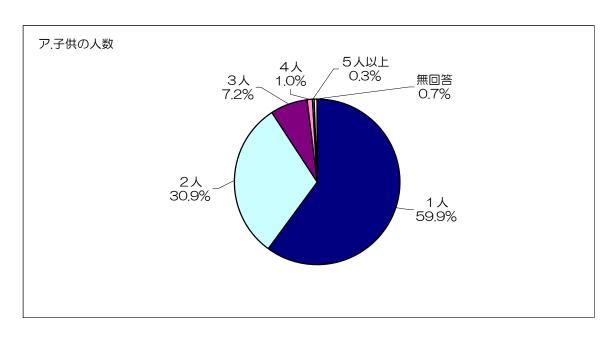


20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
2	208	653	660	108	2	17	1,650	39.1
0.1%	12.6%	39.6%	40.0%	6.6%	0.1%	1.0%	100.0%	

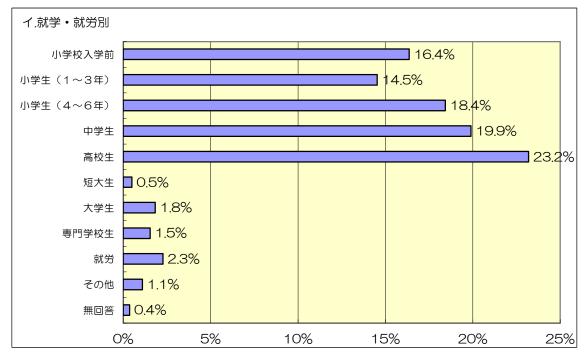
2. 子どもの状況

養育している子どもの数は、「1人」が最も多く約6割で、「2人」以下の世帯が全体の9割以上を占めています。

就学・就労状況別では、「小学生」が約3割、「中学生」、「高校生」が合わせて約4割で、「小学校入学前」の子どもは1割強となっています。



1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
988	510	119	17	5	11	1,650
59.9%	30.9%	7.2%	1.0%	0.3%	0.7%	100.0%

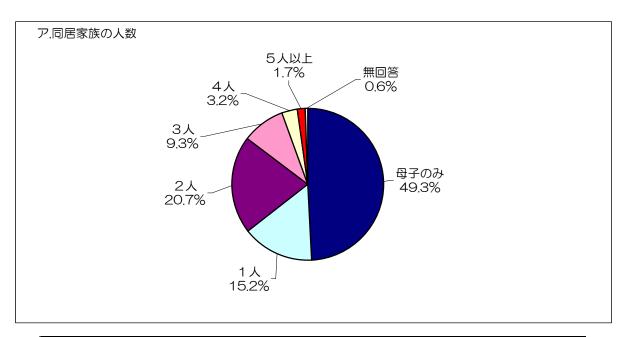


小学校 入学前	小学生 (1~3年)	小学生 (4~6年)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門 学校生	就労	その他	無回答	総数
402	357	453	489	570	12	45	38	56	27	9	2,458
16.4%	14.5%	18.4%	19.9%	23.2%	0.5%	1.8%	1.5%	2.3%	1.1%	0.4%	100.0%

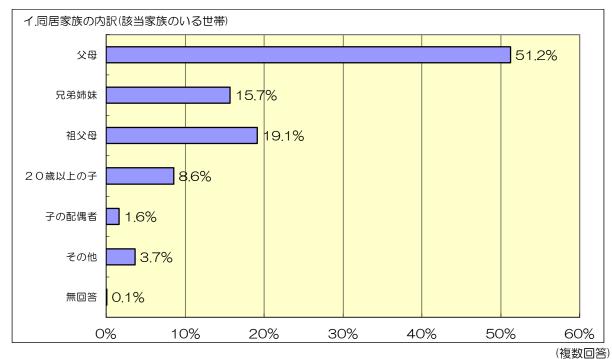
3. 同居家族の状況

同居している家族の状況では、母子の他に同居家族がいない世帯が全体の約半分を占めています。

同居家族の内訳では、約半分の世帯が母の「父母」と同居しています。



母子のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
813	251	342	154	53	27	10	1,650
49.3%	15.2%	20.7%	9.3%	3.2%	1.7%	0.6%	100.0%

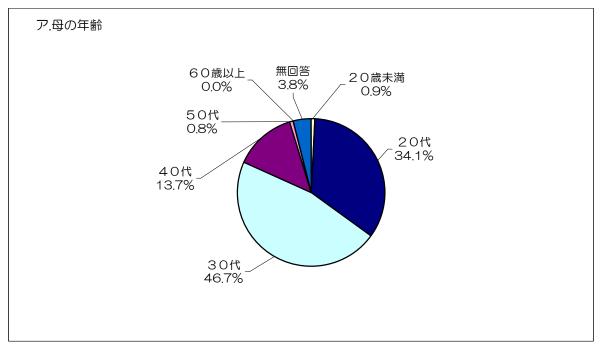


							∖後奴[쁘
父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳 以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数	
629	193	235	105	20	45	1	1,228	ĺ
51.2%	15.7%	19.1%	8.6%	1.6%	3.7%	0.1%		

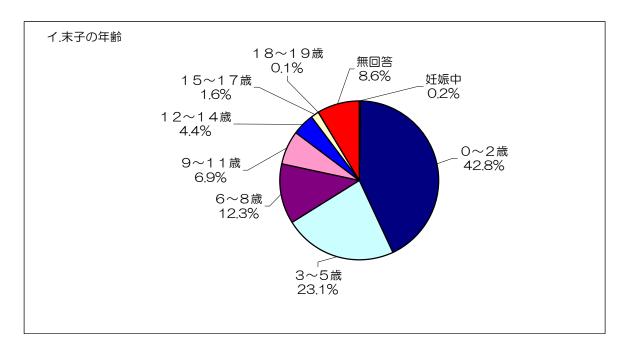
4. 母子世帯になった年齢

母子世帯になった時の母の年齢は、「30代」が最も多く全体の約半数を占め、次いで、「20代」が3割強となっています。

母子世帯になった時の末子の年齢は、「O~2歳」が4割強と最も多く、次いで、「3~5歳が2割強で合わせて全体の2/3の世帯が、末子が5歳以下の時に母子世帯になっています。



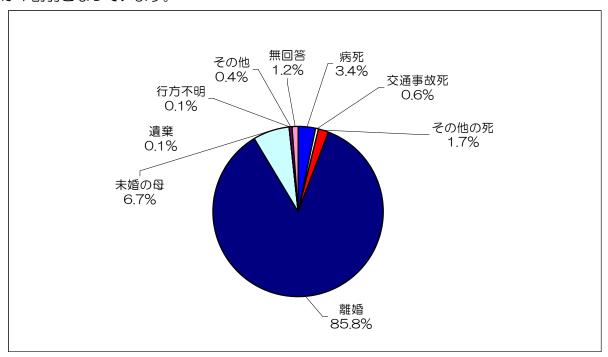
20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
15	563	770	226	14	0	62	1,650
0.9%	34.1%	46.7%	13.7%	0.8%	0.0%	3.8%	100.0%



妊娠中	0~2歳	3~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	無回答	総数
4	706	381	203	114	73	26	1	142	1,650
0.2%	42.8%	23.1%	12.3%	6.9%	4.4%	1.6%	0.1%	8.6%	100.0%

5. 母子世帯になった理由

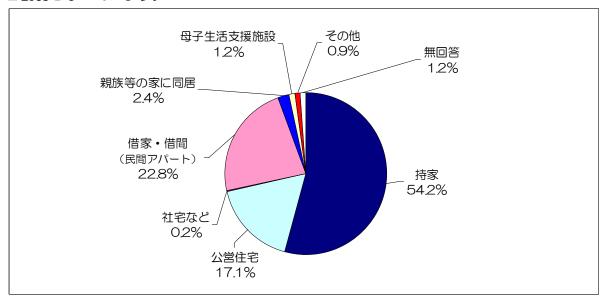
母子世帯になった理由では、「離婚」が圧倒的に多く8割以上を占め、次いで「未婚の母」が1割弱となっています。



病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
56	10	29	1,415	111	1	1	7	20	1,650
3.4%	0.6%	1.7%	85.8%	6.7%	0.1%	0.1%	0.4%	1.2%	100.0%

6. 現在の住居

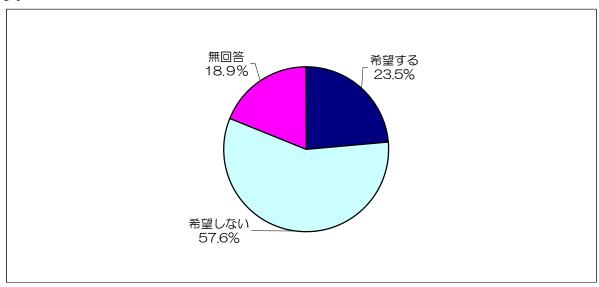
現在の住居については、「持家」が5割強で、次いで「借家・借間」の2割強、公営住宅が2割弱となっています。



持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の 家に同居	母子生活 支援施設	その他	無回答	総数
895	282	4	376	39	19	15	20	1,650
54.2%	17.1%	0.2%	22.8%	2.4%	1.2%	0.9%	1.2%	100.0%

7. 公営住宅の入居希望

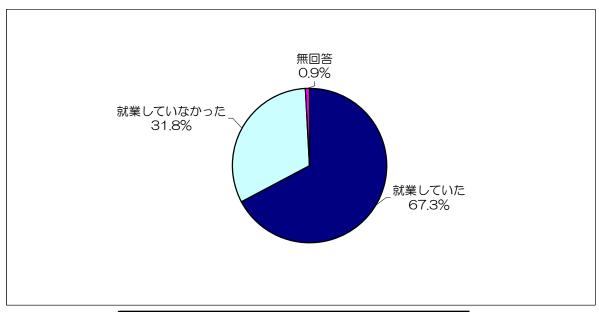
公営住宅の入居希望については、持家が多いこともあり、「希望しない」が多くなっています。



希望する	希望しない	無回答	総数
317	777	254	1,348
23.5%	57.6%	18.9%	100.0%

8. 母子世帯になる前の就業状況

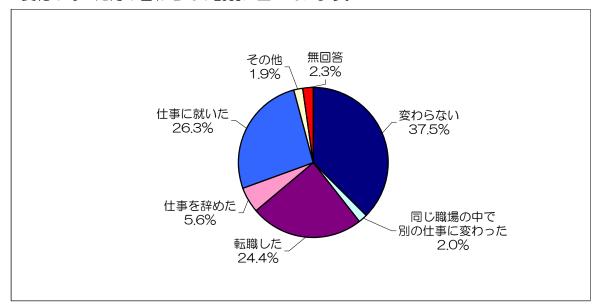
母子世帯になる前の就業状況については、7割弱が「就業していた」と答えていますが、「就業していなかった」と答えた方も約3割います。



就業していた	就業して いなかった	無回答	総数
1,111	524	15	1,650
67.3%	31.8%	0.9%	100.0%

9. 就業状況の変化

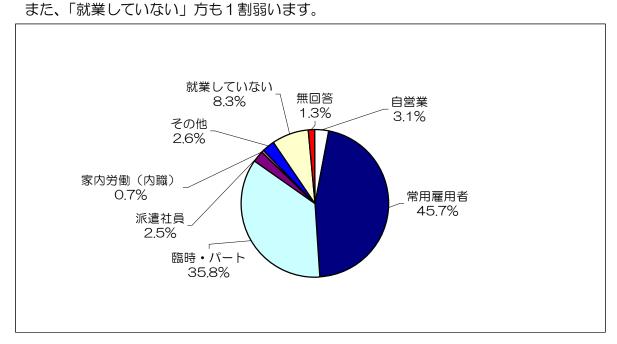
母子世帯になったことを契機としての就業状況の変化については、「変わらない」と答えた方が4割弱で最も多くなっていますが、「仕事に就いた」、「転職した」など何らかの形で変化があった方が合わせて6割弱に上っています。



変わらない	同じ職場の中で別の仕事に変わった		仕事を辞めた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
618	33	403	92	434	32	38	1,650
37.5%	2.0%	24.4%	5.6%	26.3%	1.9%	2.3%	100.0%

10. 就業形態

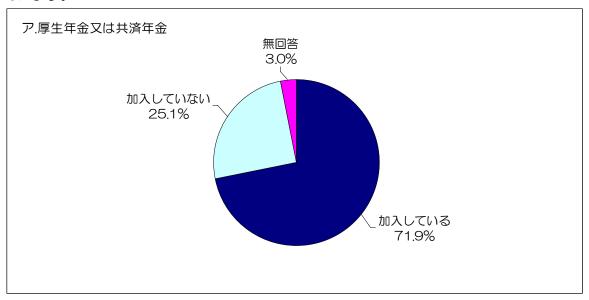
現在の就業形態については、「常用雇用者」が5割弱で最も多くなっていますが、「臨時・パート」の方も4割弱と多くなっています。



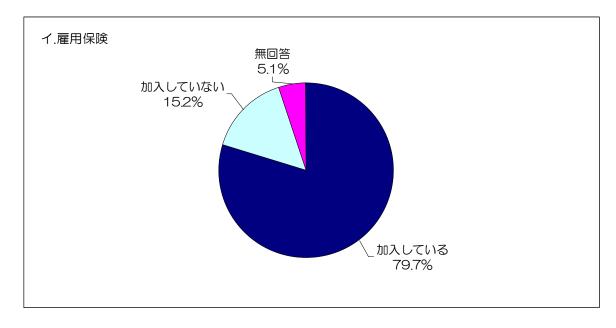
	自営業	常用雇用者	臨時・ パート	派遣社員	家内労働 (内職)	その他	就業して いない	無回答	総数
	51	754	591	41	11	44	137	21	1,650
ĺ	3.1%	45.7%	35.8%	2.5%	0.7%	2.6%	8.3%	1.3%	100.0%

11. 社会保険の加入状況

厚生年金又は共済年金及び雇用保険の加入状況については、ともに7割以上の方が加入しています。



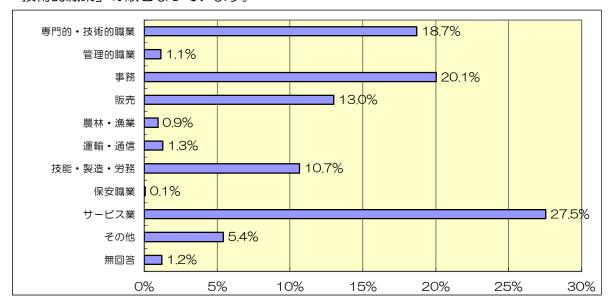
加入して いる	加入して いない	無回答	総数
1,028	359	43	1,430
71.9%	25.1%	3.0%	100.0%



加入して いる	加入して いない	無回答	総数
1,140	217	73	1,430
79.7%	15.2%	5.1%	100.0%

12. 職種

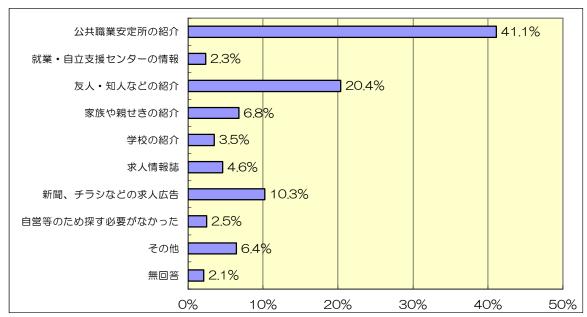
就業している方の職種については、「サービス業」が最も多く、次いで「事務」、「専門的・技術的職業」の順となっています。



技術的職業	管理的職業	事 務	販 売	農林・漁業	運輸・通信	製造・労務 ・労務	保安職業	サー ビス業	その他	無回答	総 数
279	17	299	194	14	19	159	1	411	81	18	1,492
18.7%	1.1%	20.1%	13.0%	0.9%	1.3%	10.7%	0.1%	27.5%	5.4%	1.2%	100.0%

13. 仕事を探した方法

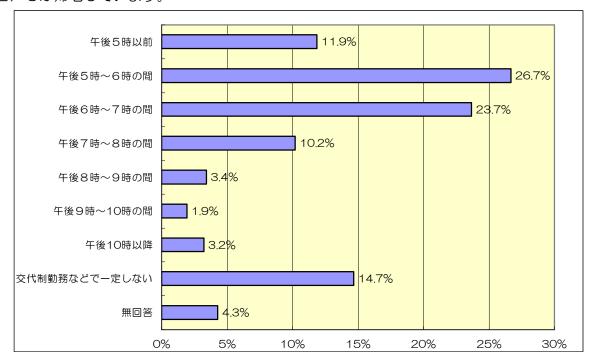
今の仕事を探した方法については、「公共職業安定所の紹介」が最も多く、約4割、次いで「友人知人などの紹介」が約2割となっています。



所の紹介紹業安定	情報とシターの就業・自立支	どの紹介	の紹介家族や親せき	学校の紹介	求人情報誌	求人広告 おどの チラシ	かった探す必要がな自営等のため	その他	無回給	総 数
614	35	304	101	52	69	153	37	96	31	1,492
41.1%	2.3%	20.4%	6.8%	3.5%	4.6%	10.3%	2.5%	6.4%	2.1%	100.0%

14. 帰宅時間

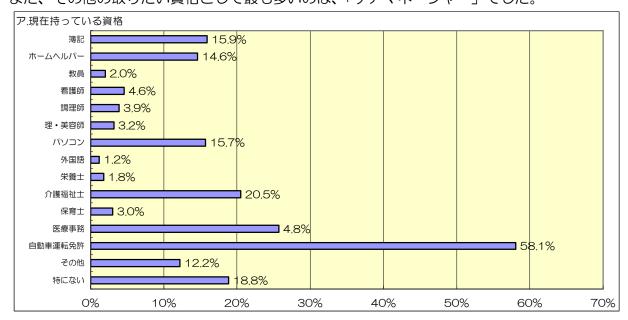
普段の帰宅時間は、「午後5時~6時」と「午後6時~7時」が多く、午後7時までに全体の約2/3が帰宅しています。



午後5時以前	午後5時~ 6時の間	午後6時〜 7時の間	午後7時〜 8時の間	午後8時〜 9時の間	午後9時〜 10時の間	午後10時以降	交代制勤務 などで 一定しない	無回答	総数
177	398	353	153	51	29	48	219	64	1,492
11.9%	26.7%	23.7%	10.2%	3.4%	1.9%	3.2%	14.7%	4.3%	100.0%

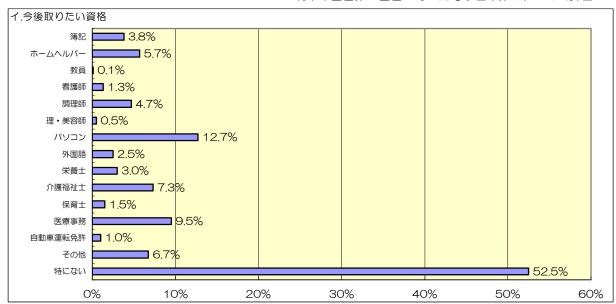
15. 資格

現在持っている資格は、「自動車運転免許」が最も多く、次いで「介護福祉士」となっています。また、その他の持っている資格として最も多いのは、「ファイナンシャル・プランナー」でした。今後取りたい資格は、「パソコン」が最も多く、次いで「医療事務」となっています。また、その他の取りたい資格として最も多いのは、「ケアマネージャー」でした。



															(複数回	<u>」答) </u>
	簿記	へホ ルパム ー	教員	看護師	調理師	美理 容 師	パソコン	外国語	栄養士	福介 祉護 士	保育士	医療事務	運転免許	その他	特にない	総数
	262	241	33	76	65	52	259	19	30	339	49	80	958	201	311	2,975
-	15.9%	14.6%	2.0%	4.6%	3.9%	3.2%	15.7%	1.2%	1.8%	20.5%	3.0%	4.8%	58.1%	12.2%	18.8%	

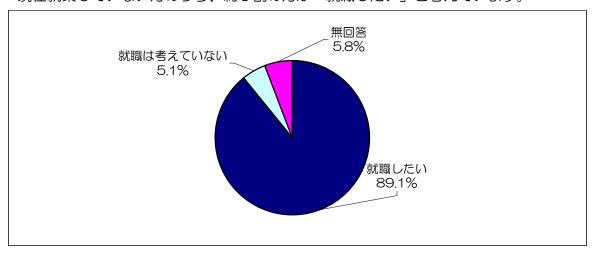
※利率は回答数:回答のあった母子世帯数(1,650)で算出



														(複数回]答)
簿記	へホ ルパム ー	教員	看護師	調理師	美理 容 師	パソコン	外国語	栄養士	福介 祉護 士	保育士	医療事務	運転免許	その他	特にない	総 数
62	94	2	22	78	8	210	41	50	120	24	156	16	111	866	1,860
3.8%	5.7%	0.1%	1.3%	4.7%	0.5%	12.7%	2.5%	3.0%	7.3%	1.5%	9.5%	1.0%	6.7%	52.5%	

16. 就職の希望

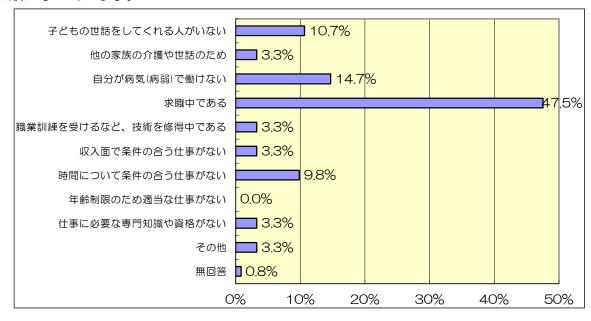
現在就業していない方のうち、約9割の方が「就職したい」と考えています。



就職したい	就職は考えて いない	無回答	総数
122	7	8	137
89.1%	5.1%	5.8%	100.0%

【就職していない理由】

就職していない(就業できない)理由については、「求職中である」と答えた方が約5割で最も多く、次いで「自分が病気(病弱)で働けない」、「子どもの世話をしてくれる人がいない」の順になっています。



れる人がいな	子どもの世話をして	世話のため他の家族の介護や	で働けない(病弱)	求職中である	ある ど、技術を修得中でど、技術を修得中で	事がない収入面で条件の合う仕	合う仕事がない時間について条件の	仕事がない年齢制限のため適当な	識や資格がない仕事に必要な専門知	その他	無回約	総数
	13	4	18	58	4	4	12	0	4	4	1	122
10	0.7%	3.3%	14.7%	47.5%	3.3%	3.3%	9.8%	0.0%	3.3%	3.3%	0.8%	100.0%

17. 要望する就業支援策

24.4%

39.7%

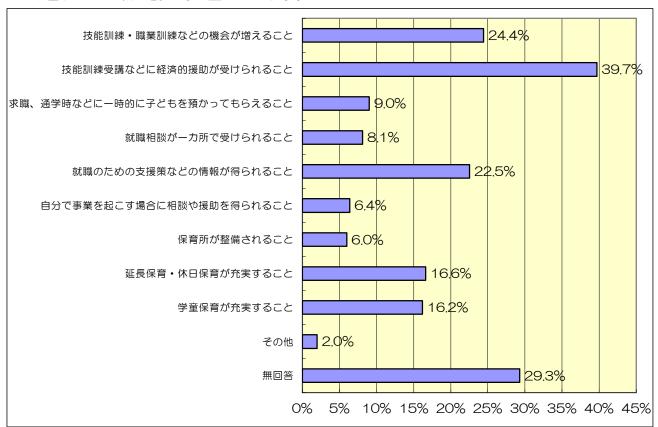
9.0%

8.1%

22.5%

要望する就業支援策としては、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も 多く、約4割の方が要望しており、次いで「技能訓練・職業訓練などの機会が増えること」に 関する要望となっています。

また、延長保育、学童保育など、就業中や求職中などの際に、子どもの生活面に関する支援 を合わせると約4割の方が望んでいます。



が技 が技 ど求 こ就 が就 や自 保 こ延 増能 受能 も職 と職 得職 援分 育 と長 所 学 え訓 け訓 らの 助で 保 を 桕 預 通 童 が る練 ら練 談 れた を事 育 保 れ受 か学 が るめ 得業 整 育 と職 る講 つ時 この 備 休 らな が され こな とど に てな 力 と支 れ起 \Box 総 充 もどらに 訓 所 援 保 るこ 実 で こす る 策 育 練 など 経 · 受 け など す えー と場 が る る時 済 合 充 こと の 的 こ的とに 5 の に 実 機 れ す 援 情 相 助 報 談 る 403 655 149 133 371 106 99 274 268 33 483 2,974

6.4%

6.0%

16.6%

※利率は回答数: 回答のあった母子世帯(1,650)で算出

2.0%

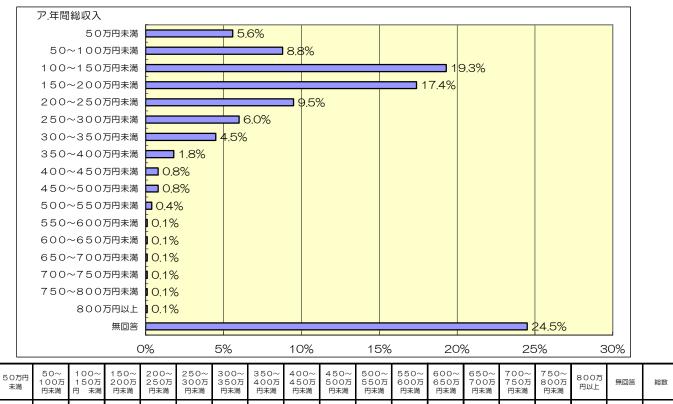
29.3%

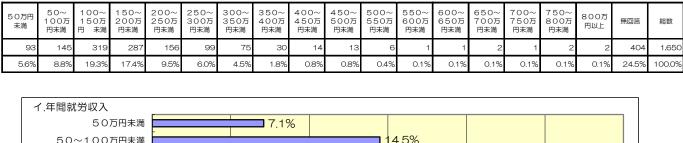
16.2%

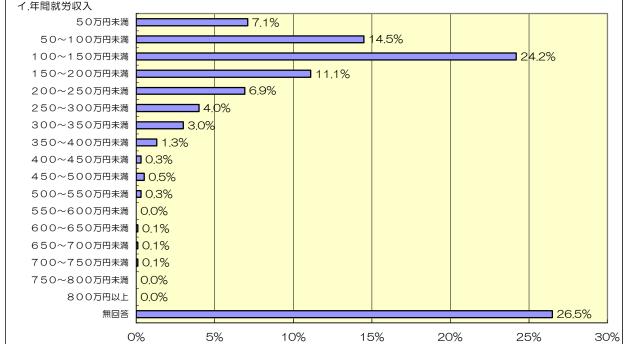
(複数回答)

18. 年間収入

平成24年の年間総収入は、「100~150万円未満」が最も多く約2割を占めており、次いで、「150~200万円未満」の順に多く、250万円未満の世帯が全体の約2/3を占めています。年間就労収入については、年間総収入と同様に「100~150万円未満」が最も多くなっていますが、次いで「50~100万円未満」の世帯が多くなっています。





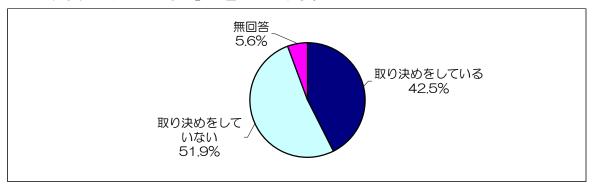


50万円 未満	50~ 100万 円未満	100~ 150万 円未満	150~ 200万 円未満	200~ 250万 円未満		300~ 350万 円未満	350~ 400万 円未満	400~ 450万 円未満	450~ 500万 円未満	500~ 550万 円未満		600~ 650万 円未満		700~ 750万 円未満	750~ 800万 円未満	800万 円以上	無回答	総数
108	219	366	168	104	61	45	20	5	8	4	0	1	2	1	0	0	401	1,513
7.1%	14.5%	24.2%	11.1%	6.9%	4.0%	3.0%	1.3%	0.3%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	26.5%	100.0%

19. 養育費の取り決め状況

【取り決めの有無】

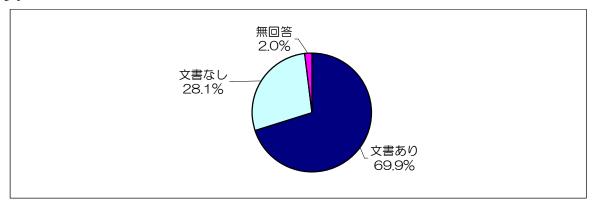
養育費の取り決め状況については、「取り決めをしている」のは約4割で、それに対して半数以上が「取り決めをしていない」と答えています。



取り決めを している	取り決めを していない	無回答	総数
602	734	79	1,415
42.5%	51.9%	5.6%	100.0%

【取り決め方法】

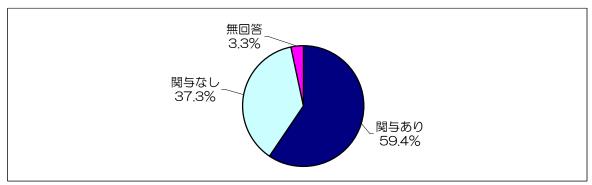
取り決め方法については、取り決めをしている方の約7割の方が「文書あり」と答えています。



文書あり	文書なし	無回答	総数
421	169	12	602
69.9%	28.1%	2.0%	100.0%

【家庭裁判所の関与】

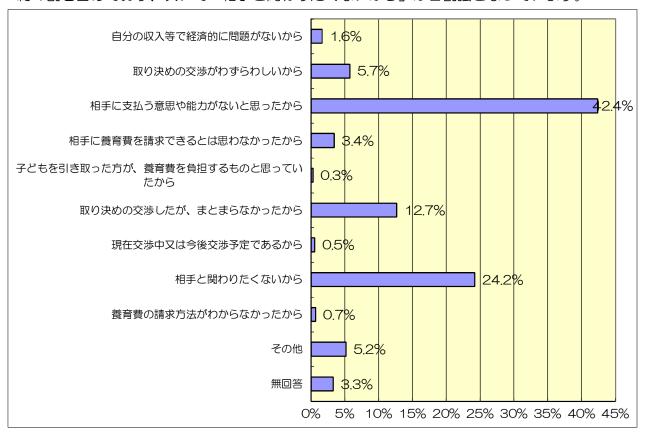
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の約6割の方が「関与あり」と答えています。



ı	関与あり	関与なし	無回答	総数
	250	157	14	421
	59.4%	37.3%	3.3%	100.0%

【取り決めしていない理由】

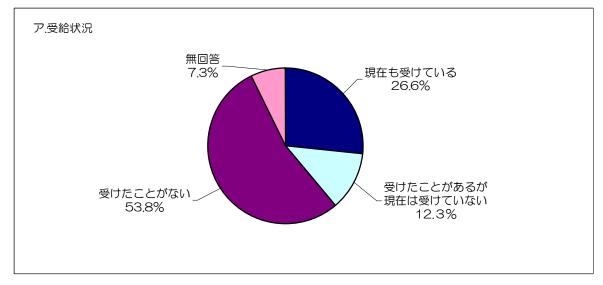
取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が約4割を占めており、次いで「相手と関わりたくないから」が2割強となっています。



題自	12 42 311 25 2 93 4 178 5 38 24	1.6% 5.7% 42.4% 3.4% 0.3% 12.7% 0.5% 24.2% 0.7% 5.2% 3.3% 10
総数	734	100.0%
終数		100
	1	ś
	24	3.3%
	3)
の	38	5.2%
	5	ó
かっ たから 育費の請求方法がわか	5	0.7%
手と関わりたくないか	178	24.2%
であるから在交渉中又は今後交渉	4	0.5%
とまらなかっ たかり決めの交渉した	93	12.7%
っていたから育費を負担するものどもを引き取った方	2	0.3%
は思わなかっ たから手に養育費を請求でき	25	3.4%
いと思っ たから手に支払う意思や能力	311	42.4%
いからり決めの交渉がわずら	42	5.7%
がないからがないから	12	1.6%

20. 養育費の受給状況

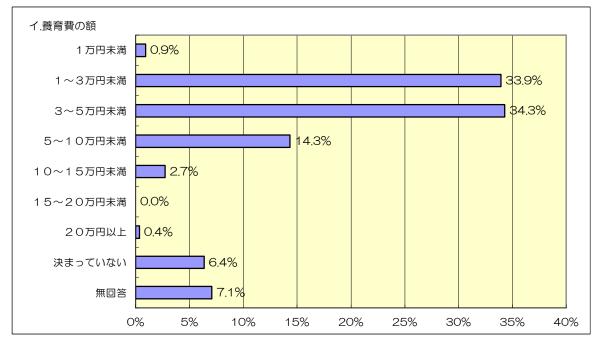
養育費の受給状況については、「受けたことがない」が過半数を占めており、「受けたことがあるが、現在は受けていない」を加えると7割弱の方が現在受けていないことになります。



現在も受けている	受けたことがあるが 現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数	
376	175	761	103	1,415	
26.6%	12.3%	53.8%	7.3%	100.0%	

【養育費の額】

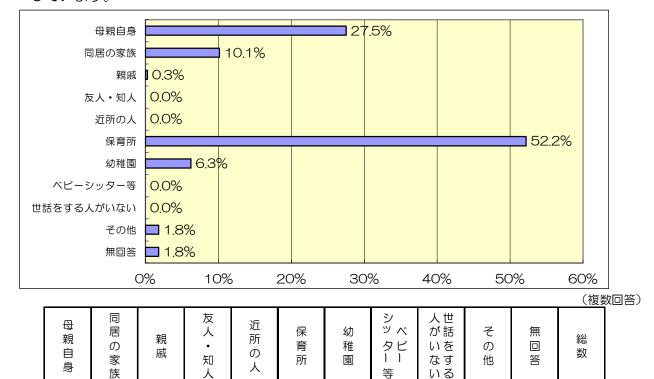
養育費の額(複数の子を養育している場合はその合計額)は、「3~5万円未満」が最も多く、5万円未満が全体の7割弱を占めており、平均額は35,000円となっています。



1万円未満	1~3 万円未満	3~5 万円未満	5~10 万円未満	10~15 万円未満	15~20 万円未満	20 万円以上	決まって いない	無回答	総数	平均
5	187	189	79	15	0	2	35	39	551	35,000
0.9%	33.9%	34.3%	14.3%	2.7%	0.0%	0.4%	6.4%	7.1%	100.0%	

21. 未就学児の保育

小学校入学前の子どもの保育については、約6割の方が、主に「保育所」、「幼稚園」を利用 しています。



22. 小学校低学年児童の放課後の過ごし方

0.3%

0

0.0%

0

0.0% 52.2%

201

39

10.1%

106

27.5%

小学校低学年(1~3年)の子どもの放課後の過ごし方については、「自宅に大人と一緒にいる」が3割強で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」となっています。

24

6.3%

0

0.0%

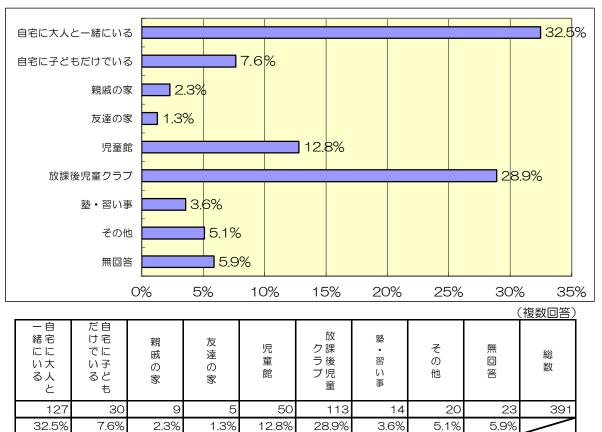
0

1.8%

1.8%

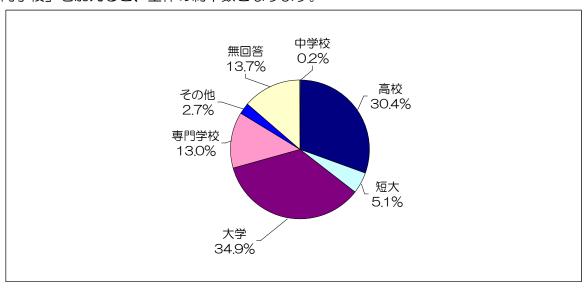
0.0%

385



23. 子どもの進学に対する希望

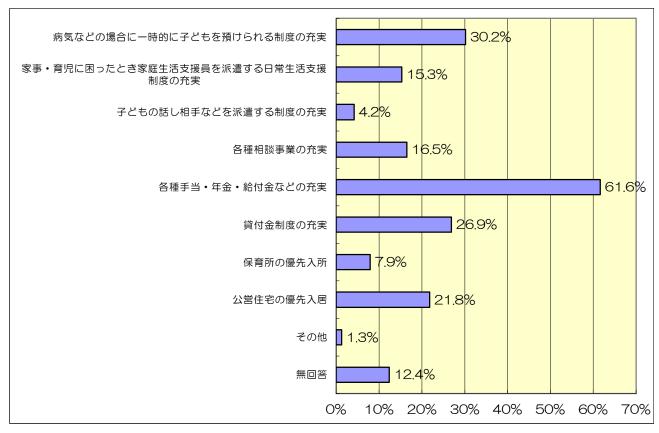
子どもの進学に対する希望としては、「大学」が3割強で最も多く、これに、「短大」、「専門学校」を加えると、全体の約半数となります。



中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
3	501	84	576	215	45	226	1,650
0.2%	30.4%	5.1%	34.9%	13.0%	2.7%	13.7%	100.0%

24. 要望する福祉制度

要望する福祉制度(就業支援策以外)としては、「各種手当・年金・給付金などの充実」を挙げた方が、6割以上で最も多く、次いで「病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実」となっています。



									(社	复数回答)
どもを預けられる制度の充実病気などの場合に一時的に子	活支援制度の充実生活支援員を派遣する日常生家事・育児に困ったとき家庭	する制度の充実子どもの話し相手などを派遣	各種相談事業の充実	の充実	貸付金制度の充実	保育所の優先入所	公営住宅の優先入居	その他	無回約	総数
499	253	70	273	1,016	444	131	359	22	205	3,272
30.2%	15.3%	4.2%	16.5%	61.6%	26.9%	7.9%	21.8%	1.3%	12.4%	

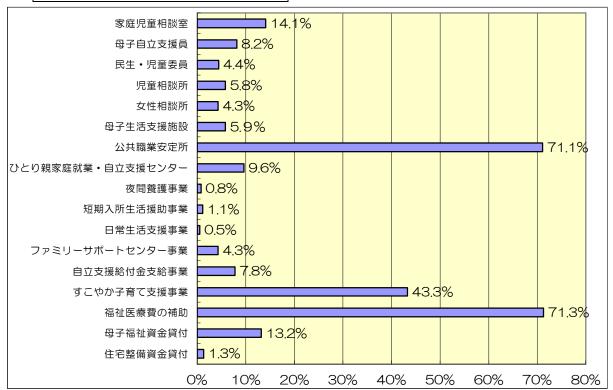
※利率は回答数: 回答のあった母子世帯(1,650)で算出

25. 福祉制度の利用状況

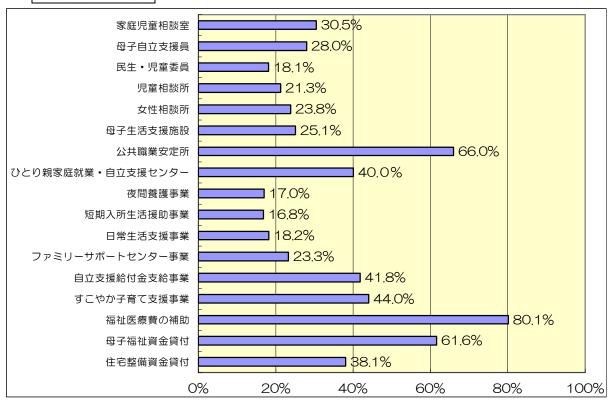
福祉制度の利用状況については、「福祉医療費の補助」や「公共職業安定所」の利用率が比較的高い一方、「制度を知らなかった」と答えられた方の割合が高い事業も多くありました。

今後「利用したい」制度についても「福祉医療費の補助」、「公共職業安定所」と答える方が多くなっています。

ア.利用している、又は利用したことがある制度



イ.今後利用したい制度

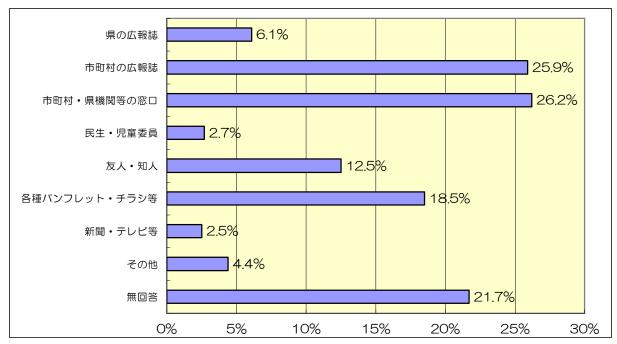


		現 状	今 後			
	利用している又は 利用したことがある	利用したる	ことがない 知っているが利用 したことがない	利用したい	利用するつもりは ない	
(羽) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	14.1%	26.1%	59.8%	30.5%	69.5%	
(1) 母子自立支援員	8.2%	34.9%	56.9%	28.0%	72.0%	
(ウ) 民生・児童委員	4.4%	20.0%	75.6%	18.1%	81.9%	
(I) 児童相談所	5.8%	14.8%	79.4%	21.3%	78.7%	
(オ) 女性相談所	4.3%	33.6%	62.1%	23.8%	76.2%	
(加) 母子生活支援施設	5.9%	32.9%	61.2%	25.1%	74.9%	
(‡) 公共職業安定所 (ハローワーク)	71.1%	3.1%	25.8%	66.0%	34.0%	
(のひとり親家庭就業・自立支援センター	9.6%	31.0%	59.4%	40.0%	60.0%	
(ケ)夜間擁護事業 (トワイライトステイ)	0.8%	62.0%	37.2%	17.0%	83.0%	
(3)短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.1%	60.5%	38.4%	16.8%	83.2%	
(サ)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	0.5%	64.5%	35.0%	18.2%	81.8%	
(シ)ファミリーサポートセンター事業 (相互援助活動)	4.3%	54.6%	41.1%	23.3%	76.7%	
(江) 自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	7.8%	36.4%	55.8%	41.8%	58.2%	
(t)すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	43.3%	19.3%	37.4%	44.0%	56.0%	
(火) 福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	71.3%	9.7%	19.0%	80.1%	19.9%	
(タ)母子福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	13.2%	25.5%	61.3%	61.6%	38.4%	
(4)住宅整備資金貸付	1.3%	48.8%	49.9%	38.1%	61.9%	

※利率は回答のあった方で算出

26. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村・県機関等の窓口」が最も多く、次いで「市町村の広報誌」、「各種パンフレット・チラシ等」の順となっています。



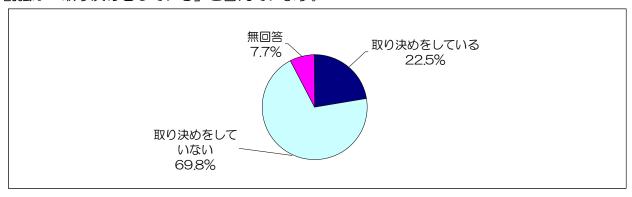
								(}	复数回答)
県の広報誌	市町村の広報誌	の窓口・県機関等	民生・児童委員	友人・知人	ト・チラシ等	新聞・テレビ等	その他	無回答	総 数
101	428	433	45	207	306	41	72	358	1,991
6.1%	25.9%	26.2%	2.7%	12.5%	18.5%	2.5%	4.4%	21.7%	

※利率は回答数:回答のあった母子世帯(1,650)で算出

27. 面会交流の取り決め状況

【取り決めの有無】

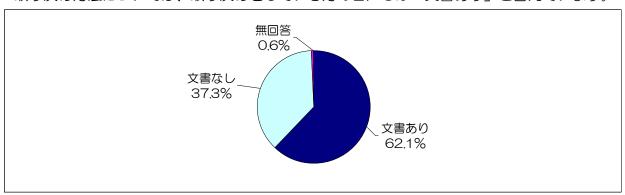
面会交流の取り決め状況については、「取り決めをしていない」が7割弱で、それに対して2割強が「取り決めをしている」と答えています。



取り決めを している	取り決めを していない	無回答	総数
319	987	109	1,415
22.5%	69.8%	7.7%	100.0%

【取り決め方法】

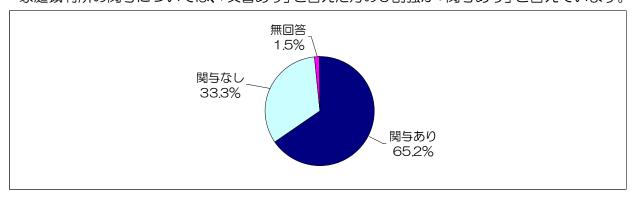
取り決め方法については、取り決めをしている方の2/3が「文書あり」と答えています。



文書あり	文書なし	無回答	総数
198	119	2	319
62.1%	37.3%	0.6%	100.0%

【家庭裁判所の関与】

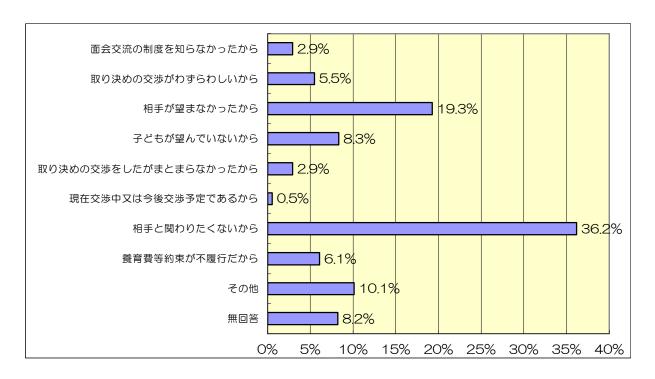
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の6割強が「関与あり」と答えています。



関与あり	関与なし	無回答	総数
129	66	3	198
65.2%	33.3%	1.5%	100.0%

【取り決めをしていない理由】

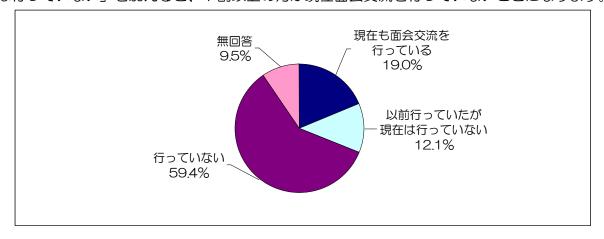
取り決めをしていない理由については、「相手と関わりたくないから」が3割以上と最も多く、次いで、「相手が望まなかったから」となっています。



らなかっ たから この 29	ずらわしいから 取り決めの交渉がわ 54	から 相手が望まなかった 190	いから 子どもが望んでいな 82	たがまとまらなかっ たがまとまらなかっ 取り決めの交渉をし 29	交渉予定であるから現在交渉中又は今後5	いから 相手と関わりたくな 357	行だから 養育費等約束が不履 60	そ の 他	無回答	総 数 98 ⁻
29	54	190	82	29	5	357	60	100	81	987
2.9%	5.5%	19.3%	8.3%	2.9%	0.5%	36.2%	6.1%	10.1%	8.2%	100.0%

28. 面会交流の状況

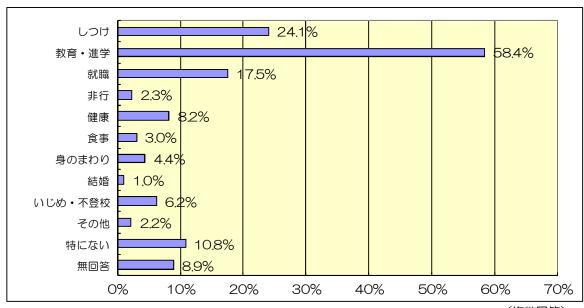
面会交流の状況については、「行っていない」が約6割を占めており、「以前行っていたが現在は行っていない」を加えると、7割以上の方が現在面会交流を行っていないことになります。



行っている 現在も面会交流を	現在は行っていない以前行っていたが	行っていない	無回答	総数
269	171	840	135	1,415
19.0%	12.1%	59.4%	9.5%	100.0%

29. 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みとしては、「教育・進学」を挙げた方が半数以上で最も多く、次いで「しつけ」、「就職」の順となっています。

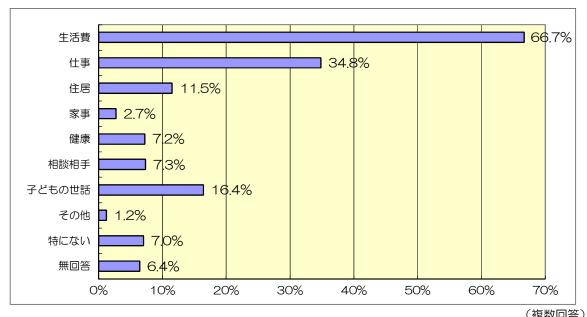


											(複数	<u>回答)</u>
しつけ	教育•進学	就職	非行	健康	食事	身のまわり	結 婚	不登校	その他	特にない	無回答	総 数
397	964	289	38	135	50	73	16	102	36	179	147	2,426
24.1%	58.4%	17.5%	2.3%	8.2%	3.0%	4.4%	1.0%	6.2%	2.2%	10.8%	8.9%	

※利率は回答数: 回答のあった母子世帯(1,650)で算出

30. 母子世帯になった当時困ったこと

母子世帯になった当時困ったこととしては、「生活費」が最も多く7割弱の方があげており、 次いで「仕事」、「子どもの世話」の順に多くなっています。

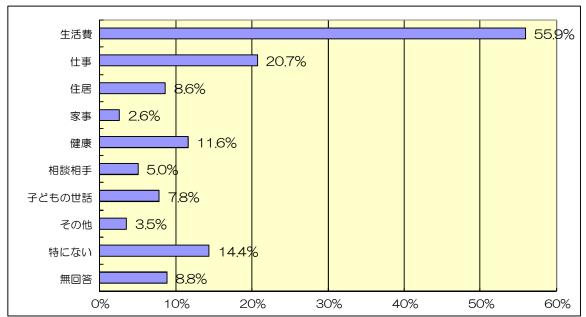


									(122	<u>.u</u>
生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの 世話	その他	特にない	総数	
1,101	575	189	45	119	120	270	19	116	105	2,659
66.7%	34.8%	11.5%	2.7%	7.2%	7.3%	16.4%	1.2%	7.0%	6.4%	

※利率は回答数÷回答のあった母子世帯(1,650)で算出

31. 現在困っていること

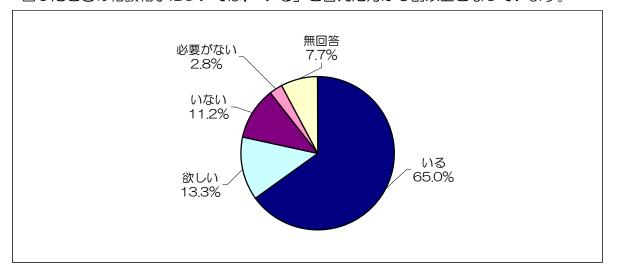
現在困っていることとしては、母子世帯となった当時と同様に「生活費」、「仕事」の順に多くなっていますが、「特にない」と答えた方が多くなっています。



										(複数回答)
生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの 世話	その他	特にない	無回答	総数
922	341	142	43	192	82	129	57	238	145	2,291
55.9%	20.7%	8.6%	2.6%	11.6%	5.0%	7.8%	3.5%	14.4%	8.8%	
						—				

※利率は回答数÷回答のあった母子世帯(1,650)で算出

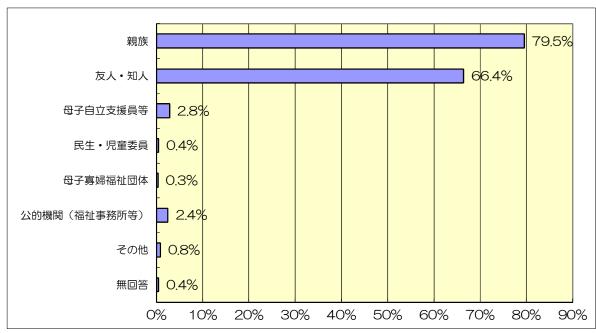
32. 相談相手 困ったときの相談相手については、「いる」と答えた方が6割以上となっています。



いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
1,073	219	185	46	127	1,650
65.0%	13.3%	11.2%	2.8%	7.7%	100.0%

【相談相手の内訳】

相談相手については、「親族」と「友人・知人」がほとんどとなっています。

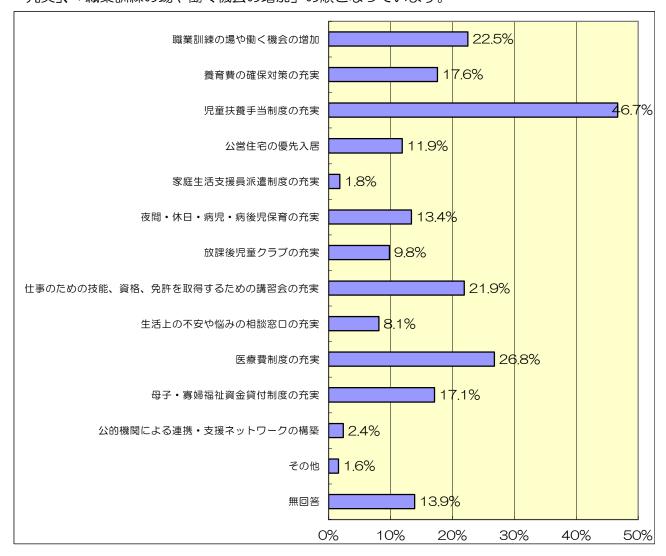


								(1	複数回答)
親 族	友人・知人	母子自立支援員等	民生・児童委員	母子寡婦福祉団体	(福祉事務所等)	その他	無回約	総 数	
853	713	30	4	3	26	9	4	1,642	
79.5%	66.4%	2.8%	0.4%	0.3%	2.4%	0.8%	0.4%		

※利率については回答数・上記設問のいる方(1,073)で算出

33. 希望する施策

希望する施策としては、「児童扶養手当制度の充実」が最も多く、次いで「医療費制度の充実」、「職業訓練の場や働く機会の増加」の順となっています。



													(複数	(回答)
増加増加の場や働く機会の	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	充実 家庭生活支援員派遣制度の	保育の充実を間・休日・病児・病後児	放課後児童クラブの充実	会の充実免許を取得するための講習仕事のための技能、資格、	窓口の充実生活上の不安や悩みの相談	医療費制度の充実	度の充実母子・寡婦福祉資金貸付制	ネットワークの構築公的機関による連携・支援	その他	地口地	総数
371	291	771	197	30	221	162	362	133	442	282	40	27	229	3,558
22.5%	17.6%	46.7%	11.9%	1.8%	13.4%	9.8%	21.9%	8.1%	26.8%	17.1%	2.4%	1.6%	13.9%	

※利率は回答数: 回答数のあった母子世帯(1,650)で算出

34、意見・要望(自由記述)

I 生活の不安について(11件)

- ① 母子家庭で収入が少ないのに公営住宅に入居できない。優先されない理由を教えて欲しい。
- ② 子どもの将来が心配である。
- ③ 子どもの進学について困っている。また自身の両親も高齢化しており、介護が必要になるなど、 自分の生活にも不安がある。
- ④ 生活はしていけるが、今後のことを考えると進学等のためにお金がかかり貯蓄まで手が回らず 不安が大きい。
- ⑤ 実家で生活しているが、両親も年をとってきており、収入の面で私自身が3人の子どもを育てるにはお金がギリギリである。子どもの将来に向けての貯蓄ができない。
- ⑥ お金がとにかく苦しい。
- ⑦ 離婚してすぐは生活費に困る。
- ② 今の世の中、両親が揃っていてもなかなか大変だと思う。ただ、自身の体が動かなくなり、仕事が出来なくなった時のことを考えると不安である。そのために今のうちに蓄えが欲しい。
- ⑨ 現在、様々な物が値上がりしている中、収入は変わらず月10万のパート代でボーナスも無く、 子どもを育てている苦しさをなかなか分かってもらえない。

Ⅱ 就労支援関係について(22件)

- ① 収入が不安定のため、安定した職に就けるよう市等で斡旋してくれるような窓口があればいい。
- ② 母子に対しての働く場が、秋田には少ないと思う。子どもがいて面倒を見る人がいなければ、 交代勤務をしたくてもできなかったりと不利な条件が多い。
- ③ 就職難のため、みんな大学へ行っている。親の援助もない家庭はあきらめさせるしかない。秋田県は就職先もなく賃金も安い。就労先を増やして欲しい。母子福祉に関しては満足している。
- ④ 就職面接時、子どもがいるから病気などで休みも多くなるよねなどと面接官に言われる。病 児・病後児保育の施設が増えればいいなと思う。
- ⑤ 子どもが小さいほど働きにくい世の中だと思う。職場が小さい子がいる人も抵抗なく雇えるような制度が充実すれば良いと思う。
- ⑥ 就労賃金が少ないため医療機関に行けないときがあった。秋田県の最低賃金を上げてくれない 限り同じ事が起こると思うと不安である。
- ⑦ 就業に関し、募集は母子家庭などを優遇するような形だが実際は行事や病院等なかなか仕事を 休みづらい状況である。働ける機会があることは喜ばしいが、働いてみると違うこともある。
- ❸ 母子家庭の親のみを対象とした求人を企業に促してくれるような策があればいい。
- ⑨ 仕事は選ばなければあると思うが、面接の際に「子どもの体調が悪い時はどうするのか?」と 聞かれると、ひとり親の為、休まざるを得ないのでその旨を話すと「それは困る」という会社が ほとんどなので、それを改善するための方法を考えて欲しい。
- ⑩ 子どもの体調不良の時、頼れるところが無く休まなければならず、仕事がしづらい。
- ⑪ 働く場所がない。全体的に女性の給料が安い。
- ⑫ 母子家庭となり仕事がますます大切となった。年齢制限もあり大変厳しい状況である。 働きたいのに働けないのは残念である。今からでも看護学校に行きたい。
- ① 仕事に追われ、子どもとの時間や子どもが同年代の子と係わる時間が持てない。
- (4) もっと雇用企業先を増やして欲しい。
- (15) 仕事がない。
- ① スキルはあっても年齢や母子家庭という状況ではなかなか再就職は難しい。
- ① 子どもが大きくなるに連れてお金がかかるが給料は変わらない。借りても返済する余裕もない。 就職もなかなか見つからず、とりあえず就職しても長く続かない。また、県内には就職先がなく、 県外に子どもが離れていく。
- (18) 就労するにせよ、金銭的に切羽詰まっていると目の前の仕事(低賃金で不定期)にしがみつくしかない。そこからすぐに転職できるわけでもない。母子福祉に限らず、社会全体の労働条件がどんどん下降している。ここを根本的にどうにかしないと母子福祉そのものも良くならないと思う。補助金に頼る生活よりはきちんと自活したい人は多いはずである。
- ⑩ 働き口が少なく困っている。保育園が休日休みなので、日・祝日の求人に絞り込むと更に少なくなる。働く機会を増やして欲しい。

Ⅲ 福祉制度・事業全般について(24件)

- ① 金銭的なものより、マンパワーや子育で等日常生活における手助けとなる支援も充実させて欲 しい。地方は制度が遅れ気味であり、首都圏、地方関係なく1人で子育でをしている人はいるは ずなので平等に。
- ② ひとり親家庭の悩みを相談・解決できる機関が身近にあればいい。また、知らせ方を工夫して 欲しい。
- ③ 病気をしているが生活のため、通院も入院もできない。親もいないため全部一人でやるには限 界がある。制度の柔軟な利用、拡充を要望する。
- ④ 現在行っている福祉制度の切り捨てや減額はやめていただきたい。本当に助けられており感謝している。子どもが一人前になり社会に出ていくまでは手厚い保護をお願いしたい。
- ⑤ 子どもが小学6年で、部活をやらせたいと思っていたが、送迎や休日の活動など、働いていると自分一人ではどうにもできなく2つ辞めた。お金もかかるため、母子家庭からすると、とても贅沢で母一人ではやってあげられることに限界があると感じた。そういったことを代わりにやってくれるサービスがあればいいと思った。
- ⑥ 中学校までの就学援助はとても助かった。しかし、高校ではそのような制度がなく、入学時や 進級時の教材費などにかかる経費が高く困っている。貸付制度はあるようだが、借金するのは怖 いし義務教育ではないと言っても、今は高校に行くのが当たり前のためわずかでも授業料無料の 他の援助制度があれば良い。
- ⑦ 中学ともなると塾などに行きたがるが、お金も多大にかかるため、そういう子ども達を集めて 少額で教えてもらえる場所が欲しい。
- ⑧ 仕事が思うように休めない等、仕事上の悩みやある程度の収入があるからと就学援助が打ち切られたり、節約やしがらみが多いのが実情である。寛大な制度を望む。
- 9 制度をもっと充実して欲しい。
- ⑩ 経済的自立はもちろん必要だが、子どもとの一緒の時間(特に夜間)が確保できないほど仕事をしなければならない状況を解消するための国の手立てが欲しい。
- ① 母子家庭に対して手厚い援助がされており助かっている。
- ⑩ 私が母子家庭となった10年前より母子家庭の生活における福祉が充実してきているように感じる。近くに頼れる人がいない方の為にももっと社会福祉を充実して欲しい。収入制限があって受けられない制度もある。その制限を引き下げや撤廃して欲しい。
- ③ 母子福祉として特別視されすぎて肩身が狭いこともある。色々な制度があるが結局は自分と子 どもで生きていくしかないとしか思っている。
- ④ 子どもが18歳~大学終了までの対策も考えて欲しい。ひとり親の子どもは大学進学必要なしと言われているようだ。
- ⑤ ひとり親なので所得制限されることに疑問を感じる。働かずにいる人が多すぎる。そういう人がたくさん援助され、子どもに不便のないようにと頑張って働いている人が所得制限で援助されないのはなぜか。差別しないで欲しい。
- ⑩ 小さい子どもがいる世帯向けの制度や事業はたくさんあるが、大きい子どもがいる世帯の制度 や事業は少ないと思う。自分の住んでいる所で実施している事業や支援について情報が少ない。

Ⅳ 各種団体への期待・要望について(2件)

- ① お母さん方の悩みは一人一人違うと思うが、子ども達が健やかに成長できるよう地域の協力も得られるような体制になればと思う。
- ② 期待するものは何もない。

∇ 保健・医療について(19件)

- ① 子どもの医療費はマル福があり助かっている。しかし、自分が体の調子が悪く病院に行ったとき金銭面でつらいと感じる。
- ② 福祉医療費の補助を進学している場合は20歳まで延長していただきたい。また、親の医療費についても何か支援があればよい。
- ③ たくさんの制度に世話になっている。今後の自分の健康がいつまで続くのかすごく不安である。

そうなった時のサポートがあればよい。

- ④ 健康保険が高いため支払が困難。納税、生活、ローンでいっぱいいっぱい。自分が病気になって通院することを考えるとゾッとする。
- ⑤ 自分の病院代が払えなく病院に行けない。母子家庭の親も無料にして欲しい。
- ⑥ 他県では母親の医療費助成もある県があるので、秋田でもあったらいいと思う。
- ⑦ 他県では母の保険証を持っている人は支払なしか一部支払しかないので病院に行くのが楽であった。今住んでいる市では、領収証を市役所に持って行かなければいけないため大変である。
- ② マル福の更新の受付を、児童扶養手当の現況届と同じように、平日7時までか土日も含めて行って欲しい。

Ⅵ 国、県、市町村等の相談窓口及び窓口職員等(広報を含む)の対応について(28件)

- ① 年齢の関係でハローワークでの相談時点で応募しても無理な様な事を言われる。
- ② 貸付申請の際、手続が面倒なのでやめた方がいいと言われた。信用できない。
- ③ 児童扶養手当現況調査時に付き合っている人はいないかと聞かれるのが苦痛である。
- ④ 事実婚状態の母子家庭がおり、しかも生活保護を受けている。受給資格がなくなると思うが調査しないのか。
- ⑤ 制度の情報が少なすぎる。市役所に行く機会が多いのでその際にしっかり情報提供して欲しい。
- ⑥ 離婚した時に福祉手当の説明がなかった。早い段階で色んな手当があることを教えて欲しい。 また、免除できる制度も教えて欲しい。
- ⑦ 職員の方にはアドバイスや親身になって相談に乗っていただき心が救われた。今後もケースバイケースに対応できるようお願いしたい。
- ⑧ 日中仕事に出ていると役所に行くことが困難でゆっくり話を聞くことができない。
- ⑨ 健康であれば良いが、私のようにガンを抱えての生活は精神的にもつらいものがある。これからの相談窓口に対しどのように係わって今後に備えたらよいか。
- ⑩ 悩んで苦しくて相談に行っても上から目線の会話。親身になって聞いてくれない人がいた。
- ① 貸付制度を利用したいと思い相談に行ったが、「手続に時間がかかるので、親族にお金を借りて」と言われた。親族にも借りられず他人から借金をして大変な思いをした。相談しても何も手助けしてくれない福祉とは何かと不信感を抱いた。
- ⑫ 色々な相談窓口があるが、困っている人がどういう気持ちで相談しているか考えて欲しい。また、たらい回しにしたりしないで欲しい。
- ③ 突然母子家庭になったため、いろいろな行政手続が大変だった。一目でわかるようなパンフレットがあればいいと思った。書類が揃わず次の日に行くと担当者が違ったりするため再度説明が必要となり面倒であった。
- ④ 町村の役場でも母子家庭担当の人はいると思うが、顔見知りだからこそ話づらい、相談しづらい、聞きにくいことがある。役場内とかではなく、センターや公民館での支援員訪問など田舎の現状に沿った支援をして欲しい。
- ⑤ 毎年ある手続はプライバシーをなるべく確保して欲しい。
- (6) サービス・情報について、自分で調べるのは困難であった。とにかく情報が欲しい。
- ⑪ 離婚当時、自立を目指しがんばろうとしていた私は、民生委員の方に「若いんだから再婚することを考えたら」と言われた。いればいいというものではなく、気持ちのある人でなくては相談しても傷つくだけである。
- 18 自立して働いている母子・父子家庭は多いはず。事務手続を画一的でなく、郵送でできるところはそれで済ませて欲しい。
- 19 日々の生活に大変困っている。生活保護はどういう方が貰えるのか。20代の若い健康な方が 毎日生活保護を貰いながらパチンコをしたりしている。行政はどこを見て判断しているのか。
- ② 母子福祉資金貸付制度について市役所の窓口を訪ねた際、対応・説明が悪く不愉快な思いをした。
- ② 生活保護を受けているが、市役所の態度などが気になる。もう少し気軽に相談できたらと思う時がある。

Ⅶ 調査(今回のアンケート)について(3件)

- ① アンケートの問25の制度が複雑。もっとわかりやすく回答出来る方法を考えて欲しい。
- ② 収入の面や自分自身の健康の面で常に不安を抱えて生活している。精神的な負担を少しでも軽くできるよう、このようなアンケートを基に状況を把握して対応して欲しい。
- ③ 今頃、初めてこのようなアンケートが来たが、来年から自分1人の予定のためもう遅いと感じた。一人者の生活の不安のないようにして欲しい。

Ⅲ 学費(奨学金等)について(2件)

- ① 大学進学の際に利用できる奨学金制度の充実を望む。
- ② 就学援助について、世帯全員の所得で計算されることに納得できない。一緒に住んでいても金銭面で援助してもらっていない者にとって、全員の合計で基準よりも上とされてしまうのでとても辛い。計算基準を見直していただきたい。

以 各種手当・貸付金関係(36件)

- ① 手当を毎月若しくは2ヶ月おきにしていただきたい。
- ② 子どもの年齢が上がる程お金が掛かるので手当の減額をしないで欲しい。
- ③ 子どもが学校を卒業するまで金銭面での制度を充実させて欲しい。
- ④ 児童扶養手当の減額や停止をされると仕事を掛け持ちしなければならないため基準の見直しをして欲しい。
- ⑤ 自立しようと頑張るほど手当が削減されて働く意欲を失う。
- ⑥ 制度の充実と対象世帯の所得上限を引き上げして欲しい。
- ⑦ 児童扶養手当で子どもが1人の世帯と2人以上の世帯の差がほとんどなく不公平である。
- ⑧ 進学の際、入学金等が前払いであり、貸付申請をしたが決定まで時間がかかるため納付期限まで間に合わない。
- ⑨ 親族と同居していても生活費等は別なので収入の計算を一緒にしないで欲しい。
- ⑩ 貸付金の貸付を受ける場合、保証人がいない場合は、どうすれば良いか。
- ① 現在の貸付制度では自動車の購入に関する貸付制度がないので自動車購入の際の貸付制度を考えていただきたい。
- ⑫ 児童扶養手当を貰っていないのに毎年提出する必要があるのか。変わらないところも毎年記入しなければならない。変わったところだけ記入するとかにはならないのか。
- 貸付制度をうたっている割に現実は殆ど受けられずハードルが高い。もっと簡便にして欲しい。
- 4 現在、現況届を出しても結局昨年の収入で計算されている。今が一番辛い。
- ⑤ 遺族年金を受給していると、児童扶養手当が受給できない。何とかして欲しい。
- ⑩ 児童扶養手当を貰える幅を拡大して欲しい。手続の仕方も改善して欲しい。毎年忙しい中で時間をとって手続に来るのは大変である。もらえない人は来なくてもいいような郵送でできる手続に変えて欲しい。
- ① 手当が減る一方で健康状態も良くなく困っている。
- ⑱ 貸付制度について奨学金等も含め詳しい情報が欲しい。実例など。進学の対策ができない。
- ⑨ 以前、住居の風呂場等の改築・修繕に福祉資金が利用できるか問い合わせた際、保証人が町内 の住人に限り現在は貸付していないと言われた。
- 児童扶養手当の給付額をもう少し上げて欲しい。かなり切り詰めた生活である。
- ② 子どもに対する手当なのに所得で平等に貰えないのはおかしい。
- ② 母子福祉資金貸付(修学資金)について、現在、子どもの大学進学の為利用したいが、保証人になってくれる人がいないため利用できない。親の名前だけでいいのではないか。
- ② 貸付申請の際、子どもが部活に入っており部費、ユニフォーム代などの話をしたら、苦しかったら部活をさせなければ良いと言われるかもしれないという話があった。母子家庭が増え、不況の影響はわかるが、子どもがやりたいことをやらせてあげられるように制度になればと思う。
- ② 児童手当を18歳までにして欲しい。

X 子の保育・教育・教育施設等関係について(16件)

- ① 子どもを預かってくれる施設の充実
- ② 子どもの学校についての相談等、相談しやすい機関があれば良い。

- ③ 高学年まで学童保育を利用できるようにしてほしい。
- ④ 保育園や学校など一番身近な存在があたたかく見守り、一緒にという気持ちで寄り添ってくれれば安心できる。
- ⑤ ファミリーサポートセンターの利用料が高い。預けるにも悩んでしまう。
- ⑥ 中学校3年の子どもがいるが進路について迷っている。
- ⑦ 同居人がいるが、仕事をしているため子ども達をいつも世話してもらえるわけではない。同居 ということで保育園に入園できないのは納得いかない。みんながみんな同居しているからといっ て子ども達の世話をしてもらえているとは限らない。もう少し考えていただきたい。
- ⑧ 病児・病後児保育の利用料は、ひとり親家庭の人は免除して欲しい。また、病児・病後児保育施設の充実をして欲しい。
- ⑨ 放課後児童クラブや病気の時に預けられる場所がなく一人にしておかなければならない。別に 預けたくてもお金が高く預けられないのが現状である。
- ⑩ 学童保育の利用料の助成を行っていただきたい。
- ① 中学校になると塾に行くのが当たり前になっている。補助金制度があればと思う。
- ⑫ 母子家庭となった当時、保育所がいっぱいでなかなか入れず待機するよりもすぐにはたらかなければならず、民間の保育園に入所した。民間の保育園は金銭的にも高く、生活は厳しかった。保育所に待機することなくスムーズに入ることができればいいと思う。
- ③ 保育所については、すごく悩んだ。待機も1年半したし、入所しても転職の時の期限が短く焦ってストレスになった。
- 4 保育所が決まらないので何とかして欲しい。

X [資格取得関係(7件)

- ① 資格取得を目指しても日中働いており難しい。夜間の講習会があればいい。
- ② 中央地区は充実しているが、地方になるとまだまだ充実していない。そのため、資格を取得したくてもガソリン代がかかるなど交通も不便である。
- ③ 資格取得の助成金を利用しようとしたところ、「通学でないと適応できない」と言われた。資格によっては自宅で取得できるものがあるので対応して欲しい。
- ④ 仕事に就きたいが年齢が高くなって断られるので地域で通える範囲で資格が取れるようにして欲しい。
- ⑤ 講習会参加時に子どもを預かるサービスの充実。

XⅡ その他(23件)

- ① 養育費の約束をしておきながら約束不履行の場合、給与を差押える制度があればいい。
- ② 母子と寡婦の扱いが違いすぎる。
- ③ 市役所職員が知っている場合もあると思うが、男性と同居している女性が多い。
- ④ ひとり親家庭に理解のある会社が増えて欲しい。
- ⑤ ひとり親同士気軽に話し合える場などがあったら参加してみたい。
- ⑥ 離婚した夫と連絡がとれず、養育費を請求したいが、どうすればいいか。
- ⑦ 子ども達もあと数年で成人を迎える。今後はこのようなアンケートをもとに、ひとり親家庭が健やかに笑顔で毎日を過ごせるよう支援の充実を期待する。
- 8 母子は悪いことではないので特別扱いしないでほしい。
- ⑨ 相談しやすいのは身近にいる人だと思う。公的制度はあっても知らなかったり、相談しづらかったりということはないか。
- ⑩ 個人情報がうるさくなった事もわかるが、民生委員が誰なのかもわからないし活動が見えない。 前年度の収入が今年度より多かったため、国保が上がり大変厳しい。
- ⑪ 離別と死別を一緒のくくりにして欲しくない。
- ① 仕事が忙しく夜家を空けることが多いが、中学生の娘が一人で家にいるため色々心配である。 良い解決方法はないか。
- ⑬ 現在、バツ会サークルをつくり活動中だがその中でいろいろ出る意見や悩み事をどのうように 共有していったらいいのかを考えている。
- 14 市営住宅を作って欲しい。

- ⑤ アパートや市営住宅に入るにも頭金なければ入れないため、ずっと実家に住んでいる。すんなり入居できる所を増やして欲しい。
- (6) 養育費を調停で決めてもらったのに、相手が払わない時どうすれば良いか教えてくれる窓口が ないので、一人で悩んでいる。そういう相談をできる所があれば良い。
- ① 市営住宅に入りたいが、同市に保証人になる人がいない。「県外に弟がいる」と言っても母子 家庭でもダメだった。家賃は払うし、アパートより安いので入りたい。
- 18 昔、保育園は2人一緒は無理で遠いところしかないと言われ幼稚園に入れた。公営住宅も当選できず困った。

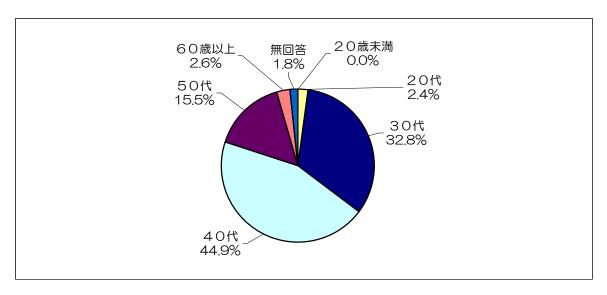
2. 父子世帯集計結果

◆父子世帯集計結果◆

【世帯の状況】

1. 父の年齢

父子世帯の父の年齢は、「40代」、「30代」の順に多く、7割以上を占めており、平均年齢は43歳となっています。

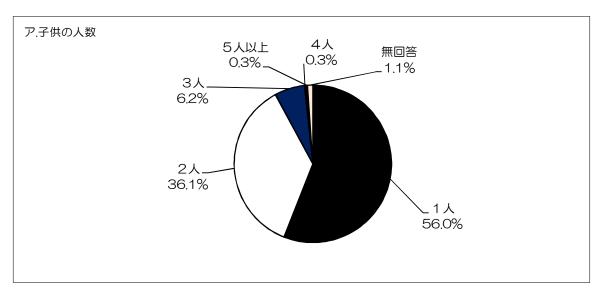


20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
0	8	112	153	53	9	6	341	43
0.0%	2.4%	32.8%	44.9%	15.5%	2.6%	1.8%	100.0%	

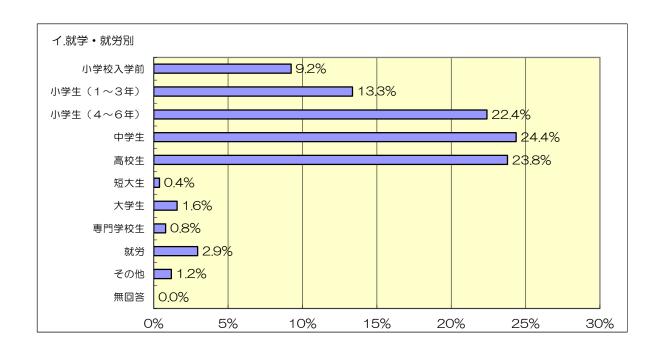
2. 子どもの状況

養育している子どもの数は、「1人」が最も多く5割強で、「2人」以下の世帯が全体の9割以上を占めています。

就学・就労状況別では、「小学生」が3割強、「中学生」、「高校生」が合わせて4割強で、「小学校入学前」の子どもは1割弱となっています。



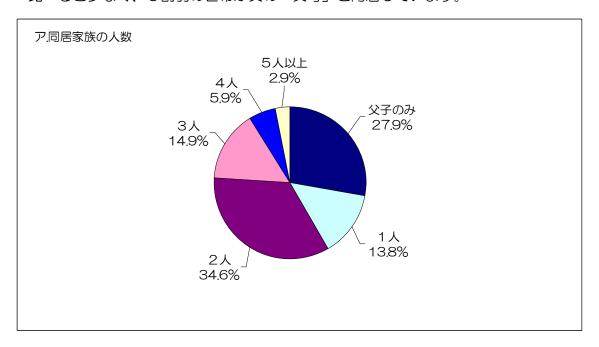
1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
191	123	21	1	1	4	341
56.0%	36.1%	6.2%	0.3%	0.3%	1.1%	100.0%



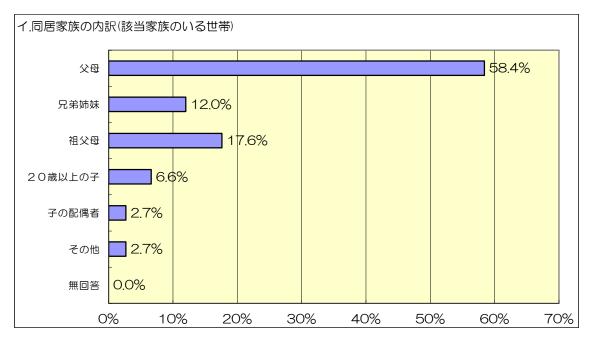
小学校 入学前	小学生 (1~3年)	小学生 (4~6年)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門 学校生	就労	その他	無回答	総数
47	68	114	124	121	2	8	4	15	6	0	509
9.2%	13.3%	22.4%	24.4%	23.8%	0.4%	1.6%	0.8%	2.9%	1.2%	0.0%	100.0%

3. 同居家族の状況

同居している家族の状況では、父子の他に同居家族がいない世帯は3割弱で、母子世帯と比べると少なく、6割弱の世帯が父の「父母」と同居しています。



父子のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
95	47	118	51	20	10	0	341
27.9%	13.8%	34.6%	14.9%	5.9%	2.9%	0.0%	100.0%



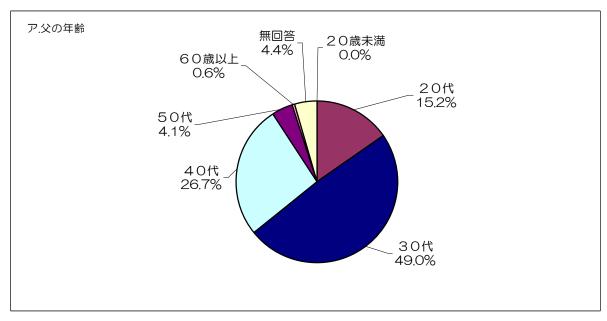
(複数回答)

父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳 以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
219	45	66	25	10	10	0	375
58.4%	12.0%	17.6%	6.6%	2.7%	2.7%	0.0%	

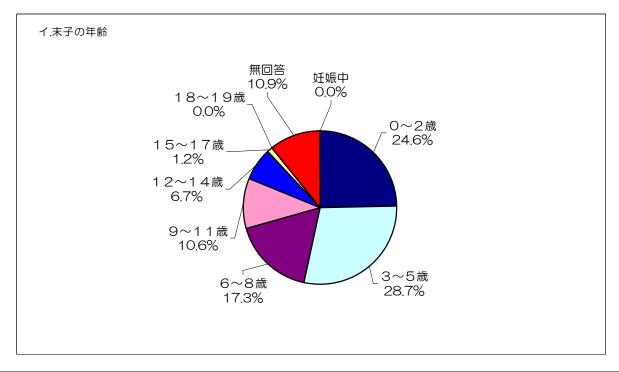
4. 父子世帯になった年齢

父子世帯になった時の父の年齢は、「30代」が最も多く全体の約半数を占め、次いで「40代」が3割弱となっています。

父子世帯になった時の末子の年齢は、「3~5歳」が3割弱と最も多く、次いで、「0~2歳」で合わせると約半数の世帯が、末子が5歳以下の時に父子世帯となっています。



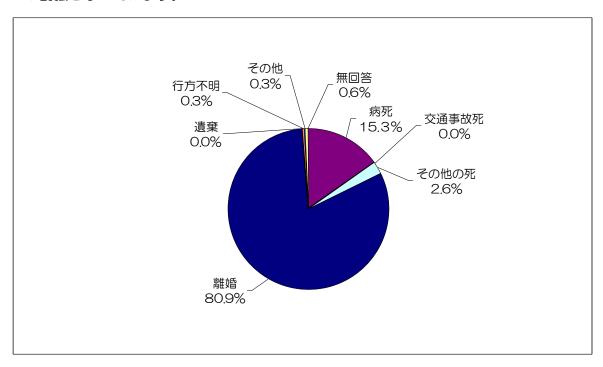
20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
0	52	167	91	14	2	15	341
0.0%	15.2%	49.0%	26.7%	4.1%	0.6%	4.4%	100.0%



妊娠中	0~2歳	3~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	無回答	総数
0	84	98	59	36	23	4	0	37	341
0.0%	24.6%	28.7%	17.3%	10.6%	6.7%	1.2%	0.0%	10.9%	100.0%

5. 父子世帯になった理由

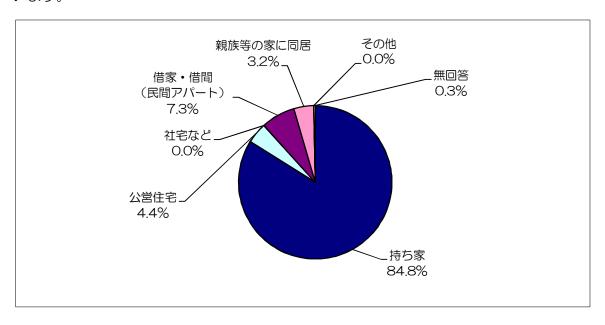
父子世帯になった理由では、「離婚」が圧倒的に多く8割以上を占め、次いで「病死」が 1割強となっています。



病死	交通事故死	その他の死	離婚	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
52	0	9	276	0	1	1	2	341
15.3%	0.0%	2.6%	80.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.6%	100.0%

6. 現在の住居

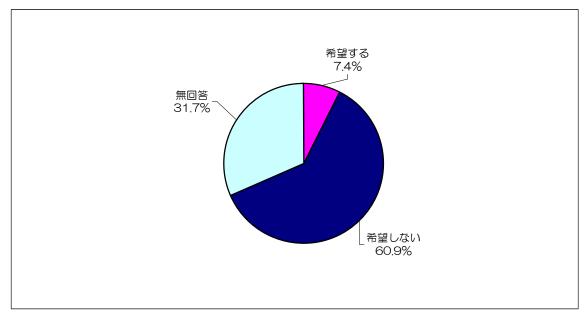
現在の住居については、「持家」が8割強で、次いで「借家・借間」の1割弱の順となっています。



持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の 家に同居	その他	無回答	総数
289	15	0	25	11	0	1	341
84.8%	4.4%	0.0%	7.3%	3.2%	0.0%	0.3%	100.0%

7. 公営住宅の入居希望

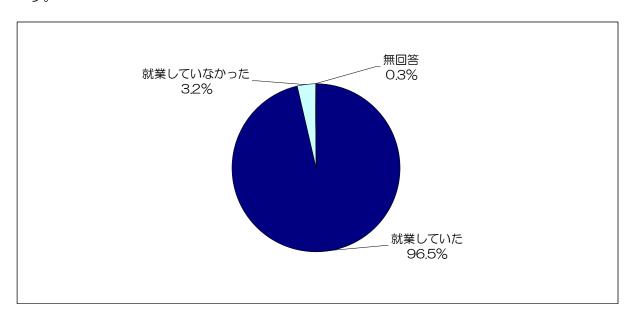
公営住宅の入居希望については、持家が多いこともあり、「希望しない」が多くなっています。



希望する	希望しない	無回答	総数	
24	198	103	325	
7.4%	60.9%	31.7%	100.0%	

8. 父子世帯になる前の就業状況

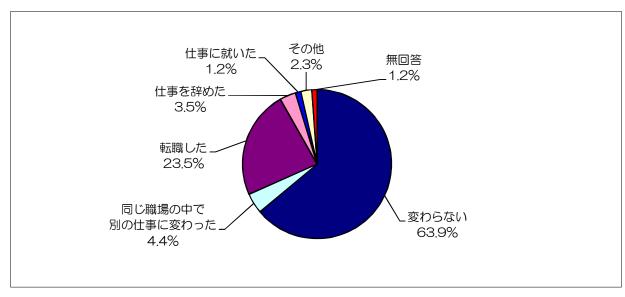
父子世帯になる前の就業状況については、ほとんどの方が「就業していた」と答えています。



就業していた	就業して いなかった	無回答	総数
329	11	1	341
96.5%	3.2%	0.3%	100.0%

9. 就業状況の変化

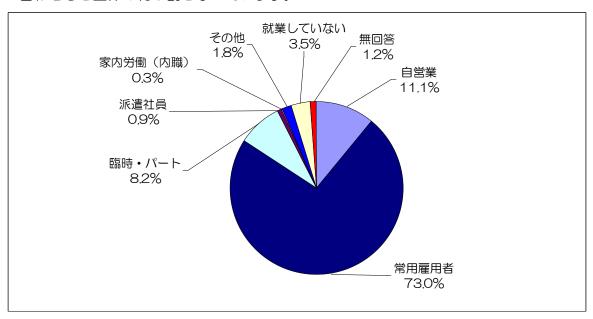
父子世帯になったことを契機としての就業状況の変化については、「変わらない」と答えた 方が6割強で最も多くなっていますが、「転職した」、「同じ職場の中で別の仕事に変わった」 など何らかの形で変化があった方が合わせて3割強に上っています。



変わらない	同じ職場の中 で別の仕事に 変わった	転職した	仕事を辞めた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
218	15	80	12	4	8	4	341
63.9%	4.4%	23.5%	3.5%	1.2%	2.3%	1.2%	100.0%

10. 就業形態

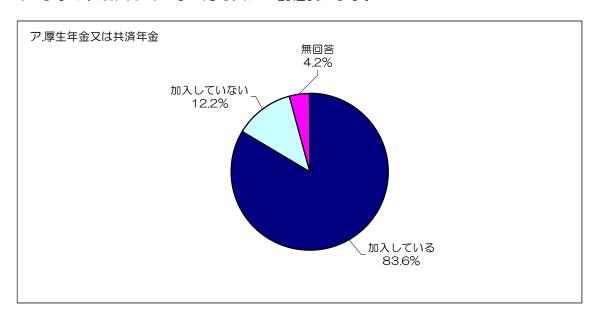
現在の就業形態については、「常用雇用者」が7割強で最も多くなっており、「自営業」と合わせると全体の約8割となっています。



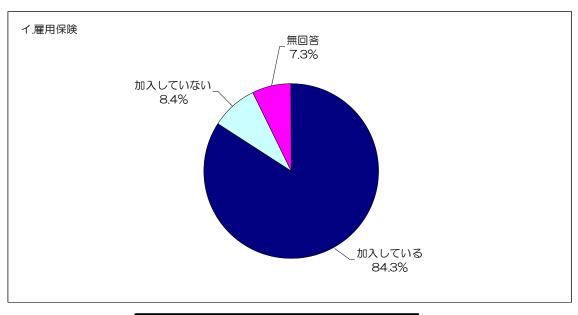
自営業	常用雇用者	臨時・ パート	派遣社員	家内労働 (内職)	その他	就業して いない	無回答	総数
38	249	28	3	1	6	12	4	341
11.1%	73.0%	8.2%	0.9%	0.3%	1.8%	3.5%	1.2%	100.0%

11. 社会保険の加入状況

厚生年金又は共済年金及び雇用保険の加入状況については、ともに8割以上の方が加入していますが、加入していない方も共に1割程度います。



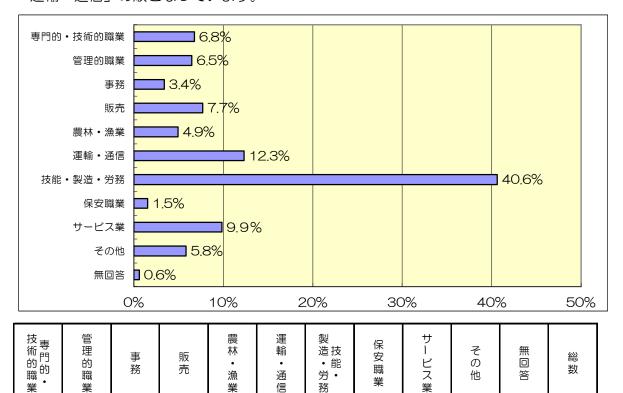
加入して いる	加入して いない	無回答	総数
239	35	12	286
83.6%	12.2%	4.2%	100.0%



加入して いる	加入して いない	無回答	総数
241	24	21	286
84.3%	8.4%	7.3%	100.0%

12. 職種

就業している方の職種については、「技能・製造・労務」が4割で最も多く、次いで 「運輸・通信」の順となっています。



6.5% 13. 仕事を探した方法

3.4%

6.8%

25

7.7%

16

4.9%

今の仕事を探した方法については、「公共職業安定所の紹介」が3割で最も多く、次いで「友 人・知人などの紹介」が2割強となっています。

132

1.5%

40.6%

4C

12.3%

32

9.9%

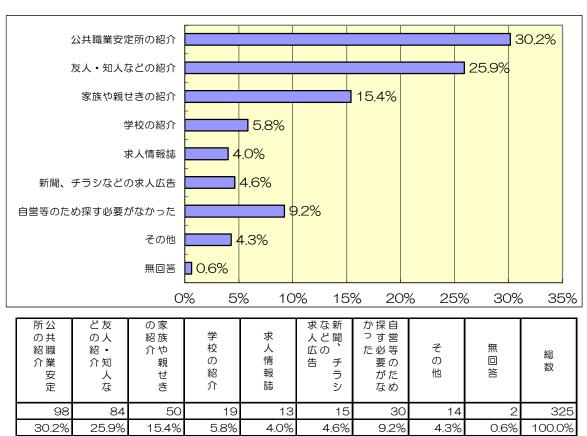
19

0.6%

5.8%

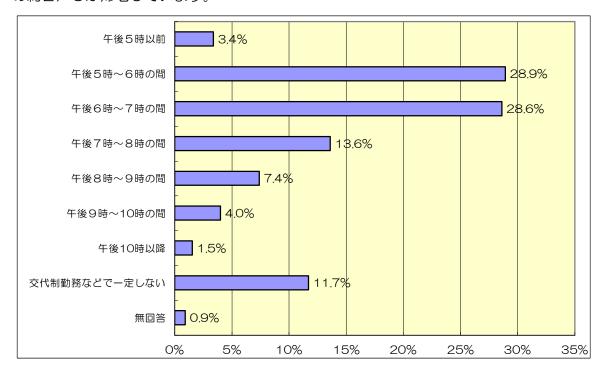
325

100.0%



14. 帰宅時間

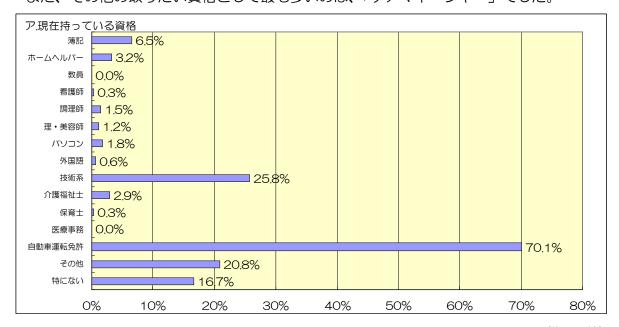
普段の帰宅時間は、「午後5時~6時」と「午後6時~7時」が多く、午後7時までに全体の約2/3が帰宅しています。



午後5時以前	午後5時〜 6時の間	午後6時〜 7時の間	午後7時〜 8時の間	午後8時〜 9時の間	午後9時〜 10時の間	午後10時以降	交代制勤務 などで一定 しない	無回答	総数
11	94	93	44	24	13	5	38	3	325
3.4%	28.9%	28.6%	13.6%	7.4%	4.0%	1.5%	11.7%	0.9%	100.0%

15. 資格

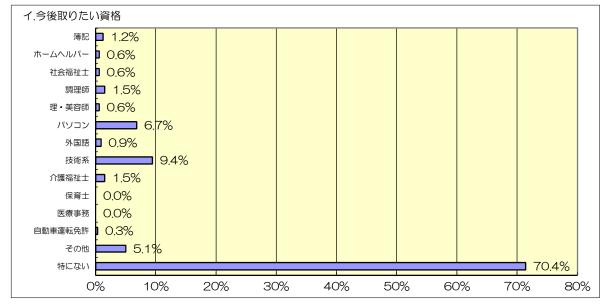
現在持っている資格は、「自動車運転免許」が最も多く、次いで「技術系」となっています。 今後取りたい資格は、「技術系」が最も多く、次いで「パソコン」となっています。 また、その他の取りたい資格として最も多いのは、「ケアマネージャー」でした。



(複数回答)

領部		へホ ル パム 1	教員	看 護 師	調理師	美理 容• 師	パソコン	外国語	技術系	福介 祉護 士	保育士	医療事務	運転免許	その他	特にない	総数
	22	11	0	1	5	4	6	2	88	10	1	0	239	71	57	517
6.	5%	3.2%	0.0%	0.3%	1.5%	1.2%	1.8%	0.6%	25.8%	2.9%	0.3%	0.0%	70.1%	20.8%	16.7%	

※利率は回答数÷回答のあった父子世帯数(341)で算出



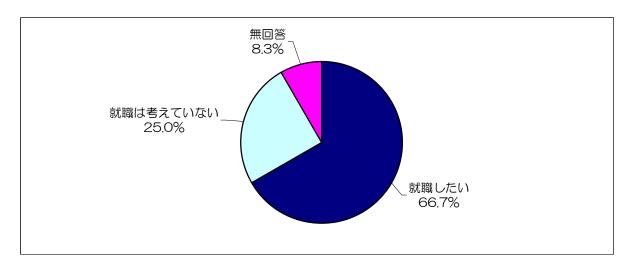
(複数回答)

簿記	へホ ルト パム ト	福社 祉会 士	調理師	美理 容 師	パソコン	外国語	技術系	福介 祉護 士	保育士	医療事務	運動 免許	その他	特にない	総数
	4 2	2	5	2	23	3	32	5	0	0	1	17	240	336
1.2	% 0.6%	0.6%	1.5%	0.6%	6.7%	0.9%	9.4%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%	5.0%	70.4%	

※利率は回答数÷回答のあった父子世帯数(341)で算出

16. 就職の希望

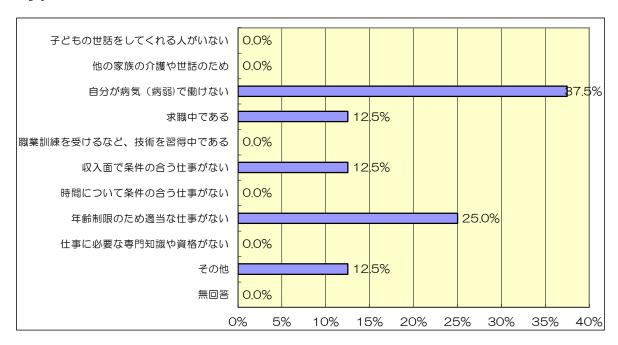
現在就業していない方のうち、6割強の方が「就職したい」と考えています。



就職したい	就職は考えて いない	無回答	総数
8	3	1	12
66.7%	25.0%	8.3%	100.0%

【就業していない理由】

就職していない(就業できない)理由については、「自分が病気(病弱)で働けない」と答えた方が4割弱で最も多く、次いで「年齢制限のため適当な仕事がない」の順になっています。

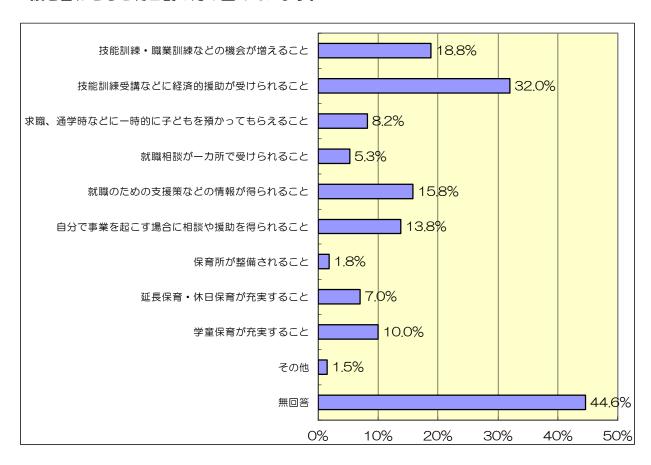


くれる人がいない子どもの世話をして	世話のため他の家族の介護や	で働けない(病弱)	米離中である	ある ど、技術を修得中でど、技術を修得中で	事がない 収入面で条件の合う仕	合う仕事がない時間について条件の	仕事がない 年齢制限のため適当な	識や資格がない仕事に必要な専門知	その他	無回約	総 数
0	0	3	1	0	1	0	2	0	1	0	8
0.0%	0.0%	37.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%

17. 要望する就業支援策

要望する就業支援策としては、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も 多く、3割の方が要望しており、次いで「技能訓練・職業訓練などの機会が増えること」に 関する要望となっています。

また、延長保育、学童保育など、就業中や求職中などの際に、子どもの生活面に関する支援を合わせると約2割の方が望んでいます。



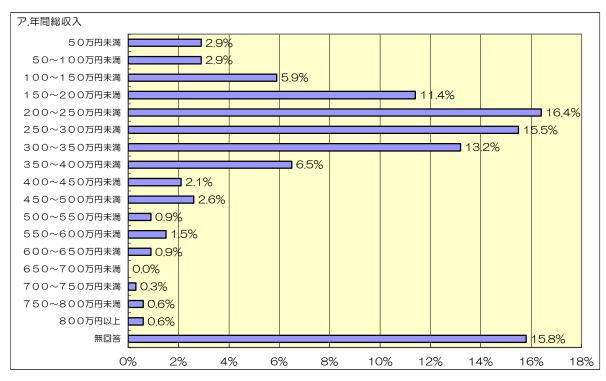
(複数回答)

が増えることが増えること	が受けられること技能訓練受講などに経済的援助	どもを預かってもらえること 水職、通学時などに一時的に子	こと 就職相談が一力所で受けられる	が得られることが得られることがのための支援策などの情報	や援助を得られること自分で事業を起こす場合に相談	保育所が整備されること	こと 正と 正と	学童保育が充実すること	その他	無回答	総数
6	4 109	28	18	54	47	6	24	34	5	152	541
18.89	6 32.0%	8.2%	5.3%	15.8%	13.8%	1.8%	7.0%	10.0%	1.5%	44.6%	

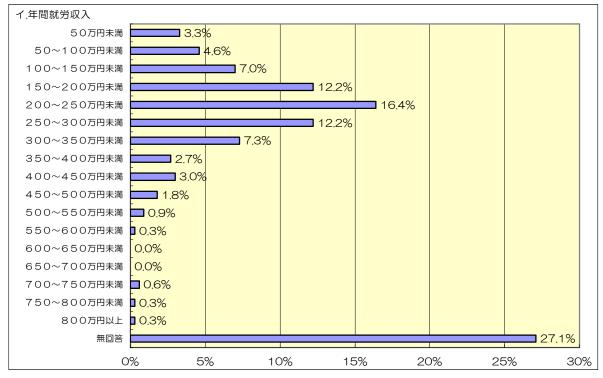
※利率は回答数÷回答のあった父子世帯(341)で算出

18. 年間収入

平成24年の年間総収入は、「200~250万円未満」が最も多く2割弱を占めており、次いで「250~300万円未満」、「300~350万円未満」の順に多くなっています。年間 就労収入については、年間総収入と同様に「200~250万円未満」が最も多くなっていますが、次いで「150~200万円未満」、「250~300万円未満」となっています。



50万円 未満	50~ 100万 円未満		150~ 200万 円未満		250~ 300万 円未満									700~ 750万 円未満			無回答	総数
10	10	20	39	56	53	45	22	7	9	3	5	3	0	1	2	2	54	341
2.9%	2.9%	5.9%	11.4%	16.4%	15.5%	13.2%	6.5%	2.1%	2.6%	0.9%	1.5%	0.9%	0.0%	0.3%	0.6%	0.6%	15.8%	100.0%

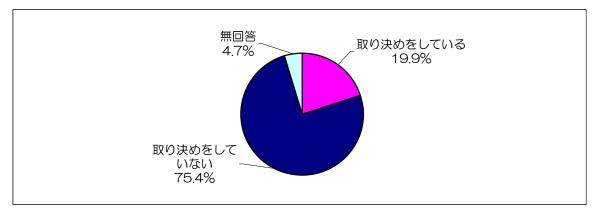


50万円 未満	50~ 100万 円未満	100~ 150万 円未満	150~ 200万 円未満	200~ 250万 円未満	250~ 300万 円未満			400~ 450万 円未満		500~ 550万 円未満					750~ 800万 円未満	800万 円以上	無回答	総数
11	15	23	40	54	40	24	9	10	6	3	1	0	0	2	1	1	89	329
3.3%	4.6%	7.0%	12.2%	16.4%	12.2%	7.3%	2.7%	3.0%	1.8%	0.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%	0.3%	27.1%	100.0%

19. 養育費の取り決め状況

【取り決めの有無】

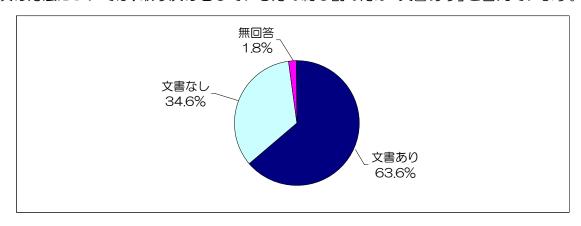
養育費の取り決め状況については、「取り決めをしている」のは約2割で、それに対して 7割以上が「取り決めをしていない」と答えています。



取り決めを している	取り決めを していない	無回答	総数	
55	208	13	276	
19.9%	75.4%	4.7%	100.0%	

【取り決め方法】

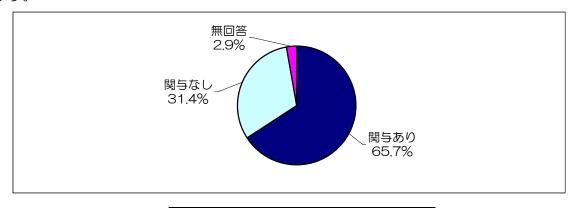
取り決め方法については、取り決めをしている方の約6割の方が「文書あり」と答えています。



文書あり	文書なし	無回答	総数		
35	19	1	55		
63.6%	34.6%	1.8%	100.0%		

【家庭裁判所の関与】

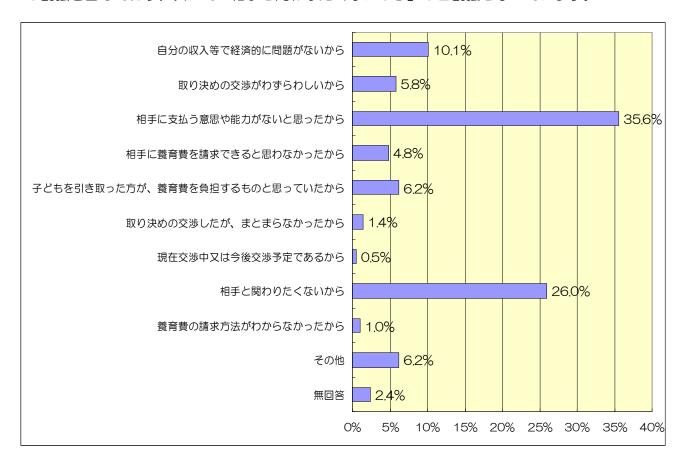
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の6割強の方が「関与あり」と答えています。



関与あり	関与なし	無回答	総数		
23	11	1	35		
65.7%	31.4%	2.9%	100.0%		

【取り決めしていない理由】

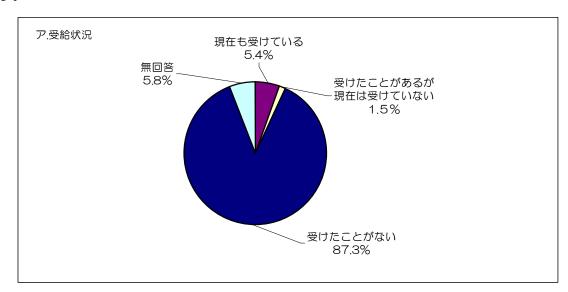
取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が 3割強を占めており、次いで「相手と関わりたくないから」が2割強となっています。



題がないから自分の収入等で経済的に問	しいから 取り決めの交渉がわずらわ	ないと思っ たから相手に支払う意思や能力が	と思わなかっ たから相手に養育費を請求できる	思っていたから 養育費を負担するものと子どもを引き取った方が、	まとまらなかったから取り決めの交渉したが、	定であるから 現在交渉中又は今後交渉予	相手と関わりたくないから	なかっ たから 養育費の請求方法がわから	その他	無回約	総数
21	12	74	10	13	3	1	54	2	13	5	208
10.1%	5.8%	35.6%	4.8%	6.2%	1.4%	0.5%	26.0%	1.0%	6.2%	2.4%	100.0%

20. 養育費の受給状況

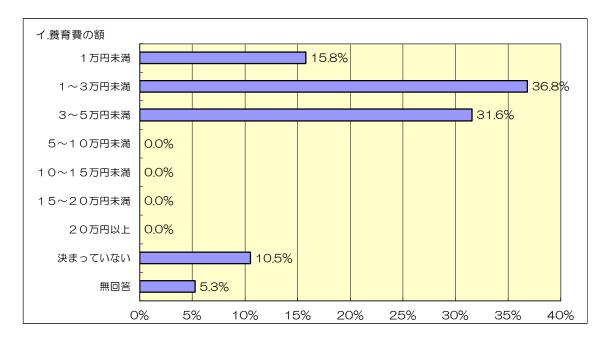
養育費の受給状況については、「受けたことがない」が9割弱を占めており、「受けたことがあるが、現在は受けていない」を加えるとほとんどの方が現在受けていないことになります。



現在も受けている	受けたことがあるが 現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数
15	4	241	16	276
5.4%	1.5%	87.3%	5.8%	100.0%

【養育費の額】

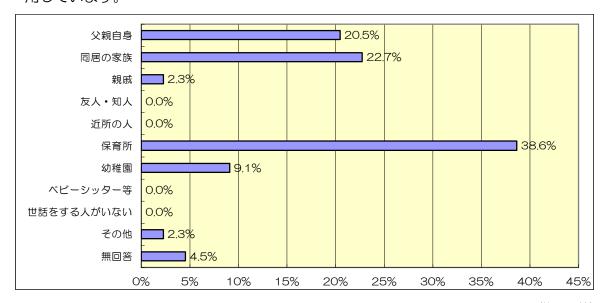
養育費の額(複数の子を養育している場合はその合計額)は、「1~3万円未満」が最も多く、5万円未満が全体の8割以上を占めており、平均額は21,500円となっています。



1万円未満	1~3 万円未満	3~5 万円未満	5~10 万円未満	10~15 万円未満	15~20 万円未満	20 万円以上	決まって いない	無回答	総数	平均
3	7	6	0	0	0	0	2	1	19	21,500
15.8%	36.8%	31.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	5.3%	100.0%	

21. 未就学児の保育

小学校入学前の子どもの保育については、5割弱の方が、主に「保育所」、「幼稚園」を利用しています。

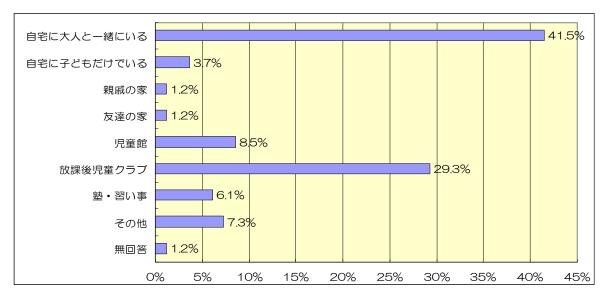


(複数回答)

父親自身	同居の家族	親 戚	友人・知人	近所の人	保育所	幼稚園	シッ ター 等	人がいない	その他	無回答	総 数
9	10	1	0	0	17	4	0	0	1	2	44
20.5%	22.7%	2.3%	0.0%	0.0%	38.6%	9.1%	0.0%	0.0%	2.3%	4.5%	

22. 児童の放課後の過ごし方

小学校低学年(1~3年)の子どもの放課後の過ごし方については、「自宅に大人と一緒にいる」が4割で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」となっています。

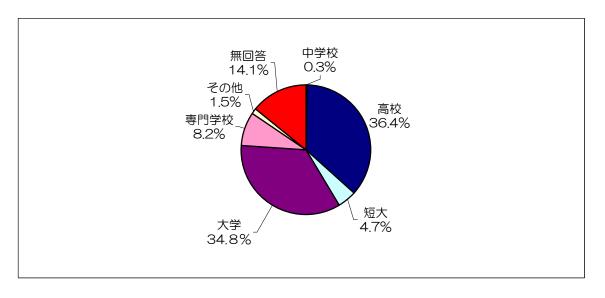


(複数回答)

自宅に大人と	だけでいる	親戚の家	友達の家	児童館	放課後児童	塾・習い事	その他	無回答	総 数
34	3	1	1	7	24	5	6	1	82
41.5%	3.7%	1.2%	1.2%	8.5%	29.3%	6.1%	7.3%	1.2%	

23. 子どもの進学に対する希望

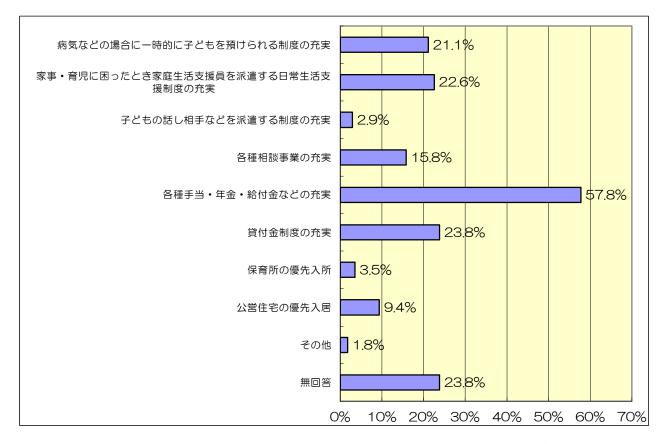
子どもの進学に対する希望としては、「大学」が3割強で最も多く、これに、「短大」、「専門学校」を加えると、全体の約半数となります。



中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
1	124	16	119	28	5	48	341
0.3%	36.4%	4.7%	34.8%	8.2%	1.5%	14.1%	100.0%

24. 要望する福祉制度

要望する福祉制度(就業支援策以外)としては、「各種手当・年金・給付金などの充実」を挙げた方が、約6割で最も多く、次いで「貸付金制度の充実」となっています。



(複数回答)

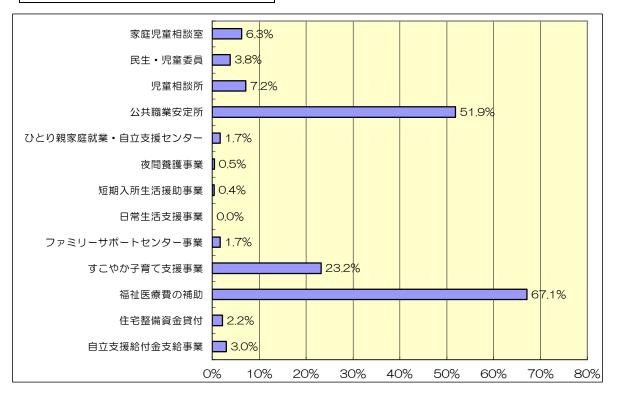
どもを預けられる制度の充実病気などの場合に一時的に子	活支援制度の充実生活支援員を派遣する日常生家事・育児に困ったとき家庭	する制度の充実子どもの話し相手などを派遣	各種相談事業の充実	の充実	貸付金制度の充実	保育所の優先入所	公営住宅の優先入居	その他	無回答	総 数
72	77	10	54	197	81	12	32	6	81	622
21.1%	22.6%	2.9%	15.8%	57.8%	23.8%	3.5%	9.4%	1.8%	23.8%	

※利率は回答数: 回答のあった父子世帯数(341)で算出

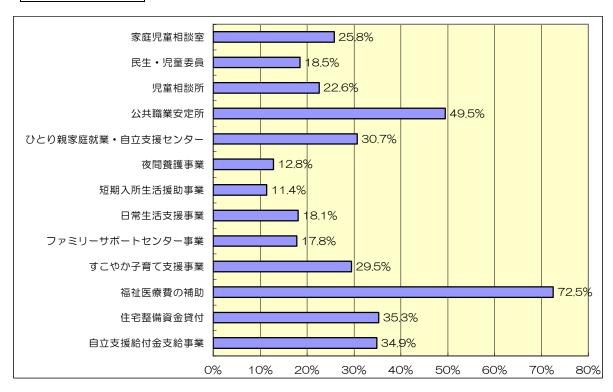
25. 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、「福祉医療費の補助」や「公共職業安定所」の利用率が比較的高い一方、「制度を知らなかった」と答えられた方の割合が高い事業も多くありました。 今後「利用したい」制度についても「福祉医療費の補助」、「公共職業安定所」と答える方が多くなっています。

ア.利用している、又は利用したことがある制度



イ.今後利用したい制度

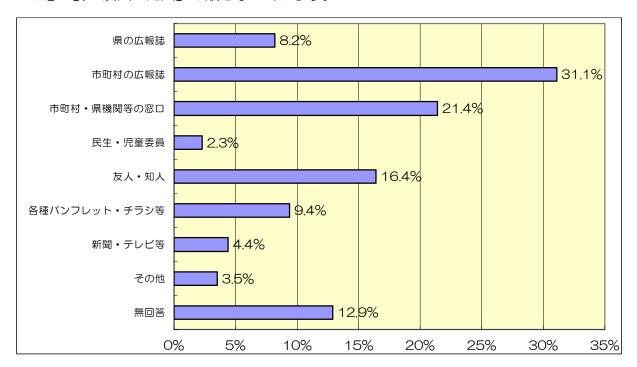


		現		今	後
	利用している又は 利用したことがあ る	利用したる	ことがない 知っているが利用 したことがない	利用したい	利用するつもりは ない
(ア) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	6.3%	23.0%	70.7%	25.8%	74.2%
(1) 民生・児童委員	3.8%	25.0%	71.2%	18.5%	81.5%
(ウ) 児童相談所	7.2%	13.6%	79.2%	22.6%	77.4%
(I) 公共職業安定所 (ハローワーク)	51.9%	5.0%	43.1%	49.5%	50.5%
(オ)ひとり親家庭就業・自 立支援センター	1.7%	53.9%	44.4%	30.7%	69.3%
(加) 夜間擁護事業 (トワイライトステイ)	0.5%	77.8%	21.7%	12.8%	87.2%
(キ)短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	0.4%	70.9%	28.7%	11.4%	88.6%
(ク)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	0.0%	75.0%	25.0%	18.1%	81.9%
(ケ)ファミリーサホ。-トセンタ-事業 (相互援助活動)	1.7%	73.9%	24.4%	17.8%	82.2%
(1)すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	23.2%	41.9%	34.9%	29.5%	70.5%
(サ)福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	67.1%	17.5%	15.4%	72.5%	27.5%
(シ)住宅整備資金貸付	2.2%	60.9%	36.9%	35.3%	64.7%
(入) 自立支援教育訓練給付金 (教育訓練、職業訓練)	3.0%	53.5%	43.5%	34.9%	65.1%

※利率は回答のあった方で算出

26. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村の広報誌」が最も多く、次いで「市町村・県機関等の窓口」、「友人・知人」の順となっています。



(複数回答)

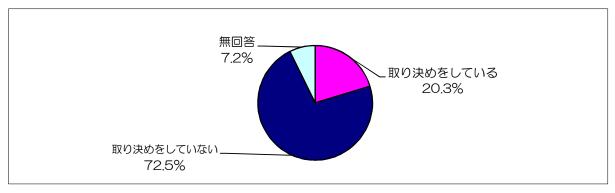
県の広報誌	市町村の広報誌	の窓口・県機関等	民生・児童委員	友人・知人	ト・チラシ等各種パンフレッ	新聞・テレビ等	その他	無回答	総 数
28	106	73	8	56	32	15	12	44	374
8.2%	31.1%	21.4%	2.3%	16.4%	9.4%	4.4%	3.5%	12.9%	

※利率は回答数÷回答のあった父子世帯数(341)で算出

27. 面会交流の取り決め状況

【取り決めの有無】

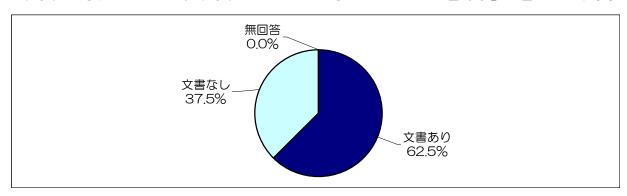
面会交流の取り決め状況については、「取り決めをしていない」が7割強で、それに対して 2割が「取り決めをしている」と答えています。



取り決めを している	取り決めを していない	無回答	総数
56	200	20	276
20.3%	72.5%	7.2%	100.0%

【取り決め方法】

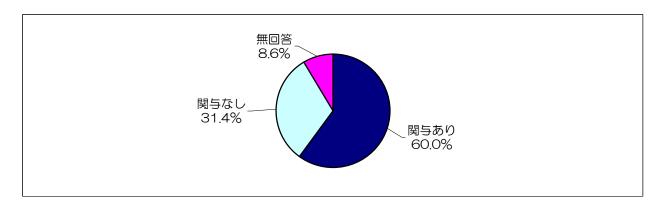
取り決め方法については、取り決めをしている方の2/3が「文書あり」と答えています。



文書あり	文書なし	無回答	総数
35	21	0	56
62.5%	37.5%	0.0%	100.0%

【家庭裁判所の関与】

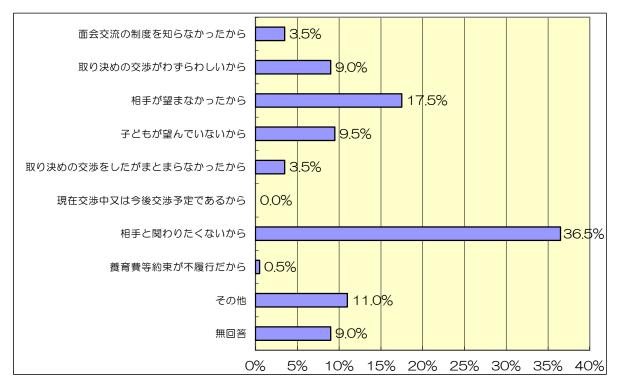
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の6割が「関与あり」と答えています。



関与あり	関与あり 関与なし		総数	
21	11	3	35	
60.0%	31.4%	8.6%	100.0%	

【取り決めをしていない理由】

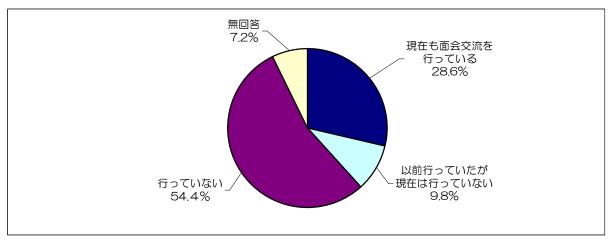
取り決めをしていない理由については、「相手と関わりたくないから」が3割以上と最も多く、次いで、「相手が望まなかったから」となっています。



らなかったから面会交流の制度を知	ずらわしいから取り決めの交渉がわ	から相手が望まなかった	いから	たからたがまとまらなかったがまとまらなかをし取り決めの交渉をし	交渉予定であるから現在交渉中又は今後	いから相手と関わりたくな	行だから養育費等約束が不履	その他	無回答	総数
7	18	35	19	7	Ο	73	1	22	18	200
3.5%	9.0%	17.5%	9.5%	3.5%	0.0%	36.5%	0.5%	11.0%	9.0%	100.0%

28. 面会交流の状況

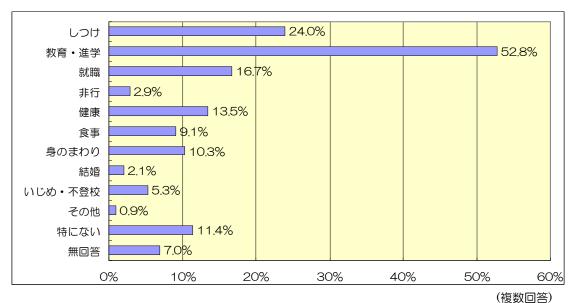
面会交流の状況については、「行っていない」が約5割を占めており、「以前行っていたが現在は行っていない」を加えると、6割以上の方が現在面会交流を行っていないことになります。



行っている 現在も面会交流を	現在は行っていたがいがに	行っていない	無回答	総数
79	27	150	20	276
28.6%	9.8%	54.4%	7.2%	100.0%

29. 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みとしては、「教育・進学」を挙げた方が半数以上で最も多く、次いで「しつけ」と「就職」の順となっています。

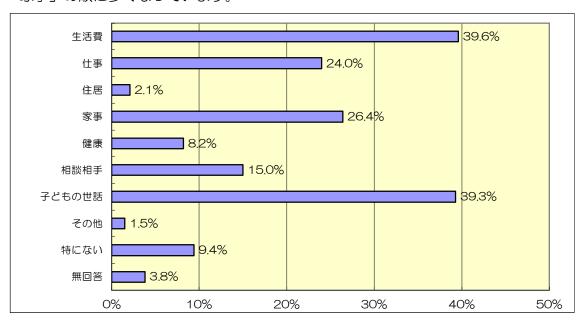


しつけ	教育・進学	就職	非行	健康	倒少	身のまわり	結婚	不登校・	その他	特にない	無 回 納	総 数
82	180	57	10	46	31	35	7	18	3	39	24	532
24.0%	52.8%	16.7%	2.9%	13.5%	9.1%	10.3%	2.1%	5.3%	0.9%	11.4%	7.0%	

※利率は回答数: 回答のあった父子世帯(341)で算出

30. 父子世帯になった当時困ったこと

父子世帯になった当時困ったこととしては、「生活費」が最も多く、次いで「子どもの世話」、「家事」の順に多くなっています。



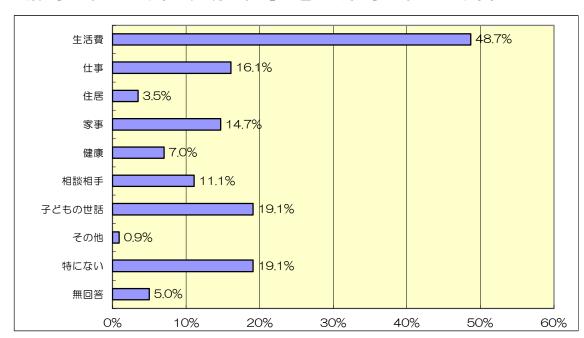
(複数回答)

									(19,5)(10
生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの 世話	その他	特にない	無回答	総数
135	82	7	90	28	51	134	5	32	13	577
39.6%	24.0%	2.1%	26.4%	8.2%	15.0%	39.3%	1.5%	9.4%	3.8%	

※利率は回答数÷回答のあった父子世帯(341)で算出

31. 現在困っていること

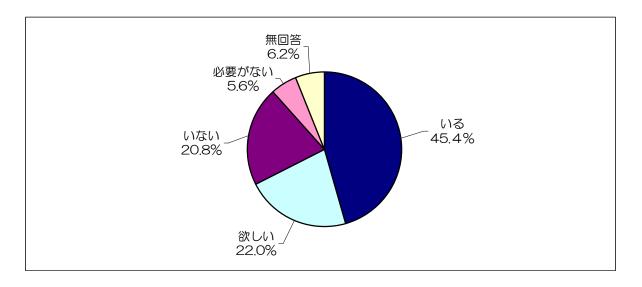
現在困っていることとしては、父子世帯となった当時と同様に「生活費」、「子どもの世話」の順に多くなっていますが、「特にない」と答えた方が多くなっています。



(複数回答)

生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの 世話	その他	特にない	無回答	総数
166	55	12	50	24	38	65	3	65	17	495
48.7%	16.1%	3.5%	14.7%	7.0%	11.1%	19.1%	0.9%	19.1%	5.0%	

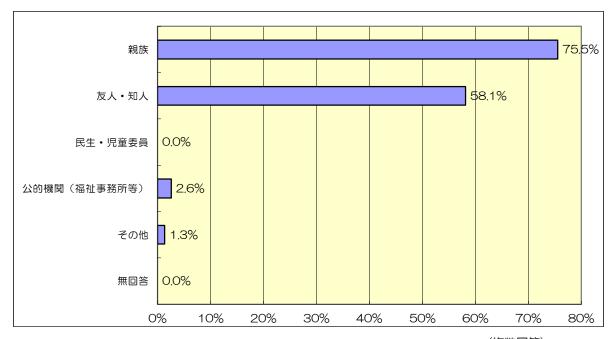
32. 相談相手 困ったときの相談相手については、「いる」と答えた方が4割以上となっています。



いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
155	75	71	19	21	341
45.4%	22.0%	20.8%	5.6%	6.2%	100.0%

【相談相手の内訳】

相談相手については、ほとんどが「親族」、「友人・知人」となっています。



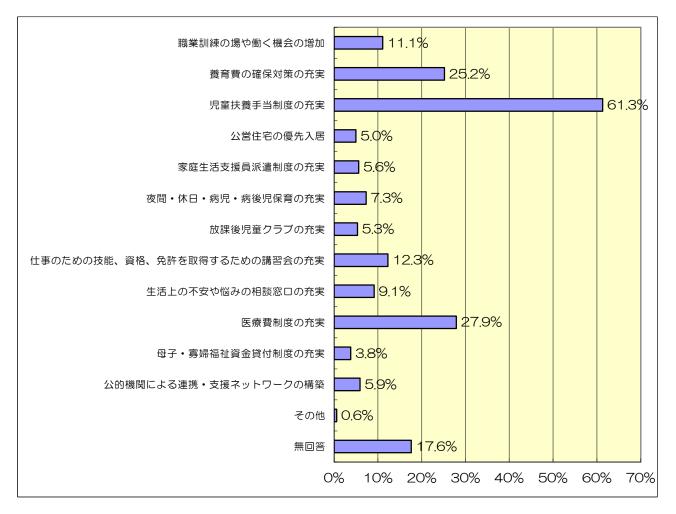
(複数回答)

親 族	友人・知人	民生・児童委員	(福祉事務所等)	その他	無回答	総 数
117	90	0	4	2	0	213
75.5%	58.1%	0.0%	2.6%	1.3%	0.0%	

※利率は回答数÷上記設問のいる方(155)で算出

33. 希望する施策

希望する施策としては、「児童扶養手当制度の充実」が最も多く、次いで「医療費制度の充実」、「養育費の確保対策の充実」の順となっています。



(複数回答)

増加増加場や働く機会の	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	充実 家庭生活支援員派遣制度の	保育の充実を間・休日・病児・病後児	放課後児童クラブの充実	会の充実 免許を取得するための講習 仕事のための技能、資格、	窓口の充実生活上の不安や悩みの相談	医療費制度の充実	度の充実母子・寡婦福祉資金貸付制	ネットワークの構築公的機関による連携・支援	その他	無回答	総 数
38	86	209	17	19	25	18	42	31	95	13	20	2	60	675
11.1%	25.2%	61.3%	5.0%	5.6%	7.3%	5.3%	12.3%	9.1%	27.9%	3.8%	5.9%	0.6%	17.6%	

※利率は回答数÷回答のあった父子世帯(341)で算出

34. 意見·要望等(自由記述)

Ⅰ 生活の不安について(6件)

- ① 日常に追われ、異性との出会いが無い。再婚を望んではいないが、パートナーのいる「うるおいのある生活」をしたい。
- ② 収入が少なくとても辛い。
- ③ 保険や税金で引かれる額が大きく家計の負担になっている。
- ④ 子どもの送り迎え等で残業が出来ず肩身の狭い思いをしている。
- ⑤ 金銭面でのやりくりが大変である。
- ⑥ 病気になった際、子どもを見てくれる人がいない。現在の生活が維持できるか不安である。

Ⅱ 就労支援関係について(2件)

- ① 仕事の休日の取得で不利にならないようにして欲しい。
- ② 再就職の支援。

Ⅲ 福祉制度・事業全般について(8件)

- ① 父子家庭も母子家庭と同様に困難があるが、福祉制度では母子家庭と父子家庭の差がありすぎる。
- ② 母子、父子に関係なく収入の少ない家庭にはもっと制度が充実して欲しい。
- ③ 両親がいる家庭とハンデがあるので支援制度の充実を。
- ④ 料理ができないため習いたいが、仕事の関係で無理。その分支給額を増やして欲しい。
- ⑤ 母子、父子の支援に格差が生じないようにして欲しい。
- ⑥ 就職又は進学時に支度金の融資があればいい。

Ⅳ 各種団体への期待・要望について(〇件)

∇ 保健・医療について(1件)

① 福祉医療費制度を子どもだけではなく親にも交付して欲しい。

Ⅵ 国、県、市町村等の相談窓口及び窓口職員等(広報を含む)の対応について(7件)

- ① 公的福祉制度があることをもっと知らせて欲しい。仕事の休みが取りづらく、子どもの予防接種等をほとんど行っていない。これからは、自費で行うと思うが、現在小さい子どもがいる父子家庭の場合、学校での接種ができるようになればいいと思う。
- ② 仕事の関係で休みが取りづらいため、行政手続をまとめて行って欲しい。又は時間外でも対応出来るようにして欲しい。
- ③ 役所は予算がないという理由で施策を行わない。きちんと行って欲しい。
- ④ 市の相談員の交代。
- ⑤ 電話のたらい回しをやめて欲しい。
- ⑥ 具体的なアドバイスが欲しい。
- ⑦ 片親になった時点で制度等の説明をして欲しい。不親切である。

Ⅲ 調査(今回のアンケート)について(0件)

Ⅲ 学費(奨学金等)について(〇件)

Ⅳ 各種手当・貸付金関係(4件)

- ① 離別と死別は違いが大きすぎるので、手当等も考えていただきたい。離別した母子家庭が優遇されている。
- ② 貸付制度について、父子家庭も対象にして欲しい。
- ③ 手当をもっと上げて欲しい。
- ④ 児童扶養手当をこのまま継続して欲しい。

X 子の保育・教育・教育施設等関係について(3件)

- ① 学校内において、子どもが不利な立場にある場合がある。就労時間を減らし子どもともっと関わりたい。
- ② 学童保育を増やして欲しい。
- ③ 学童保育を小学6年生までにしてもらいたい。

X [資格取得関係(O件)

XⅡ その他(4件)

- ① 母子家庭に比べて一般的によく知られていないのではないか。そのため、苦労している人が多いのではないか。
- ② 再婚の支援。
- ③ 職場や周囲の理解が低いため困ることがある。
- ④ 夜間等の対応の充実。

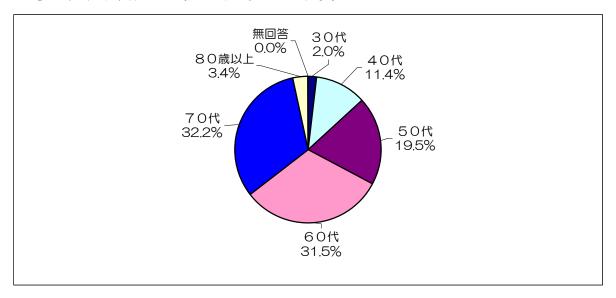
3. 寡婦世帯集計結果

◆寡婦世帯集計結果◆

【世帯の状況】

1. 寡婦の年齢

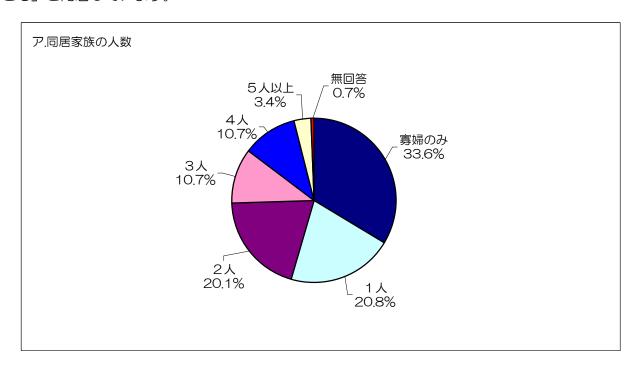
寡婦の年齢は、「70代」が最も多く全体の3割以上を占めており、次いで「60代」の順に多く、平均年齢は63.5歳となっています。



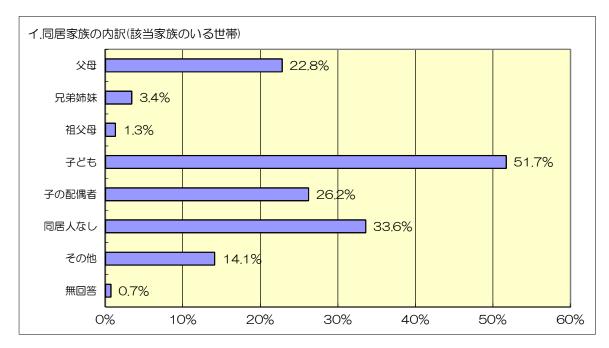
30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答	総数	平均年齢
3	17	29	47	48	5	0	149	63.5
2.0%	11.4%	19.5%	31.5%	32.2%	3.4%	0.0%	100.0%	

2. 同居家族の状況

同居している家族の状況では、同居家族がおらず 1 人暮らしの世帯が 3 割以上で、半数以上が「子ども」と同居しています。



寡婦のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
50	31	30	16	16	5	1	149
33.6%	20.8%	20.1%	10.7%	10.7%	3.4%	0.7%	100.0%



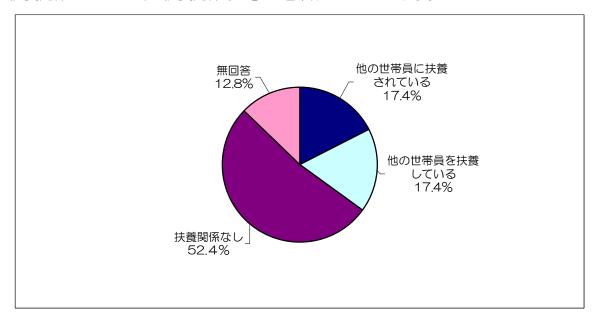
(複数回答)

父母	兄弟姉妹	祖父母	子ども	子の配偶者	同居人なし	その他	無回答	総数
34	5	2	77	39	50	21	1	229
22.8%	3.4%	1.3%	51.7%	26.2%	33.6%	14.1%	0.7%	100.0%

※利率は回答数÷回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

3. 扶養関係

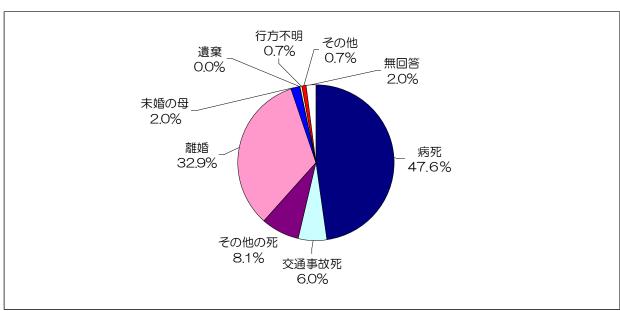
扶養関係については、「扶養関係なし」が過半数を占めています。



他の世帯員に 扶養されている	他の世帯員を 扶養している	扶養関係なし	無回答	総数
26	26	78	19	149
17.4%	17.4%	52.4%	12.8%	100.0%

4. 配偶者がいなくなった理由

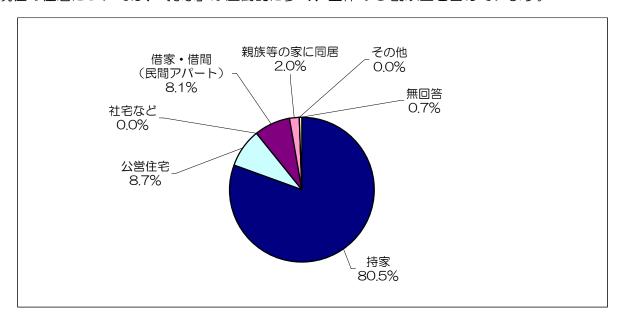
配偶者がいなくなった理由では、「病死」が5割弱と最も多く、「離婚」は3割強となっています。



病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
71	9	12	49	3	0	1	1	3	149
47.6%	6.0%	8.1%	32.9%	2.0%	0.0%	0.7%	0.7%	2.0%	100.0%

5. 現在の住居

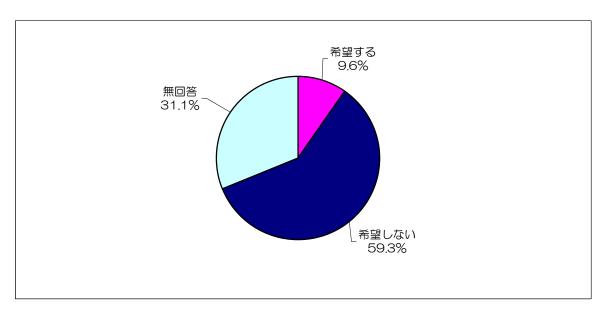
現在の住居については、「持家」が圧倒的に多く、全体の8割以上を占めています。



持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の家 に同居	その他	無回答	総数
120	13	0	12	3	0	1	149
80.5%	8.7%	0.0%	8.1%	2.0%	0.0%	0.7%	100.0%

6. 公営住宅の入居希望

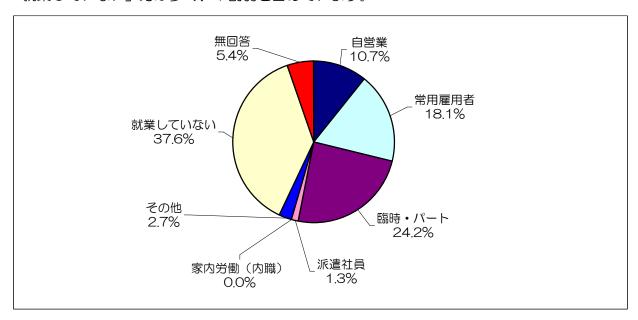
今後の公営住宅の入居希望については、「希望する」と答えた方は 1 割に過ぎず、「希望しない」 と答えた方が半数以上を占めています。



ĺ	希望する	希望しない	無回答	総数
	13	80	42	135
ĺ	9.6%	59.3%	31.1%	100.0%

7. 就業形態

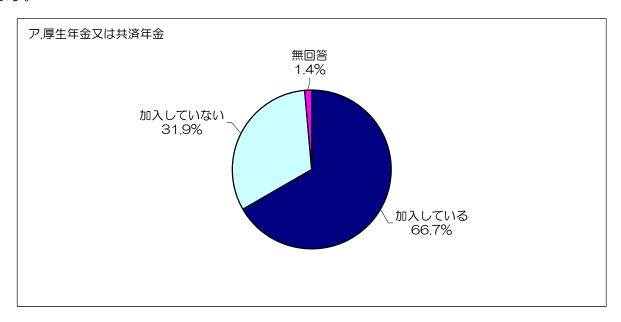
現在の就業形態については、就業している方は「臨時・パート」が最も多くなっていますが、 「就業していない」方が多く、4割弱を占めています。



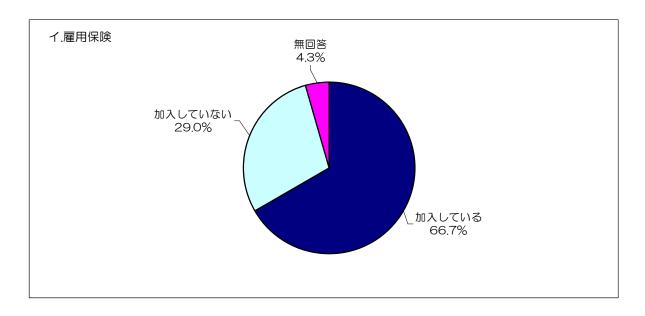
自営業	常用雇用者	臨時・ パート	派遣社員	家内労働 (内職)	その他	就業して いない	無回答	総数
16	27	36	2	0	4	56	8	149
10.7%	18.1%	24.2%	1.3%	0.0%	2.7%	37.6%	5.4%	100.0%

8. 社会保険の加入状況

社会保険の加入状況については、6割以上の方が加入していますが、加入していない方も約3割います。



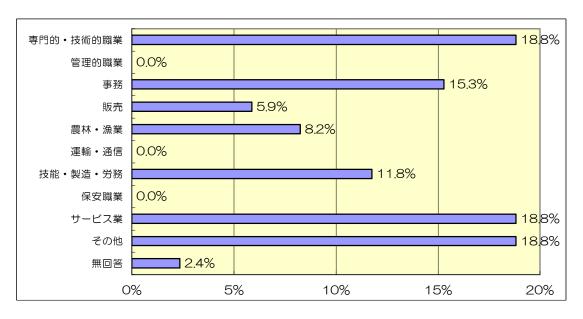
加入して いる	加入して いない	無回答	総数
46	22	1	69
66.7%	31.9%	1.4%	100.0%



加入して いる			総数
46	20	3	69
66.7%	29.0%	4.3%	100.0%

9. 職種

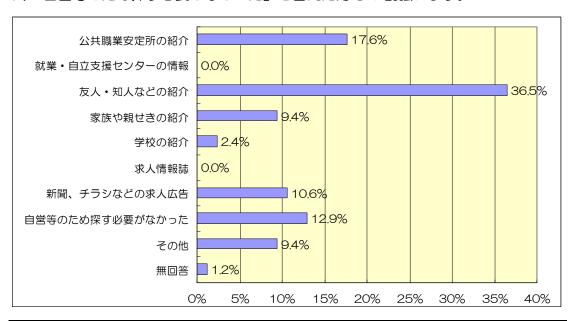
就業している方の職種については、「専門的・技術的職業」、「サービス業」が最も多くなっています。



技術的職業専門的・	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	製造・労務	保安職業	サー ビス 業	その他	無回答	総 数
16	0	13	5	7	0	10	0	16	16	2	85
18.8%	0.0%	15.3%	5.9%	8.2%	0.0%	11.8%	0.0%	18.8%	18.8%	2.4%	100.0%

10. 仕事を探した方法

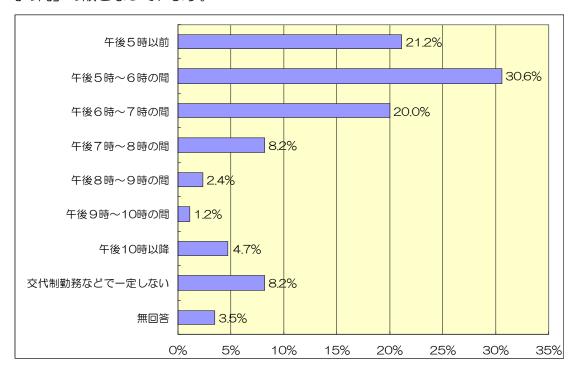
今の仕事を探した方法については、「友人・知人などの紹介」が3割以上と最も多くなっていますが、「自営等のため探す必要がなかった」と答えた方も1割強います。



所の紹介公共職業安定	情報とシターの就業・自立支	どの紹介	の紹介	学校の紹介	求人情報誌	求人広告 などの 手ラシ	かったがなり営等の為探	その他	無回答	総 数
15	0	31	8	2	0	9	11	8	1	85
17.6%	0.0%	36.5%	9.4%	2.4%	0.0%	10.6%	12.9%	9.4%	1.2%	100.0%

11. 帰宅時間

帰宅時間については、「午後5~6時の間」が3割強で最も多く、次いで「午後5時以前」、「午後6~7時の間」の順となっています。

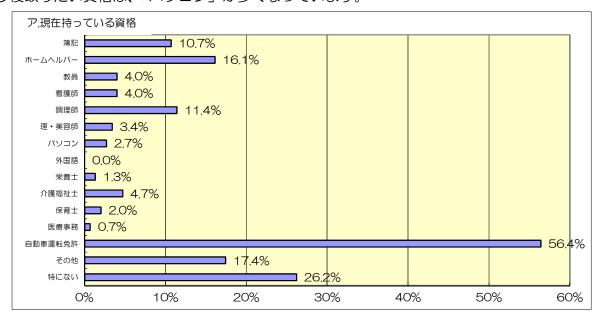


午後5時以前	午後5時〜 6時の間	午後6時〜 7時の間	午後7時〜 8時の間	午後8時〜 9時の間	午後9時〜 10時の間	午後10時 以降	交代制勤務 などで 一定しない	無回答	総数
18	26	17	7	2	1	4	7	3	85
21.2%	30.6%	20.0%	8.2%	2.4%	1.2%	4.7%	8.2%	3.5%	100.0%

12. 資格

現在持っている資格は、「自動車運転免許」が半数以上で最も多く、次いで「ホームヘルパー」、「調理師」の順になっています。

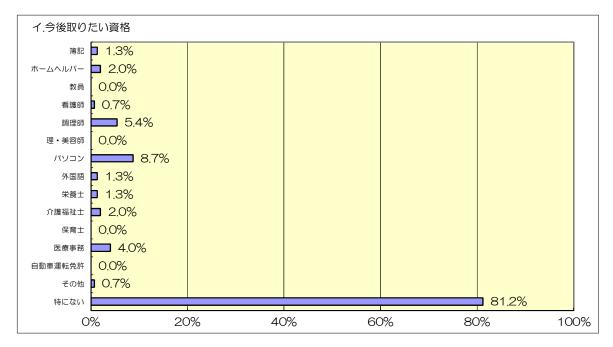
今後取りたい資格は、「パソコン」が多くなっています。



(複数回答)

	簿記	へホ ルー パム ー	教員	看 護 師	調理師	美理 容• 師	パソコン	外国語	栄養士	福介祉護士	保育士	医療事務	運動 免許	その他	特にない	総数
	16	24	6	6	17	5	4	0	2	7	3	1	84	26	39	240
1	0.7%	16.1%	4.0%	4.0%	11.4%	3.4%	2.7%	0.0%	1.3%	4.7%	2.0%	0.7%	56.4%	17.4%	26.2%	

※利率は回答数÷回答のあった寡婦世帯数(149)で算出



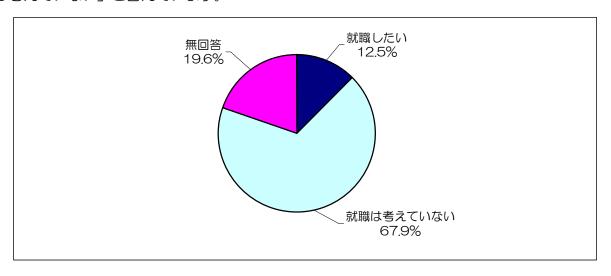
(複数回答)

	簿記	へホ ル パム I	教員	看護師	調理師	美理 容• 師	パソコン	外国語	栄養士	福介 祉護 士	保育士	医療事務	運転免許	その他	特にない	総数
	2	3	0	1	8	0	13	2	2	3	0	6	0	1	121	162
I	1.3%	2.0%	0.0%	0.7%	5.4%	0.0%	8.7%	1.3%	1.3%	2.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.7%	81.2%	

※利率は回答数:回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

13. 就職の希望

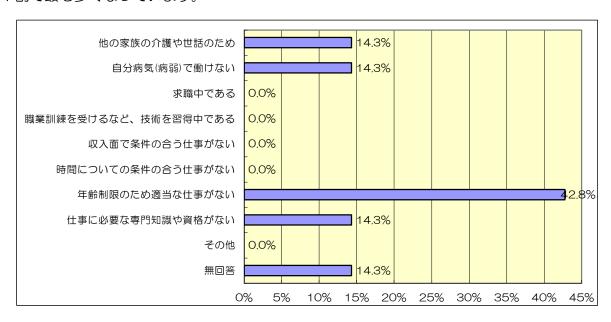
要望する就業支援策としては、「就職したい」と答えた方は 1 割に過ぎず、約 7 割の方は、「就業は考えていない」と答えています。



就職したい	就職は考えて いない	無回答	総数
7	38	11	56
12.5%	67.9%	19.6%	100.0%

【就業していない理由】

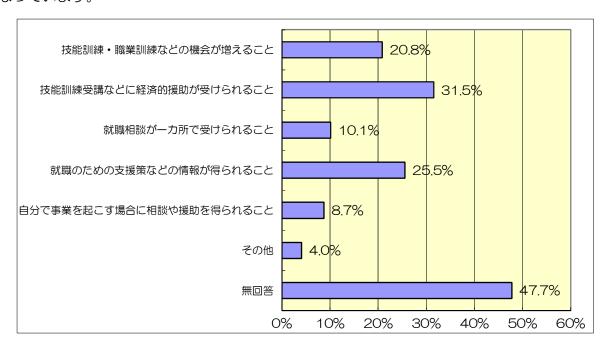
就業していない(就業できない)理由については、「年齢制限のため適当な仕事がない」と答えた方が4割で最も多くなっています。



世話のため他の家族の介護や	で働けない	求職中である	あるど、 技術を習得中でど、 技術を習得中で	事がない 収入面で条件の合う仕	合う仕事がない時間についての条件の	仕事がない年齢制限のため適当な	識や資格がない仕事に必要な専門知	その他	無 回 ీ	総数
1	1	0	0	0	0	3	1	0	1	7
14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.8%	14.3%	0.0%	14.3%	100.0%

14. 要望する就業支援策

要望する就業支援策としては、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も多く1/3の方が要望しており、次いで「就職のための支援策などの情報が得られること」が多くなっています。



(複数回答)

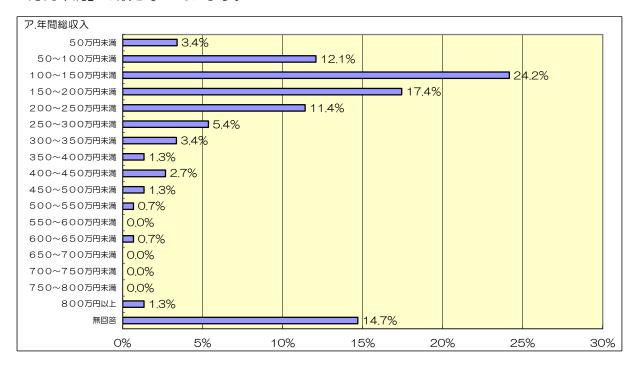
	が増えること技能訓練・職業訓練などの機会	が受けられること技能訓練受講などに経済的援助	こと 就職相談が一力所で受けられる	が得られることが得られることがのための支援策などの情報	や援助を得られること自分で事業を起こす場合に相談	その他	無回答	総数
Ī	31	47	15	38	13	6	71	221
Ī	20.8%	31.5%	10.1%	25.5%	8.7%	4.0%	47.7%	

※利率は回答数:回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

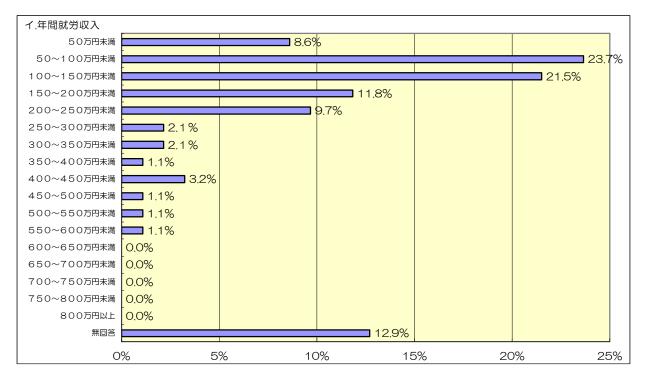
15. 年間収入

平成 24 年の年間総収入は、「100~150 万円未満」が 2 割強で最も多く、次いで「150~200万円未満」の順となっています。

年間就労収入については、「 $50\sim100$ 万円未満」が 2 割強で最も多く、次いで「 $100\sim15$ 0万円未満」の順となっています。



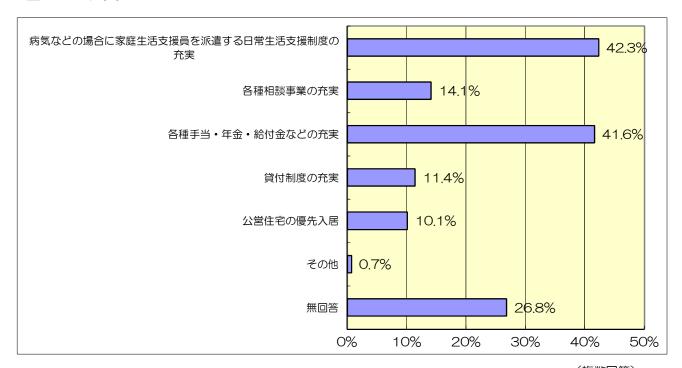
50万円 未満	50~ 100万 円未満	100~ 150万 円未満	150~ 200万 円未満		250~ 300万 円未満							600~ 650万 円未満		700~ 750万 円未満	750~ 800万 円未満	800万 円以上	無回答	総数
5	18	36	26	17	8	5	2	4	2	1	0	1	0	0	0	2	22	149
3.4%	12.1%	24.2%	17.4%	11.4%	5.4%	3.4%	1.3%	2.7%	1.3%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	14.7%	100.0%



50万円 未満	50~ 1 00万円 未満	100~ 150万 円未満	150~ 200万 円未満	200~ 250万 円未満		300~ 350万 円未満				500~ 550万 円未満					750~ 800万 円未満	800万 円以上	無回答	総数
8	22	20	11	9	2	2	1	3	1	1	1	0	0	0	0	0	12	93
8.6%	23.7%	21.5%	11.8%	9.7%	2.1%	2.1%	1.1%	3.2%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	100.0%

16. 要望する福祉制度

要望する福祉制度(就業支援策以外)としては、「病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する 日常生活支援制度の充実」と「各種手当・年金・給付金などの充実」について、4割以上の方が要望しています。



(複数回答)

制度の充実援員を派遣する日常生活支援病気などの場合に家庭生活支	各種相談事業の充実	の充実 各種手当・年金・給付金など	貸付制度の充実	公営住宅の優先入居	その他	無回答	総数
63	21	62	17	15	1	40	219
42.3%	14.1%	41.6%	11.4%	10.1%	0.7%	26.8%	

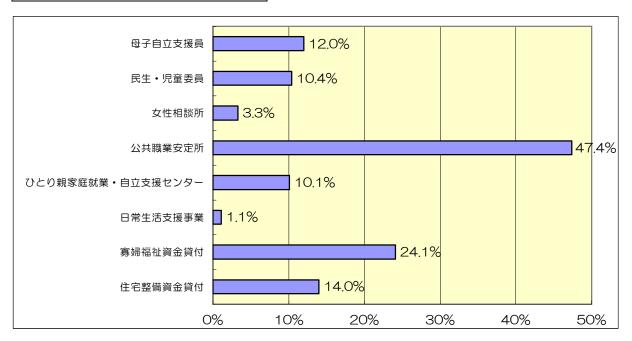
※利率は回答数: 回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

17. 福祉制度の利用方法

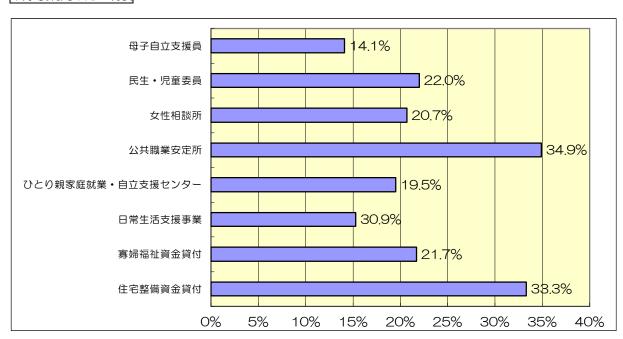
福祉制度の利用状況については、「公共職業安定所」の利用が最も多く、5割弱で、次いで「寡婦福祉資金貸付」の利用が多くなっています。

今後利用したい制度については、「公共職業安定所」が最も多く、次いで「住宅整備資金貸付」の順になっています。

ア.利用している、又は利用したことがある制度



イ.今後利用したい制度

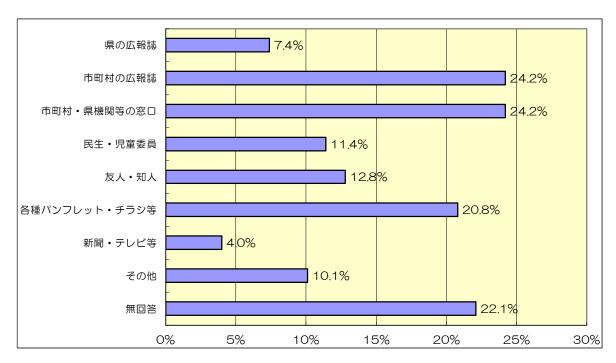


		現 状		今	後
	利用している又は 利用したことがあ る	利用したる	ことがない 知っているが利用 したことがない	利用したい	利用するつもりは ない
(ア)母子自立支援員	12.0%	17.0%	71.0%	14.1%	85.9%
(1)民生•児童委員	10.4%	2.1%	87.5%	22.0%	78.0%
(ウ)女性相談所	3.3%	37.4%	59.3%	20.7%	79.3%
(I)公共職業安定所 (ハローワーク)	47.4%	3.2%	49.4%	34.9%	65.1%
(オ)ひとり親家庭就 業・ 自立支援セン ター	10.1%	16.2%	73.7%	19.5%	80.5%
(加)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1.1%	43.5%	55.4%	30.9%	69.1%
(书)寡婦福祉資金貸付 (修学資金·生活資金等)	24.1%	9.3%	66.6%	21.7%	78.3%
(ク)住宅整備資金貸付	14.0%	20.0%	66.0%	33.3%	66.7%

※利率は回答のあった方で算出

18. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村の広報誌」、「市町村・県機関の窓口」が最も多く、次いで「各種パンフレット・チラシ等」となっています。



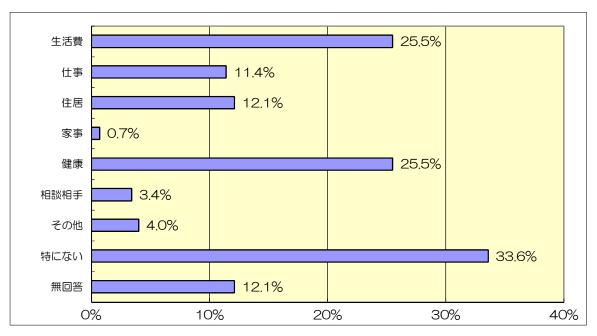
(複数回答)

県の広報誌	市町村の広報誌	の窓口・県機関等	民生・児童委員	友人・知人	ト・チラシ等各種パンフレッ	新聞・テレビ等	その他	無回答	総 数
11	36	36	17	19	31	6	15	33	204
7.4%	24.2%	24.2%	11.4%	12.8%	20.8%	4.0%	10.1%	22.1%	

※利率は回答数:回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

19. 現在困っていること

現在困っていることとしては、「特にない」が3割以上と最も多く、次いで「生活費」、「健康」となっています。



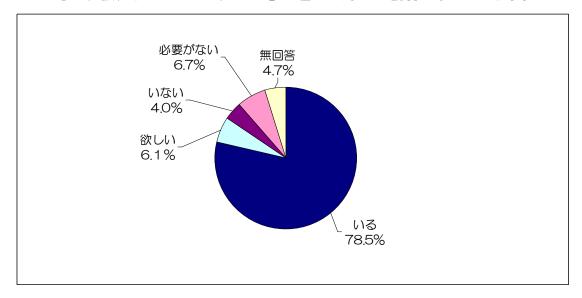
(複数回答)

生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	その他	特にない	無回答	総数
3	8 17	18	1	38	5	6	50	18	191
25.5	% 11.4%	12.1%	0.7%	25.5%	3.4%	4.0%	33.6%	12.1%	

※利率は回答数:回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

20. 相談相手

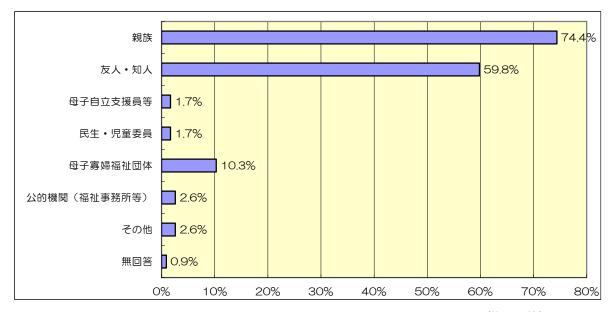
困ったときの相談相手については、「いる」と答えた方が8割弱となっています。



いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	無回答
117	9	6	10	7	149
78.5%	6.1%	4.0%	6.7%	4.7%	100.0%

【相談相手の内訳】

相談相手については、「親族」と「友人・知人」がほとんどとなっています。



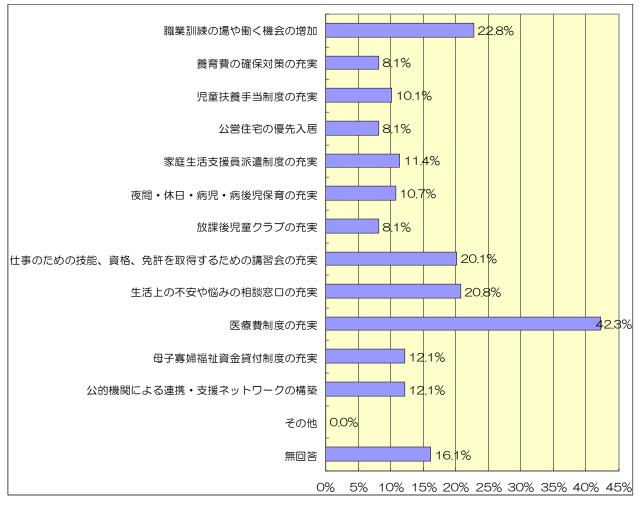
(複数回答)

親族	友人・知人	母子自立支援員	民生・児童委員	母子寡婦福祉団体	(福祉事務所等)公的機関	その他	無回物	総 数
87	70	2	2	12	3	3	1	180
74.4%	59.8%	1.7%	1.7%	10.3%	2.6%	2.6%	0.9%	

※利率は回答数÷上記設問のいる方(117)で算出

21. 希望する施策

希望する施策については、「医療費制度の充実」が4割強と最も多く、次いで「職業訓練や働く機会の増加」の順になっています。



(複数回答)

増加職業訓練の場や働く機会の	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	充実の発員派遣制度の	保育の充実を問・休日・病児・病後児	放課後児童クラブの充実	会の充実 会の充実 の方実	口の充実活上の不安や悩みの相談	医療費制度の充実	の充実の充実の充実の発達の発達を	ネットワークの構築公的機関による連携・支援	その他	無回答	総数
34	12	15	12	17	16	12	30	31	63	18	18	Ο	24	302
22.8%	8.1%	10.1%	8.1%	11.4%	10.7%	8.1%	20.1%	20.8%	42.3%	12.1%	12.1%	0.0%	16.1%	

※利率は回答数:回答のあった寡婦世帯数(149)で算出

22. 意見•要望等(自由記述)

Ⅰ 生活の不安について(5件)

- ① 年齢の増加とともに住居に不安がある。親子3人で住んでいるが、あまり高くない賃貸住宅に住めるよう配慮して欲しい。
- ② 年金生活者にとっては、公共料金が高い。生活保護を貰えば医療費がかからず病院にかかれるのに。まじめに働いてこれでは老後が不安。
- ③ 将来が不安である。
- ④ 家の改修が出来ない。
- ⑤ 子どもの結婚。

Ⅱ 就労支援関係について(3件)

- ① 寡婦の労働力を発揮できる職種が増えること。
- ② 定年退職後の再就職先の確保。
- ③ 親の介護をしたくても仕事が休みづらい。

Ⅲ 福祉制度・事業全般について(5件)

- ① 母子家庭に対してはある程度制度が整っているが、寡婦に対しては何もないように思う。 もう少し考えて欲しい。
- ② 寡婦控除額のアップ。
- ③ 寡婦控除が未婚の母に当てはまらない。
- ④ 精神的にも健康面でも暮らしやすい環境を施策に取り入れて欲しい。
- ⑤ 子育て、経済的自立の支援を拡充して欲しい。

Ⅳ 各種団体への期待・要望について(3件)

- ① 福祉団体の加入者が激減している。支え合って人は生きているので仲間がいることが大切である。 なんとかして仲間を増やしたい。
- ② 地域支援事業の充実。
- ③ 母子福祉団体の加入者増加。

∨ 保健・医療について(2件)

- ① 寡婦にも医療費控除があればいい。
- ② 親の医療費がたくさんかかるため、補助等をお願いしたい。
- VI 国、県、市町村等の相談窓口及び窓口職員等(広報を含む)の対応について(○件)
- Ⅲ 調査(今回のアンケート)について(〇件)

Ⅲ 学費(奨学金等)について(○件)

以 各種手当・貸付金関係(3件)

- ① 児童扶養手当は、世帯分離しているのに同居家族の所得を見られ受給できない。同居とはいっても金銭面での援助はほとんど受けていないので少ない給料で子どもにかかる負担はかなり大きく厳しい。
- ② 年金制度について(亡夫の年金も支給して欲しい。)
- ③ 貸付金の利息を免除して欲しい。

X 子の保育・教育・教育施設等関係について(4件)

- ① 病児・病後児保育の充実を。
- ② 放課後児童クラブ、学童保育、保育関連施設の充実を。
- ③ 低所得者層の児童教育の充実。

XI 資格取得関係(O件)

XⅡ その他(10件)

- ① 今、子育て真っ最中の母子、父子家庭の皆さんを助けてあげてほしい。
- ② 閉じこもりにならないよう寡婦のための、例えば健康の駅、いきいきサロンのよう な集まる場所・機会を作って欲しい。
- ③ 他人にあまり甘えないで自助努力することが大切である。
- ④ 近所付き合いが少なくなってきている。楽しく生きる力を。
- ⑤ 元気な寡婦とひっそり暮らしている方との共存。
- ⑥ 老後施設の充実。
- ⑦ 若いお母さん達が悩みを打ち明けてくれない。悩みの共有を図りたい。
- ⑧ 高齢に伴う付添人がいない。
- ⑨ 各種行事の参加における移動手段の確保。

秋田県ひとり親家庭実態調査票

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(母子世帯用)

平成 2 5 年 8 月 秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画 を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
- 1. この調査票は、母子世帯の母の方が記入してください。
- 2. ここでいう母子世帯とは、配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20 歳未満の児童からなる世帯をいいます。
- 3. 母子世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに係員にお渡しください。
- 4. 平成25年8月1日現在の状況について記入してください。
- 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字 などを記入していただく場合があります。
- 6. 選択肢の場合、「1つ」だけお選びいただく場合と、「3つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに()がある場合は、()の中に具体的内容を記入してください。
- 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
- 8. この調査は無記名で行ってください。<u>結果は統計以外の目的で使用することはありま</u>せん。
- 9. 記入いただいた調査票は、児童扶養手当現況調査時に係員にお渡しください。

【世帯の状況】

問1 あなたの現在(平成25年8月1日現在)の年齢を記入してください。

歳

問2 あなたが養育している20歳未満の子どもさんについて、次の就学・就労状況別に 人数を記入してください。

1. 小学校入学前	人	2. 小学生(1~3年)	人
3. 小学生(4~6年)	人	4. 中学生	人
5. 高校生	人	6. 短大生	人
7. 大学生	人	8. 専門学校生	人
9. 就労	人	10. その他	人

問3 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記 入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4.20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人

間4 あなたが母子世帯になられたのは、あなたが何歳の時でしたか。 また、その時末子は何歳でしたか。

あなた	歳	末子	歳
-----	---	----	---

問 5	あな	たが母子	一世帯にな	つた理由	について、	. 当ては	まるもの	カ <u>1つ</u> にC)をつけて	くださ
	い。									

[死別]	1.	病	死	2.	交通事故死	3.	そ	の他の死		
[生別]	4.	離	婚	5.	未婚の母	6.	遺	棄	7.	行方不明
	8.	その	の他(

【住居の状況】

問 6	あなたの現在の住居について、	当てけまるもの1	○つに○をつけてください
IDLO	- (タ)/ ま /こ (ソフラガオ L (ソフ IT) 向 () ニ フ V ・ C 、	コーレルエンコツコ	

- 1. 持 家 (本人・家族) 2. 公営住宅 3. 社宅など

- 4. 借家・借間(民間アパート) 5. 親族等の家に同居 6. 母子生活支援施設

7	その他()
ι.	ての他	(,

- 問7 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。 今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。
 - 1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

- 問8 あなたが母子世帯になる前の就業状況について、当てはまるものに○をつけてくだ さい。
 - 1. 就業していた 2. 就業していなかった
- 問9 母子世帯になったことにより、就業状況は変わりましたか。当てはまるもの1つに ○をつけてください。
 - 1. 変わらない 2. 同じ職場の中で別の仕事に変わった 3. 転職した 4. 仕事を辞めた 5. 仕事に就いた 6. その他(

- 問10 あなたの現在の就業形態について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。 1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員 5. 家内労働(内職) 6. その他() 7. 就業していない(→就業していない方は問15へ進んでください。)
 - (※「2. 常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「3. 臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。)
- 問11 問10で「2. 常用雇用者」、「3. 臨時・パート」、「4. 派遣社員」又は「6. その他」と答えた方におたずねします。

あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。

- ア 厚生年金又は共済年金への加入の有無
 - 1. 加入している 2. 加入していない
- イ 雇用保険への加入の有無
 - 1. 加入している 2. 加入していない
- 問12 現在就業している方におたずねします。(~問14まで同じ) あなたの仕事について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。
 - 1. 専門的・技術的職業(看護師、栄養士、保育士、教員など)
 - 2. 管理的職業(会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など)
 - 3. 事務(一般事務員など)
 - 4. 販売(小売店員、保険外交員など)
 - 5. 農林·漁業(農業、林業、漁業従事者)
 - 6. 運輸・通信(運転手、通信士、郵便外務員など)
 - 7. 技能・製造・労務(各種製造、建設、労務作業員など)
 - 8. 保安職業(自衛官、警察官、警備員など)
 - 9. サービス業(飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど)
 - 10. その他(在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの)
- 問13 あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの10に〇をつけてください。
 - けてください。
 - 1. 公共職業安定所の紹介 2. 就業・自立支援センターの情報
 - 3. 友人・知人などの紹介 4. 家族や親せきの紹介
 - 5. 学校の紹介 6. 求人情報誌
 - 7. 新聞、チラシなどの求人広告 8. 自営等のため探す必要がなかった
 - 9. その他()

問14	あなたの普段の帰宅時間(自宅で営業している場合は終業時間)	は何時頃ですか
	当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。	

1. 午後5時以前 2. 午後5時~6時の間 3. 午後6時~7時の間

4. 午後7時~8時の間 5. 午後8時~9時の間 6. 午後9時~10時の間

7. 午後10時以降

8. 交代制勤務などで一定しない

問15 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。 次の中から<u>それぞれ3つ以内</u>を選び下の□に番号を記入してください。

1. 簿 記 2. ホームヘルパー 3. 教 員 4. 看護師

5. 調理師 6. 理·美容師

7. パソコン

8. 外国語

9. 栄養士 10. 介護福祉士

11. 保育士 12. 医療事務

13. 自動車運転免許 14. その他(下欄に具体的に記入してください)

15. 特にない

現在持っている資格等		
今後取りたい資格等		

問16 問10で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。 あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい (→補問へ) 2. 就職は考えていない

(補問)

あなたが就業していない(就業できない)理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に○をつけ てください。

- 1. 子どもの世話をしてくれる人がいない 2. 他の家族の介護や世話のため
- 3. 自分が病気(病弱)で働けない 4. 求職中である
- 5. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
- 6. 収入面で条件の合う仕事がない
- 7. 時間について条件の合う仕事がない
- 8. 年齢制限のため適当な仕事がない
- 9. 仕事に必要な専門知識や資格がない

10. その他(

)

- 問17 あなたが要望する就業支援策について、主なもの3つ以内に○をつけてください。
 - 1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
 - 2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
 - 3. 求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること
 - 4. 就職相談が一カ所で受けられること
 - 5. 就職のための支援策などの情報が得られること
 - 6. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
 - 7. 保育所が整備されること
 - 8. 延長保育、休日保育が充実すること
 - 9. 学童保育が充実すること
 - 10. その他(

【家計の状況】

- 問18 あなたの平成24年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。
 - (※ 年間総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等)を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号(下の番号から選んでください)
平成24年の年間(※)総収入	
平成24年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300~350 万円未満	13. 600~650 万円未満
2. 50~100万円未満	8. 350~400 万円未満	14. 650~700 万円未満
3. 100~150 万円未満	9. 400~450 万円未満	15. 700~750 万円未満
4. 150~200 万円未満	10. 450~500 万円未満	16. 750~800 万円未満
5. 200~250 万円未満	11. 500~550 万円未満	17. 800 万円以上
6. 250~300 万円未満	12. 550~600 万円未満	

- 問19 夫と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した夫との養育費の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてく ださい。
 - 1. 取り決めをしている (→補問1へ) 2. 取り決めをしていない (→補問3へ)

(補問1)

養育費の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり (調停・公正証書・協議書等) (→補間2へ) 2. 文書なし

(補問2)

文書で養育費の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり (調停・審判の場合) 2. 関与なし (公正証書・協議書等の場合)

)

(補問3)

養育費の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に○をつけてください。

- 1. 自分の収入等で経済的に問題がないから
- 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
- 3. 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
- 4. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
- 5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
- 6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 8. 相手と関わりたくないから
- 9. 養育費の請求方法がわからなかったから
- 10. その他(
- 問20 夫と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。

離別した夫からの子どもの養育費の受け取り状況について、当てはまるもの1つ に○をつけてください。

1. 現在も受けている

(→補問へ)

- 2. 受けたことがあるが、現在は受けていない (→補問へ)
- 3. 受けたことがない

(補問)

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことがあるが、現在は受けていない」と 答えた方について、養育費の額(複数の子を養育している場合はその合計額)を記入 してください。

1.	月額	約				川円	2.	決まっていない

【子	どŧ	の状況】	
問 2	1	<u>小学校入学前</u> の子どもさんを養育している方におたずねします。	
		子どもさんの保育は主にどなたが行っていますか。当てはまるもの <u>1つ</u> に○を	
	1	けてください。(ただし、該当する子どもさんが複数いる場合は複数選択可)	
	1.	あなた自身 2. 同居の家族 3. 親 戚 4. 友人・知人	
	5.	近所の人 6. 保育所 (無認可を含む) 7. 幼稚園	
	8.	ベビーシッター等 9. 世話をする人がいない (子どもだけで家にいる)	
	10.	その他 ()	
問 2	2	小学校低学年(1~3年生)の子どもさんを養育している方におたずねします	- 0
		子どもさんは、放課後どのように過ごしていますか。主なもの 2 つ以内に \bigcirc を	_
	1	けてください。	
	1.	自宅に大人と一緒にいる 2. 自宅に子どもだけでいる	
	3.	親戚の家 4. 友達の家 5. 児童館	
	6.	放課後児童クラブ(学童保育) 7. 塾・習い事	
	8.	その他 ()	
問 2	3	あなたは子どもさんをどこまで卒業させたいと考えていますか。当てはまるも	, T.
	_1	<u>っ</u> に○をつけてください。	
	1.	中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 専門学校	
	6.	その他 ()	
【公	的福	a 記祉制度(福祉施策)】	
問 2	4	問17でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について	
	È	Eなもの <u>3つ以内</u> に○をつけてください。	
	1.	病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実	
	2.	家事・育児に困ったとき家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実	
	3.	子どもの話し相手などを派遣する制度の充実	
	4.	各種相談事業の充実	
	5.	各種手当・年金・給付金などの充実	
	6.	貸付金制度の充実	
	7.	保育所の優先入所	
	8.	公営住宅の優先入居	
	9.	その他 ()	

問25 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

1449 000 CO E 20	T				
		現り	t	今	後
	利用して	利用した	ことがない	利用したい	利用する
	いる、又	知らな	知ってい		つもりは
	は利用し		るが利用		ない
	たことが	かった			
	ある		したこと		
			がない		
(7) 家庭児童相談室	1	2	3	1	2
(福祉事務所)					
(4) 母子自立支援員	1	2	3	1	2
(ウ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2
	_	_		_	
(工) 児童相談所	1	2	3	1	2
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1	2	J	1	2
(オ) 女性相談所	1	2	3	1	2
(4) (4)	1	2	ა	1	2
(カ) 母子生活支援施設	-	0			0
(7) 母 [土伯文版起权	1	2	3	1	2
(*) 八 4 時					
(キ) 公共職業安定所	1	2	3	1	2
(ハローワーク)					
(ク)ひとり親家庭就	1	2	3	1	2
業・自立支援センター					
(ケ)夜間擁護事業	1	2	3	1	2
(トワイライトステイ)		_		_	_
(2)短期入所生活援助事業	1	2	3	1	2
(ショートステイ)	1	2	3	1	2
(サ)日常生活支援事業	_				
(家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	1	2
(シ)ファミリーサホ。ートセンター事業		_			
	1	2	3	1	2
(相互援助活動)					
(大)自立支援給付金支給事業	1	2	3	1	2
(教育訓練、職業訓練)					
(ヤ)すこやか子育て支援事業	1	2	3	1	2
(保育料等の助成)					
(ソ)福祉医療費の補助	1	2	3	1	2
(児童の医療費の補助)					
(タ)母子福祉資金貸付	1	2	3	1	2
(修学資金、生活資金等)	_			_	
(チ)住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2
	_			_	
L	I	1	I	U	

(参考)

(ク) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、母子家 庭の就業に関する相談を行う事業 (ケ) 夜間養護事業 (トワイライトステイ)

子どもを養育している保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不 在の場合に、子ども(原則として小学生)の生活指導や食事の提供等を行う事

(コ) 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で家事・育児に困ったと き、施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業

(サ) 日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援 員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

(ス) 自立支援給付金支給事業

母子家庭の母が県の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講 座終了後に受講料の一部を支給したり、経済的自立のため資格取得を目的に長 期間(概ね2年以上)養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給 する事業

問26 問25の「現状」で「1.利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。<u>主なもの2つ以内</u>に○をつけ てください。

- 1. 県の広報誌
- 2. 市町村の広報誌
- 3. 市町村・県機関等の窓口
- 4. 民生・児童委員 5. 友人・知人
- 6. 各種パンフレット・チラシ等

)

- 7. 新聞・テレビ等 8. その他(

【生活上の問題、その他】

問27 夫と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した夫との面会交流の取り決め状況について、当てはまるものに○を付けて ください。

- 1. 取り決めをしている。(→補問 $1 \sim$) 2. 取り決めをしていない (→補問 $3 \sim$)

(補間1)

面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり (調停・公正証書・協議書等) (→補問2へ) 2. 文書なし

(補間2)

文書で面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり (調停・審判の場合) 2. 関与なし (公正証書・協議書等の場合)

(補問3)

面会交流の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に〇をつけてください。

- 1. 面会交流の制度を知らなかったから
- 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
- 3. 相手が望まなかったから
- 4. 子どもが望んでいないから
- 5. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 6. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 7. 相手と関わりたくないから
- 8. 養育費等約束が不履行だから
- 9. その他()
- 問28 夫と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した夫と子どもさんの面会交流について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけて ください。
 - 1. 現在も面会交流を行っている
 - 2. 以前行っていたが、現在は行っていない
 - 3. 行っていない
- 問29 子どもに関する悩みについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。
 - 1. しつけ 2. 教育・進学 3. 就 職 4. 非 行 5. 健 康
 - 6. 食 事 7. 身のまわり 8. 結 婚 9. いじめ・不登校
 -) 11. 特にない 10. その他(
- 問30 あなたが母子世帯になった当時、困ったことについて、<u>主なもの2つ以内</u>に○を つけてください。
 - 1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
 - 6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他()
 - 9. 特にない

問31 あなたが現在困っていることについて、 <u>主なもの2つ以内</u> に○をつけてください。
1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他 ()
9. 特にない
問りり もれたぶ田 と吐の也勢也エファット ツァルナフェの1ップナッけてノゼン
問32 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてくださ
い。 1. いる(→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない
1. (*3 (→佃向**) 2. 飲し(* 3. (*な(* 4. 必要がな(*
(補問)
「1. いる」と答えた方におたずねします。
その相談相手について、 <u>主なもの2つ以内</u> に○をつけてください。
1. 親 族 2. 友 人・知 人 3. 母子自立支援員等
4. 民生・児童委員 5. 母子寡婦福祉団体 6. 公的機関(福祉事務所等)
7. その他(
問33 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。 <u>3つ以内</u> に○をつけてくださ
۷٠ _°
1. 職業訓練の場や働く機会の増加 2. 養育費の確保対策の充実
3. 児童扶養手当制度の充実 4. 公営住宅の優先入居
5. 家庭生活支援員派遣制度の充実 6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
7. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
10. 医療費制度の充実 11. 母子・寡婦福祉資金貸付制度の充実
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
13. その他(具体的に)
問り4 「D.フ短別に関」で、辛日の亜胡筮ぶもりましたと、白山に包ましてノゼをい
問34 母子福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

- 132 -

◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(父子世帯用)

平成 2 5 年 8 月 秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画 を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
- 1. この調査票は、父子世帯の父の方が記入してください。
- 2. ここでいう父子世帯とは、配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20 歳未満の児童からなる世帯をいいます。
- 3. 父子世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに係員にお渡しください。
- 4. 平成25年8月1日現在の状況について記入してください。
- 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字 などを記入していただく場合があります。
- 6. 選択肢の場合、「1つ」だけお選びいただく場合と、「3つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに()がある場合は、()の中に具体的内容を記入してください。
- 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
- 8. この調査は無記名で行ってください。<u>結果は統計以外の目的で使用することはありま</u>せん。
- 9. 記入いただいた調査票は、児童扶養手当現況調査時に係員にお渡しください。

【世帯の状況】

問1 あなたの現在(平成25年8月1日現在)の年齢を記入してください。

_		
		ı⊢.
		T-12:
		/FIX
		// * /

問2 あなたが養育している20歳未満の子どもさんについて、次の就学・就労状況別に 人数を記入してください。

1. 小学校入学前	人	2. 小学生(1~3年)	人
3. 小学生(4~6年)	人	4. 中学生	人
5. 高校生	人	6. 短大生	人
7. 大学生	人	8. 専門学校生	人
9. 就労	人	10. その他	人

問3	あなたと同居している	20歳以上の子ども、	家族について、	次の区分別に人数を記
ス	してください。			

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4.20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人

間4 あなたが父子世帯になられたのは、あなたが何歳の時でしたか。 また、その時末子は何歳でしたか。

あなた	歳	末子	歳
-----	---	----	---

問 5	あなたが父子世帯になった理由について、	当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてくださ
V	\ °	

[死別]	1.	病 死	2.	交通	通事故死	3. その他の死
[生別]	4.	離婚	5.	遺	棄	6. 行方不明
	7.	その他(

【住居の状況】

問 6	あなたの現在の住居について、	当てけまるもの1	○つに○をつけてください
IDLO	- (タ)/ ま /こ (ソフラガオ L (ソフ IT) 向 () ニ フ V ・ C 、	コーレルエンコツコ	

- 1. 持 家 (本人・家族) 2. 公営住宅 3. 社宅など
- 4. 借家・借間(民間アパート) 5. 親族等の家に同居

6.	その他	()

- 問7 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。 今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。
 - 1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

- 問8 あなたが父子世帯になる前の就業状況について、当てはまるものに○をつけてくだ さい。
 - 1. 就業していた 2. 就業していなかった
- 問9 父子世帯になったことにより、就業状況は変わりましたか。当てはまるもの<u>1つ</u>に \bigcirc をつけてください。
 - 1. 変わらない 2. 同じ職場の中で別の仕事に変わった 3. 転職した 4. 仕事を辞めた 5. 仕事に就いた 6. その他(

- 問10 あなたの現在の就業形態について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。
 1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員
 5. 家内労働(内職) 6. その他()
 7. 就業していない(→就業していない方は問15へ進んでください。)
 (※「2. 常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「3. 臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。)
- 問11 問10で「2. 常用雇用者」、「3. 臨時・パート」、「4. 派遣社員」又は「6. その他」と答えた方におたずねします。

あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。

- ア 厚生年金又は共済年金への加入の有無
 - 1. 加入している 2. 加入していない
- イ 雇用保険への加入の有無
 - 1. 加入している 2. 加入していない
- 問12 現在就業している方におたずねします。(~問14まで同じ) あなたの仕事について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。
 - 1. 専門的・技術的職業(看護師、栄養士、保育士、教員など)
 - 2. 管理的職業(会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など)
 - 3. 事務(一般事務員など)
 - 4. 販売(小売店員、保険外交員など)
 - 5. 農林·漁業(農業、林業、漁業従事者)
 - 6. 運輸・通信(運転手、通信士、郵便外務員など)
 - 7. 技能・製造・労務(各種製造、建設、労務作業員など)
 - 8. 保安職業(自衛官、警察官、警備員など)
 - 9. サービス業(飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど)
 - 10. その他(在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの)
- 問13 あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの10に〇をつけてください。
 - けてください。 1. 公共職業安定所の紹介 2. 友人・知人などの紹介
 - 3. 家族や親せきの紹介 4. 学校の紹介
 - 5. 求人情報誌 6. 新聞、チラシなどの求人広告
 - 7. 自営等のため探す必要がなかった
 - 8. その他()

問14	あなたの普段の帰宅時間(自宅で営業している場合は終業時間)	は何時頃ですか
	当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。	

1. 午後5時以前 2. 午後5時~6時の間 3. 午後6時~7時の間

4. 午後7時~8時の間 5. 午後8時~9時の間 6. 午後9時~10時の間

7. 午後10時以降

8. 交代制勤務などで一定しない

問15 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。 次の中から<u>それぞれ3つ以内</u>を選び下の□に番号を記入してください。

1. 簿 記 2. ホームヘルパー 3. 教 員 4. 看護師

5. 調理師 6. 理·美容師

7. パソコン

8. 外国語

9. 技術系 10. 介護福祉士

11. 保育士 12. 医療事務

13. 自動車運転免許 14. その他(下欄に具体的に記入してください)

15. 特にない

現在持っている資格等		
今後取りたい資格等		

問16 問10で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。 あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい (→補問へ) 2. 就職は考えていない

(補問)

あなたが就業していない(就業できない)理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に○をつけ てください。

- 1. 子どもの世話をしてくれる人がいない 2. 他の家族の介護や世話のため
- 3. 自分が病気(病弱)で働けない 4. 求職中である
- 5. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
- 6. 収入面で条件の合う仕事がない
- 7. 時間について条件の合う仕事がない
- 8. 年齢制限のため適当な仕事がない
- 9. 仕事に必要な専門知識や資格がない

10. その他(

)

- 問17 あなたが要望する就業支援策について、主なもの3つ以内に○をつけてください。
 - 1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
 - 2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
 - 3. 求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること
 - 4. 就職相談が一カ所で受けられること
 - 5. 就職のための支援策などの情報が得られること
 - 6. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
 - 7. 保育所が整備されること
 - 8. 延長保育、休日保育が充実すること
 - 9. 学童保育が充実すること
 - 10. その他 ()

【家計の状況】

- 問18 あなたの平成24年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。
 - (※ 年間総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、社会保障給付金、就 労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等)を 含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号(下の番号から選んでください)
平成24年の年間(※)総収入	
平成24年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300~350 万円未満	13. 600~650 万円未満
2. 50~100万円未満	8. 350~400 万円未満	14. 650~700 万円未満
3. 100~150 万円未満	9. 400~450 万円未満	15. 700~750 万円未満
4. 150~200 万円未満	10. 450~500 万円未満	16. 750~800 万円未満
5. 200~250 万円未満	11. 500~550 万円未満	17. 800 万円以上
6. 250~300 万円未満	12. 550~600 万円未満	

- 問19 妻と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した妻との養育費の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてく ださい。
 - 1. 取り決めをしている (→補問1へ) 2. 取り決めをしていない (→補問3へ)

(補問1)

養育費の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり (調停・公正証書・協議書等) (→補間2へ) 2. 文書なし

(補問2)

文書で養育費の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり (調停・審判の場合) 2. 関与なし (公正証書・協議書等の場合)

(補問3)

養育費の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に○をつけてください。

- 1. 自分の収入等で経済的に問題がないから
- 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
- 3. 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
- 4. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
- 5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
- 6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 8. 相手と関わりたくないから
- 9. 養育費の請求方法がわからなかったから
- 10. その他()
- 問20 妻と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した妻からの子どもの養育費の受け取り状況について、当てはまるもの1つ に○をつけてください。
 - 1. 現在も受けている (→補問へ)
 - 2. 受けたことがあるが、現在は受けていない (→補問へ)
 - 3. 受けたことがない

(補問)

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことがあるが、現在は受けていない」と 答えた方について、養育費の額(複数の子を養育している場合はその合計額)を記入 してください。

1.	月額	約				川円	2.	決まっていない

【子	どŧ	の状況】	
問 2	1	<u>小学校入学前</u> の子どもさんを養育している方におたずねします。	
		子どもさんの保育は主にどなたが行っていますか。当てはまるもの <u>1つ</u> に○を	_
	1	けてください。(ただし、該当する子どもさんが複数いる場合は複数選択可)	
	1.	あなた自身 2. 同居の家族 3. 親 戚 4. 友人・知人	
	5.	近所の人 6. 保育所 (無認可を含む) 7. 幼稚園	
	8.	ベビーシッター等 9. 世話をする人がいない (子どもだけで家にいる)	
	10.	その他()	
問 2	2	小学校低学年(1~3年生)の子どもさんを養育している方におたずねします	
		子どもさんは、放課後どのように過ごしていますか。主なもの 2 つ以内に \bigcirc を	_
	1	けてください。	
	1.	自宅に大人と一緒にいる 2. 自宅に子どもだけでいる	
	3.	親戚の家 4. 友達の家 5. 児童館	
	6.	放課後児童クラブ(学童保育) 7. 塾・習い事	
	8.	その他 ()	
問 2	3	あなたは子どもさんをどこまで卒業させたいと考えていますか。当てはまるも	T.
	_1	<u>. つ</u> に○をつけてください。	
	1.	中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 専門学校	
	6.	その他 ()	
【公	的福	記祉制度(福祉施策) 】	
問 2	4	問17でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について	`
	主	Eなもの <u>3つ以内</u> に○をつけてください。	
	1.	病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実	
	2.	家事・育児に困ったとき家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実	
	3.	子どもの話し相手などを派遣する制度の充実	
	4.	各種相談事業の充実	
	5.	各種手当・年金・給付金などの充実	
	6.	貸付金制度の充実	
	7.	保育所の優先入所	
	8.	公営住宅の優先入居	
	9.	その他()	

間25 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当て はまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

		現 北		今後			
	AIIII > -			, , , ,			
	利用して	利用した	ことがない	利用したい	利用する		
	いる、又	知らな	知ってい		つもりは		
	は利用し	かった	るが利用		ない		
	たことが	W > 1C	したこと				
	ある		がない				
(7) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	1	2	3	1	2		
(イ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2		
(ウ) 児童相談所	1	2	3	1	2		
(工) 公共職業安定所	1	2	3	1	2		
(ハローワーク)							
(オ)ひとり親家庭就	1	2	3	1	2		
業・自立支援センター							
(カ)夜間擁護事業	1	2	3	1	2		
(トワイライトステイ)							
(キ)短期入所生活援助事業	1	2	3	1	2		
(ショートステイ)							
(ク)日常生活支援事業	1	2	3	1	2		
(家庭生活支援員の派遣)							
(ケ)ファミリーサホ。ートセンター事業	1	2	3	1	2		
(相互援助活動)							
(コ)すこやか子育て支援事業	1	2	3	1	2		
(保育料等の助成)							
(サ)福祉医療費の補助	1	2	3	1	2		
(児童の医療費の補助)							
(シ)住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2		
()							
(大)自立支援給付金支給事業	1	2	3	1	2		
(教育訓練、職業訓練)							

(参考)

(オ) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、母子家 庭の就業に関する相談を行う事業

(カ) 夜間養護事業 (トワイライトステイ)

子どもを養育している保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不 在の場合に、子ども(原則として小学生)の生活指導や食事の提供等を行う事 業 (キ) 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で家事・育児に困ったと き、施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業

(ク) 日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援 員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

(ス) 自立支援給付金支給事業

平成25年度に新設された。父子家庭の父が県の指定する職業能力開発のた めの講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給したり、経済的自 立のため資格取得を目的に長期間(概ね2年以上)養成機関等で受講する場合、 その期間中の生活費を支給する事業

問26 問25の「現状」で「1.利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。主なもの2つ以内に○をつけ てください。

- 1. 県の広報誌
- 2. 市町村の広報誌
- 3. 市町村・県機関等の窓口

- 4. 民生・児童委員
- 5. 友人・知人
- 6. 各種パンフレット・チラシ等

)

- 7. 新聞・テレビ等 8. その他(

【生活上の問題、その他】

- 問27 妻と離別した方(問5で「4.離婚」と答えた方)におたずねします。 離別した妻との面会交流の取り決め状況について、当てはまるものに○を付けて ください。
 - 1. 取り決めをしている。 $(→補問1 \land)$ 2. 取り決めをしていない $(→補問3 \land)$

(補問1)

面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり (調停・公正証書・協議書等) (→補間2へ) 2. 文書なし

(補問2)

文書で面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり(調停・審判の場合) 2. 関与なし(公正証書・協議書等の場合)

(補問3	3)											
面会	交流の取り	決めをし	ていない	方にお	たず	ねしま	す。					
取り	決めをして	ていない理	胆由のうち	、主な	もの	<u>1つ</u> に	()を	つけて	てくだ	さい。		
1.	面会交流0	つ制度を知	らなかっ	たから								
2.	取り決めの	つ交渉がれ	つずらわし	いから								
3.	相手が望る	まなかった	こから									
4.	子どもが≦	望んでいた	たいから									
5.	取り決めの)交渉をし	たが、ま	とまら	なか	ったか	6					
6.	現在交渉中	中又は今後	炎交渉予定	である	から							
7.	相手と関わ	つりたくな	いから									
8.	養育費等約	り東が不履	員行だから									
9.	その他()			
1. 2. 3. 問29 1. 6.	妻離だ現以行 会 と 別 さ 在 前 っ ど つ の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	要と子ども 会交流を行 こいたが、 よい 関する悩み 2. 教育	っさんの面 テっている 現在は行 、について ず・進学	会交流 ってい 、主な 3.	につないも就	いて、 <u>2つ以</u> 職	当て <u>(内</u> に 4. 9.	はまる ○ を 非 7	o けて 方・不	<u>1つ</u> に(ください 5.健	○を <i>~</i> ハ。	つけて
1. 6.	あなたが <u>{</u> けてくださ 生活費 相談相手 特にない	Sい。 2. 仕	事 3	. 住	居	4.	家				<u>以内</u> に	こ ○ を)
1. 6.	あなたが <u>ま</u> 生活費 相談相手 特にない	2. 仕	事 3.	. 住	居	4.	家				てくた	ごさい)

問32 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの 10 に〇をつけてくださ
V _o
1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない
(補問)
「1. いる」と答えた方におたずねします。
その相談相手について、 <u>主なもの2つ以内</u> に○をつけてください。
1.親 族 2.友 人・知 人 3.民生・児童委員
4. 公的機関(福祉事務所、市町村等)
5. その他()
問33 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。 <u>3つ以内</u> に○をつけてくださ
1. 職業訓練の場や働く機会の増加 2. 養育費の確保対策の充実
3. 児童扶養手当制度の充実 4. 公営住宅の優先入居
5. 家庭生活支援員派遣制度の充実 6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
7. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
10. 医療費制度の充実 11. 母子・寡婦福祉資金貸付制度の充実 12. 八竹機関による連携・支援される 12. 人の構築
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
13. その他(具体的に)
問34 父子福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。
間の1 人子間面に関わて、松光(女主寺がありましたり、日間に間入して、たこで。
◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(寡婦世帯用)

平成 2 5 年 8 月 秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画 を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
- 1. この調査票は、寡婦の方が記入してください。
- 2. ここでいう寡婦とは、配偶者のいない女子であって、かつて母子世帯として20歳 未満の児童を扶養していたことのある方をいいます。
- 3. 寡婦世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに廃棄してください。
- 4. 平成25年8月1日現在について記入してください。
- 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字 などを記入していただく場合があります。
- 6. 選択肢の場合、「1つ」だけお選びいただく場合と、「3つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに()がある場合は、()の中に具体的内容を記入してください。
- 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
- 8. この調査は無記名で行ってください。<u>結果は統計以外の目的で使用することはありま</u>せん。
- 9. 記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、9月10日までに御投函くださるようお願いします。

【世帯の状況】

問1 あなたの現在(平成25年8月1日現在)の年齢を記入してください。

歳

問2 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 子ども	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人
7. 同居人無し(1人暮らし)	人		

3.	扶養関係なし
[3	配偶者がいなくなられた理由について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。 死別] 1.病死 2.交通事故死 3.その他の死 性別] 4.離婚 5.未婚の母 6.遺棄 7.行方不明 8.その他()
【住》	書の状況 】
1. 4.	あなたの現在の住居について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。 持 家 (本人・家族) 2. 公営住宅 3. 社宅など 借家・借間 (民間アパート) 5. 親族等の家に同居 その他 ()
	現在公営住宅に入居していない方におたずねします。 今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに〇をつけてください。 希望する 2. 希望しない
【仕	事の状況】
(%	あなたの現在の就業形態について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。 1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員 5. 家内労働(内職) 6. その他(7. 就業していない(→就業していない方は問12へ進んでください。) 5. 「2. 常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「3. 臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。)
問8	問7で「2.常用雇用者」、「3.臨時・パート」、「4.派遣社員」又は「6.その他」と答えた方におたずねします。 あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。 厚生年金又は共済年金への加入の有無

問3 あなたの扶養関係について、当てはまるもの<u>1つ</u>に○をつけてください。

1. 他の世帯員に扶養されている 2. 他の世帯員を扶養している

1. 加入している 2. 加入していない

1. 加入している 2. 加入していない

イ 雇用保険への加入の有無

問 9	現在就業している方におたずねします。(~問11まで同じ)
	あなたの仕事について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。
-	1. 専門的・技術的職業(看護師、栄養士、保育士、教員など)
4	2. 管理的職業(会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など)
	3. 事務(一般事務員など)
۷	4. 販売(小売店員、保険外交員など)
Ę	5. 農林・漁業(農業、林業、漁業従事者)
(6.運輸・通信(運転手、通信士、郵便外務員など)
,	7. 技能・製造・労務(各種製造、建設、労務作業員など)
8	8. 保安職業(自衛官、警察官、警備員など)
Ç	9. サービス業(飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど)
1	0. その他(在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの)
問1(O あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつ
	けてください。
-	1. 公共職業安定所の紹介 2. 就業・自立支援センターの情報
	3. 友人・知人などの紹介 4. 家族や親せきの紹介
Ę	5. 学校の紹介 6. 求人情報誌
	7. 新聞、チラシなどの求人広告 8. 自営等のため探す必要がなかった
Ç	9. その他()
問1	1 あなたの普段の帰宅時間(自宅で営業している場合は終業時間)は何時頃ですか。
	当てはまるもの <u>1つ</u> に○をつけてください。
-	1. 午後5時以前 2. 午後5時~6時の間 3. 午後6時~7時の間
4	4. 午後7時~8時の間 5. 午後8時~9時の間 6. 午後9時~10時の間
7	7. 午後10時以降 8. 交代制勤務などで一定しない
問12	2 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。
	次の中から <u>それぞれ3つ以内</u> を選び下の□に番号を記入してください。
-	1. 簿 記 2. ホームヘルパー 3. 教 員 4. 看護師
Ę	5. 調理師 6. 理・美容師 7. パソコン 8. 外国語
Ç	9. 栄養士 10. 介護福祉士 11. 保育士 12. 医療事務
1	3. 自動車運転免許 14. その他(下欄に具体的に記入してください)
1	5. 特にない
	現在持っている資格等
	今後取りたい資格等

- 問13 問7で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。 あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。
 - 1. 就職したい (→補問へ) 2. 就職は考えていない

(補問)

あなたが就業していない(就業できない)理由のうち、主なもの<u>1つ</u>に○をつけ てください。

- 1. 他の家族の介護や世話のため 2. 自分が病気(病弱)で働けない
- 3. 求職中である
- 4. 職業訓練を受るなど、技術を修得中である
- 5. 収入面で条件の合う仕事がない
- 6. 時間について条件の合う仕事がない
- 7. 年齢制限のため適当な仕事がない 8. 仕事に必要な専門知識や資格がない
- 9. その他(
- 問14 あなたが要望する就業支援策について、主なもの3つ以内に○をつけてください。

)

- 1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
- 2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
- 3. 就職相談が一カ所で受けられること
- 4. 就職のための支援策などの情報が得られること
- 5. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
- 6. その他()

【家計の状況】

- 問15 あなたの平成24年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。
 - (※ 年間総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、 地代の収入等)を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号(下の番号から選んでください)
平成24年の年間(※)総収入	
平成24年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300~350 万円未満	13. 600~650 万円未満
2. 50~100 万円未満	8. 350~400 万円未満	14. 650~700 万円未満
3. 100~150 万円未満	9. 400~450 万円未満	15. 700~750 万円未満
4. 150~200 万円未満	10. 450~500 万円未満	16. 750~800 万円未満
5. 200~250 万円未満	11. 500~550 万円未満	17. 800 万円以上
6. 250~300 万円未満	12. 550~600 万円未満	

【公的福祉制度(福祉施策)】

- 問16 問14でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、 主なもの2つ以内に○をつけてください。
 - 1. 病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
 - 2. 各種相談事業の充実
 - 3. 各種手当・年金・給付金などの充実
 - 4. 貸付金制度の充実
 - 5. 公営住宅の優先入居
 - 6. その他(

問17 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当て はまるものに○をつけてください。

	現 状		今	後	
	利用して	利用した	ことがない	利用したい	利用する
	いる、又 は利用し たことが ある	知らな かった	知ってい るが利用 したこと がない		つもりは ない
(7) 母子自立支援員	1	2	3	1	2
(イ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2
(ウ) 女性相談所	1	2	3	1	2
(エ) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	1	2
(オ)ひとり親家庭就業・自立支援センター	1	2	3	1	2
(カ)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	1	2
(キ)寡婦福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	1	2
(ク)住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2

(参考)

(オ) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、母子家 庭の就業に関する相談を行う事業

(カ) 日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援 員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

問18 問17の「現状」で「1.利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。<u>主なもの2つ以内</u>に○をつけ てください。

- 1. 県の広報誌
- 2. 市町村の広報誌
- 3. 市町村・県機関等の窓口
- 4. 民生・児童委員 5. 友人・知人
- 6. 各種パンフレット・チラシ等
- 7. 新聞・テレビ等 8. その他(

)

【生活上の問題、その他】

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健	康
6. 相談相手 7. その他() 8. 特に	ない
問20 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの <u>1つ</u> に○を	こつけてくださ
<i>،</i> ۲۰	
1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がな	: ()
(補問)	
「1. いる」と答えた方におたずねします。	
その相談相手について、 <u>主なもの2つ以内</u> に○をつけてください。	
1. 親 族 2. 友 人・知 人 3. 母子自立支援員等	
4. 民生・児童委員 5. 母子寡婦福祉団体 6. 公的機関(福祉	上事務所等)
7. その他()	
問21 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。 <u>3つ以内</u> に○を	つけてくださ
\`` _o	
1. 職業訓練の場や働く機会の増加 2. 養育費の確保対策の充実	€
3. 児童扶養手当制度の充実 4. 公営住宅の優先入居	
5. 家庭生活支援員派遣制度の充実 6. 夜間・休日・病児、病後	足保育の充実
7. 放課後児童クラブ(学童保育)の充実	
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実	
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	
10. 医療費制度の充実 11. 母子・寡婦福祉資金貸付	け制度の充実
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築	
13. その他(具体的に)
問22 寡婦福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入して	こください。
	. •••
	-5 + + +

問19 あなたが現在困っていることについて、<u>主なもの2つ以内</u>に○をつけてください。

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画

発 行 平成26年3月

印刷•発行

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部子育て支援課

TEL 018-860-1344

FAX 018-860-3844

美の国あきたHP http://www.pref.akita.lg.jp/

